

令和 4 年

富岡町議会会議録

第 8 回 定例会

12 月 14 日 開会 ～ 12 月 15 日 閉会

富岡町議会

令和4年第8回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 12月14日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸報告	6
○議案の一括上程	10
○提案理由の説明及び一般町政報告	10
○一般質問	13
安藤正純君	13
渡辺正道君	27
渡辺三男君	38
佐藤教宏君	53
○散会の宣告	66
散 会（午後 2時50分）	66

第2日 12月15日（木曜日）

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	69
○出席議員	71
○欠席議員	71
○説明のため出席した者	71

○事務局職員出席者	7 2
開 議 （午前 9時00分）	7 3
○開議の宣告	7 3
○議事日程の報告	7 3
○会議録署名議員の指名	7 3
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	7 3
○追加議案の提案理由の説明	1 0 7
○日程の追加	1 0 7
○議案の一括上程	1 0 8
○提案理由の説明	1 0 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○委員会報告	1 1 9
○動議の提出	1 2 2
○閉会の宣告	1 2 3
閉 会 （午後 2時17分）	1 2 3

第 8 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和4年第8回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和4年12月14日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

議案第66号 専決処分の報告及びその承認について

議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について

議案第68号 工事請負契約の変更について

議案第69号 工事請負契約の変更について

議案第70号 不動産の処分について

議案第71号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第72号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

議案第73号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第74号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第75号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第76号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第66号 専決処分の報告及びその承認について

議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例について

- 議案第68号 工事請負契約の変更について
議案第69号 工事請負契約の変更について
議案第70号 不動産の処分について
議案第71号 町道路線の認定、変更及び廃止について
議案第72号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第5号）
議案第73号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第74号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第75号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第76号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第66号 専決処分の報告及びその承認について
議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について
議案第68号 工事請負契約の変更について
議案第69号 工事請負契約の変更について
議案第70号 不動産の処分について
議案第71号 町道路線の認定、変更及び廃止について
議案第72号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第5号）
議案第73号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第74号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第75号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議案第76号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

○出席議員（9名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君		

○欠席議員（1名）

10番 高橋実君

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
参事兼 総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	杉本良君
産業振興課長	坂本隆広君
都市整備課長	志賀智秀君
教育総務課長	猪狩直恵君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	黒澤真也君

いわき支所長	安	倍	敬	子	君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大	和田	豊	一	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

参議事 兼 事務局局長	小	林	元	一
議兼 会庶務係 主任局長	杉	本	亜	季
議 会 庶 務 係 主 査	黒	木	裕	希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○副議長（堀本典明君） 改めまして、皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、本日、10番、高橋実議長より富岡町議会会議規則第2条に基づき、欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。また、地方自治法第106条の規定に基づき、議長の職を務めさせていただきます。円滑な議事運営に努めますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○副議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○副議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○副議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程について、去る12月8日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から16日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和4年第4回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、令和4年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、文書をもってお手元に配付させていただきましたので、御覧いただくようお願いいたします。

最後に、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただきました、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○副議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 高野 匠 美 君

6番 遠藤 一 善 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○副議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○副議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

4監第13号 令和4年12月14日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和4年8月、9月、10月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和4年9月20日・10月20日・11月21日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） おはようございます。報告第32号、令和4年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）12月定例会の会期及び日程について、（3）その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和4年12月8日午前8時50分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、（1）議案審議について。12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。専決処分報告及びその承認について1件、条例の新規案件1件、工事請負契約の変更案件2件、財産の処分案件1件、認定案件1件、補正予算案件5件、合計11件。（2）12月定例会の会期及び日程について。12月定例会の会期日程については、会期を12月14日から16日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。（3）その他。①一般質問について、一般質問の通告4名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、議員派遣報告について議会事務局長より説明を受けた。③その他。議員から一般質問の提出日に関する意見が出された。

以上です。

○副議長（堀本典明君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第33号、令和4年12月14日、富岡町議会議長高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより第212号の編集について、（2）その他。第4回、（1）とみおか議会だより第212号の最終校正について、（2）その他。

2、審査の経過は記載のとおりとなっております。お読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第212号の編集について。とみおか議会だより第212号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、とみおか復興ロードレース大会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、本年4月に一般社団法人とみおかプラスの事務局長に就任された香中峰秋様より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第212号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審査及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第212号の最終校正について。議会報の最終構成及び内容確認等を実施した。

以上です。

○副議長（堀本典明君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 改めまして、おはようございます。報告第34号、令和4年12月14日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和4年8月・9月・10月分）について、2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)、ALPS処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償に関する検討状況について、(3)福島第二原子力発電所使用済み燃料乾式貯蔵施設の設置について、(4)その他、福島第二原子力発電所における不適合事象と是正勧告について。3、その他。

2、審査の経過はお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和4年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。議員からは、不具合事象の案件について、安全に関わる部分についての計画の徹底を申し入れるよう要望が出された。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、瓦礫撤去に係るダスト飛散の監視について質疑が出された。（2）ALPS処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償に関する検討状況について。ALPS処理水放出に伴う風評被害が発生した場合の賠償について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、賠償は国や有識者等からの意見を広く受けること、売上げだけに頼らず、多角的な観点を持つこと、賠償における情報の発信等の要望が出された。（3）福島第二原子力発電所使用済み燃料乾式貯蔵施設の設置について。円滑な廃止措置に向けて構内に乾式貯蔵施設を設置するための計画について、議員からは、施設の使用想定期間に関すること、今後の使用済み燃料の保管や取扱い方法の質疑が出された。2、（2）その他。福島第二原子力発電所における不適合事象と是正勧告に勧告について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。3、その他。

終わります。

○副議長（堀本典明君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○副議長（堀本典明君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○副議長（堀本典明君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。朝晩の冷え込みが厳しさを増し、いよいよ本格的な冬を迎えようとしております。一旦は落ち着きを見せようとしていた新型コロナウイルス感染症ですが、先月半ばより感染拡大の状況を呈することとなっており、季節性インフルエンザの流行も懸念される場所ですので、町民の皆様には基本的な感染防止対策の徹底を改めてお願いいたしますとともに、いま一度ワクチンの接種についてご検討くださいますようお願いをいたします。

さて、本町の長期総合計画であり、復興創生の羅針盤としておりました第二次災害復興計画が令和6年度末に計画期間を満了することとなります。私たちを取り巻く諸情勢が第二次復興計画策定時より大きく変化していることに対応し、本町を未来につなげ、将来を切り開くための取組をさらに深め、笑顔と希望あふれる本町のあしたを築いてまいるために、第三次災害復興計画の策定準備を進めることといたしましたので、ご報告をいたします。計画の策定に当たりましては、これまでの施策を踏まえつつ、より未来志向の長期総合計画となるよう、町民の皆様をはじめ、本町に関係する皆様の多様なご意見をしっかりと伺いして、新たな羅針盤を策定してまいりたいと考えておりますので、ご承知おきくださいますようお願いをいたします。

先月20日に開催されました第34回ふくしま駅伝に出場した我が富岡町チームは、6時間26分25秒で16区間、95キロメートルを走り切りました。練習環境が整わない中であっても、全選手が果敢な走り

で懸命にたすきをつなぎ、多くの方々に感動と勇気を与えてくださいました。選手の皆さんの頑張りに、また選手をサポートいただいた皆さんや沿道などで応援していただきました皆さんに改めて絶大なる感謝を申し上げます。

本年度も残すところ3か月余りとなりました。本年度において実施いたしております各種事業の成果が来年度以降にしっかりとつながるよう、全職員一丸となって努めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力、そしてご指導をお願い申し上げます。

それでは、令和4年第8回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提出いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、第29回全国消防操法大会及び各種防災訓練の実施に関してご報告いたします。10月29日、千葉県市原市において開催されました全国消防操法大会ポンプ車操法の部に私たちの富岡町消防団が出場し、19団体中12位の成績を収めました。過去最高の9位を超えることはできませんでしたが、1番委員を務めた本町職員である佐藤高広選手が優秀選手として表彰されるなど、選手6名はもとより、全消防団員が一致団結して訓練の成果をしっかりと発揮することができ、富岡町消防団の面目躍如たるものとなりました。選手諸君のご努力とご奮闘に敬意を表しますとともに、消防力をさらに磨く取組を継続され、本町の安全と安心に寄与くださいますようお願いいたします。

先月15日には、福島県広域津波避難訓練が本町で行われ、多くの方々に参加いただきました。また、翌日には役場本庁舎において消防訓練を実施いたし、通報連絡や初期消火などについての各種行動を確認いたしました。町におきましては、震災の記憶が薄れつつある状況であることを踏まえ、今後においても実践的な各種防災訓練を定期的に行ってまいる考えでありますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、この秋に開催されました各種イベントなどに関してご報告いたします。

10月2日に開催いたしましたとみおか復興ロードレース大会を皮切りに、この秋におきましてはスポーツ、文化・芸能、交流などの10を超える各種イベント等を開催することができました。復興ロードレースには950名、とみおか・いわきふれあいフェスタ2022には270名、わんぱくパーク秋祭りには260名、そしてえびす講市には1,300名を超える方々にご来場、ご参加いただくなど、各種イベントが大盛況であったことを皆様にご報告申し上げます。私は、本町への関心を喚起し、多様な交流のきっかけとするとの各種イベントの開催趣旨を実現できたのではないかと大変うれしく思っております。町民の皆様が主役となって開催されました復興歌謡祭2022、富岡町芸能祭・作品展や町民グラウンドゴルフ大会が盛大に開催されましたことは、町のにぎわいづくりと活性化に町民の皆様が積極的に関わってくださったものと大変うれしく思うとともに、今後に大きな期待を抱くことができるものであると感じております。また、先月開催され、県内外の約100名の歴史ファンが来場された図書館文化講演会や行政・大学関係者が約40名参加されたアーカイブズカレッジ、東京六大学応援合戦 in とみおかにおいでいただいた皆様には、本町の復興への取組の一端を感じていただくことができたのでは

ないかとも思っており、このような取組を継続してまいることが必要と考えております。

私は豊かな自然と人と人とのつながりにより発展してきた本町の魅力を各種イベントの実施やアーカイブ・ミュージアムなど、充実した各種施設の活用を通して、町民の皆様や本町に心を寄せてくださる多くの方々にご認識をいただき、本町のにぎわいの創出に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはこの考えをご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

次に、特定復興再生拠点区域の避難指示の解除に関してご報告いたします。

先月25日からの3日間において、富岡・いわき・郡山で町政懇談会を開催し、主に特定復興再生拠点区域の現状をご説明申し上げ、避難指示の解除に関して皆様と意見を交換させていただきました。町政懇談会に出席いただいた方々からは、土地利活用と固定資産税賦課の考え方やさらなる生活環境の整備などについてご意見やご提言を賜ったところではありますが、特定復興再生拠点区域の避難指示解除につきましては、おおむねご理解がいただけているものと捉えており、環境省より大菅・夜の森・新夜ノ森地区の除染が来年春までには完了するとの報告がありましたので、これら地区の特定復興再生拠点区域の避難指示解除の具体的な時期について国及び福島県と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、さきの議会全員協議会で環境省より報告がありましたように、小良ヶ浜・深谷地区における主要道路や施設の除染につきましては、その外縁部の除染作業完了が来年秋頃になるものと報告がありました。残念なことではありますが、このことから小良ヶ浜・深谷地区のいわゆる線拠点や点拠点の避難指示解除につきましては、大菅・夜の森・新夜ノ森地区のいわゆる面拠点の避難指示解除時期とは異なる時期とならざるを得ないものと考えておりますので、このことにつきましても国及び福島県と協議を進めますことをご理解いただけますようお願いいたします。特定復興再生拠点区域の現状は、空間放射線量の一定程度以上の低下を見ることができている状態となっており、環境省は今後もフォローアップ除染の継続した実施によりさらなる空間線量の低減に努めるとしてありますが、生活環境の全てが整ったとはまだまだ言える状態にはありません。しかしながら、避難指示の解除によって様々な活動が活発になり、生活環境が整えられていく始まりになるものであると、私たちは既に経験するところであります。様々な活動をより活発にするために、避難指示解除後においても国及び福島県のこれまでと同様の支援をいただきつつ、知恵を絞り、汗をかいていかなければならないと考えております。また除染の実施に向けて動きが見られるようになってきた特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域におきましても、この動きを一層加速させるため、国及び福島県には今まで以上に地域住民の皆様にご協力をお願いいたします。

次に、今定例会に提出しております議案等について申し上げます。

今定例会には、承認案件1件、条例の新規制定案件1件、工事請負契約の変更案件2件、不動産の取得または処分案件1件、認定案件1件、令和4年度富岡町一般会計補正予算をはじめ、4特別会計

の補正予算案件5件の計11件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、大変残念で申し訳ないことではありますが、重大かつ卑劣な犯罪で職員が逮捕され、起訴されるという事態が出来いたしました。全体の奉仕者たる公務員としてあってはならないものであり、犯罪は決して許されるものではありません。町といたしましては、遺憾の極みと言うほかなく、町民の皆様、本町に心を寄せてくださる皆様に大変なご心配とご迷惑をおかけしましたこと心からおわびを申し上げます。なお、先月21日にくだんの職員より繰り返しの町への謝罪をつづった退職届が送付され、町はこれを同日受理し、同日付で退職を認めました。今後は、司法においてくだんの職員の処罰を判断いただくこととなりますが、町といたしましては確定する司法の処罰が実刑以上であれば支給しないことを前提に、退職金や今月支給の期末勤勉手当の支給を定めにに基づき一時差し止める措置を取ったところでありますので、ご承知いただくよう申し添えさせていただきます。このたびのことで失った町への信頼を取り戻していくためには、私をはじめ、全職員が今まで以上の情熱と真摯さで本町の復興、創生に取り組んでいくこと以外にないものと考えております。このために私は全ての職員に全体の奉仕者たる矜持をしっかりと持って行動するよう再度求めたところであり、気を引き締めた行動を全職員にさせてまいりますこととお誓い申し上げ、町政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

9時45分まで休議いたします。

休 議 （午前 9時32分）

再 開 （午前 9時41分）

○副議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

○一般質問

○副議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

まず、7番、安藤正純君の登壇を許可いたします。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問、順次質問させていただきます。

1、原子力損害賠償紛争審査会専門委員の最終報告について。（1）、原賠審は、本年11月10日、依

頼した専門委員から原発事故をめぐる集団訴訟で中間指針を上回る賠償額が確定した7つの高裁判決の調査、分析を行った最終報告を受けて、中間指針を見直すとの方針を決めました。町は、専門委員の最終報告から何を感じ取ったか、また今後の行動について伺いたい。

2、特定復興再生拠点区域外の政策について。(1)、復興拠点外における外縁除染から外れた家屋、宅地、農地について町は今後どのように対処すべきと考えているか伺いたい。

(2)、町は小良ヶ浜・深谷地区の再生について土地利用の将来的なビジョンを示しているが、具体的な政策について伺いたい。

以上2点よろしくをお願いします。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 7番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償紛争審査会専門委員の最終報告について。(1)、原賠審は、本年11月10日に依頼した専門委員会から原発事故をめぐる集団訴訟で中間支援を上回る賠償額が確定した7つの高裁判決などの調査、分析を行った最終報告を受けて、中間指針を見直すとの方針を決めた。町は専門委員の最終報告から何を感じ取ったか、また今後の行動について伺いたいについてお答えいたします。

中間指針は、原子力損害賠償法に基づき、多くの被害者に共通する損害項目やその範囲を類型化し、東京電力が速やかに賠償するための基準であることから、個別事情は含まない最小限のものであり、現時点で生じる損害や想定し得る損害を網羅した内容となっております。本年3月、最高裁は7件の慰謝料などを求めた集団訴訟において東京電力側の上告を棄却し、賠償基準である中間指針を上回る損害額を認める高裁判決を確定させました。原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針と最高裁の判決内容を比較し、損害として類型化すべきか検証するため、本年6月に法律の学識経験者を新たに専門委員として任命し、先月の10日に最終報告がなされました。専門委員からは、精神的損害のうち避難当初の苛酷な状況における苦痛や中間指針策定時には想定できなかった長期避難に伴うふるさと喪失、変容に対する苦痛は既存の賠償制度には含まれておらず、損害の額についてはばらつきがあるものの、新たに認めるべき損害であると結論づけました。また、原子力損害賠償紛争審査会の委員からは、現地視察において寄せられた被害者の声を可能な限り考慮すべきことや、論点整理の過程では対象者をむやみに狭めるべきではないといった発言に終始していたことから、我々被災自治体が一貫して求めてきた精神的損害の増額要望が被害の実態として認められるのは歓迎すべきことと受け止めたところであります。一方、苛酷避難状況としては、立入りが規制された2か月間が軸となるような分析結果も見受けられ、司法判決に近い損害額が認められるかは分からず、避難指示区域によって賠償額が大きく異なる状況も想定されることから、町はなりわい訴訟の担当弁護士から最終報告の議論に対する見解をいただくとともに、福島県原子力損害対策協議会が第5次追補の素案提示前に要望活動

を行うよう連絡調整を行い、文部科学省をはじめ、関係省庁への緊急要望を行ったところであります。その後、11月28日、12月5日と原子力損害賠償紛争審査会が連続して開催されたことにより、中間指針見直しに係る議論がより具体的に行われ、賠償対象の拡大として検討されている主な論点の5項目のうち苛酷な避難状況とふるさと喪失、変容による精神的損害を認める方針で一致し、具体的な損害額が議論されました。加えて、原子力損害賠償紛争解決センターのADR総括基準に定められた増額事由のうち、要介護状態にあることや身体または精神の障がいがあることなど、10項目について避難生活が通常の避難者と比べその精神的苦痛が大きくなることが一般的として、指針に類型化することが確認されています。一昨日の12日に開催されました第62回原子力損害賠償紛争審査会では、5項目の論点について議論が深められ、大方の面で方向性が見えたとして、第5次追補の素案が示されました。素案では、各賠償項目の具体的な損害の目安額は次回の審査会で示すとしながらも、賠償に関する考えは出尽くしたものと受け止めております。引き続き、開催される審査会の議論を注視するとともに、この追加賠償の内容を分析の上、その内容について町民の皆様へ周知を行い、具体の対応が速やかに実施されるよう図ってまいります。

次に、2、特定復興再生拠点区域外の政策について。(1)、復興拠点外において外縁除染から外れた家屋、土地、農地について町は今後どのように対処すべきと考えているか伺いたいについてお答えいたします。避難指示解除に対する町の姿勢は、全域除染による避難指示解除であることに変わりはなく、その早期実現に向けては現時点で国が示している特定復興再生拠点区域制度の活用による避難指示解除、土地利用に向けた避難指示解除、帰還、居住に向けた避難指示解除の3つの方針のうち最も早期に避難指示解除ができる方針を活用していく考えを持って国との協議を重ねており、外縁除染についても避難指示解除に向かう突破口としたい考えであります。しかしながら、外縁除染が実施されない範囲も生じるため、当該地域における切れ目のない除染の実現に向けては国との協議を重ねていかなければならないと考えております。現時点において、国は2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう避難指示解除の取組を進めていくとしながら、残された土地、家屋等の扱いについて地元自治体と協議を重ねつつ検討を進めていくとしております。町といたしましては、共通の思いを持つ帰還困難区域を抱える町村の協議会とともに、あらゆる機会を通じ、小良ヶ浜地区、深谷地区の皆様との意見交換会で数多く挙げられた生活圈全域を除染した上での全域の避難指示解除という地域の切なる願いを国に届け続け、早期の避難指示解除につなげてまいりたいと考えております。

次に、(2)、町は小良ヶ浜・深谷地区の再生について土地利用の将来的なビジョンを示しているが、具体的な政策について伺いたいについてお答えいたします。町は、令和3年12月開催の全員協議会において、広大かつ平坦な農用地は地権者のご意見を尊重しながら主に産業団地として活用することとし、まずは特定復興再生拠点区域において産業団地を主とした整備を図ることとし、次いで小良ヶ浜圃場や深谷圃場においても様々な活用方法を検討し、西から東側や南側に位置する拠点区域外へと取組を進めていく考えをお示しし、その後開催した町政懇談会等においても広く周知を行い、ご理

解をいただいているものと考えております。現在は、来春の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域の土地利用に当たり、交付金の活用について国との協議を進めておりますが、拠点区域外については制度上交付金を充当することができないことや、被曝線量の低減等を土地利用者が行うとする土地利用に向けた避難指示解除については、除染を国が責任を持って行うべきこととする町の基本的な方針と異なるため、小良ヶ浜地区、深谷地区に広がる仮置場として使用されている土地の利用については具体的な議論を進展させることができていないのが実情であります。関係する地域住民の皆様のご心配事やご意見は町のみならず国にも届いており、引き続き具体の協議に着手できるよう取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 原発事故をめぐる国と東京電力の責任を追い、避難者が原告となり損害賠償を求めた集団訴訟、福島原発訴訟、略称なりわい訴訟では、原告のみが救済されればよいという考え方は取っておらず、裁判に参加していない多くの住民の方も同等の水準で賠償がなされるべきと主張されました。私の今日の質問は、原告の方々のこのような思いを酌み取り、質問させていただきます。

まず最初に、本年3月、最高裁の決定により、集団訴訟の7つの高裁判決が確定したのですがけれども、今までの東京電力の自主賠償とこの最終報告、これを見て、今町長からも細かくありましたけれども、簡単に言って、大きくこれとこれ、精神的な慰謝料というか、こういったものが今まではなかったけれども認められるようになったとか、そういうのを説明していただけますか。

○副議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） お答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、最高裁の決定により高裁判決が確定したことに基づいて原賠審が動き出したと。今年に入って7回もう既に開催されている中で、町長答弁にもありました11月10日の最終報告の中で受けた印象と、その後も開催されている原賠審の動きも含めて若干動きはあるものの、前向きな方向性として受け止めております。その中で詳しくというお話でございましたので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたように、論点整理をされて、5項目示されております。その5項目のうち、当町が関係するものについては3つでございます。1点目が苛酷避難状況ということで、避難された状況があまりにも苛酷であったということで、現地視察の際に訴えた住民の声を基に、苛酷状況については、最初の頃は2か月間というような数字で金額も若干というようなことでございましたが、現時点の素案の中では当町のように第一原発から20キロ圏のところにつきましては事故から6か月間で一括で賠償額を上乗せしますという、苛酷避難状況による精神的損害が1点ございます。金額については次回ということでございます。2点目が、生活基盤を失ったということで、喪失と変容

に伴う精神的損害でございます。こちらにつきましては、居住制限区域と避難指示解除準備区域の2地域が増額というような見込みでございます。一方で、こちらの中には説明がありませんでしたが、帰還困難区域の日常生活阻害の慰謝料、こちらについては増額と。内容は、詳しくは75か月分が85か月分の10か月分増額するというような内容になっております。3点目が、ADRで積み重ねた和解実例を基に幾つか、身障手帳や療育手帳、介護状態、それから妊娠をされていた方またはその期間に妊娠された方など、そういった部分について類型化されるものにつきましては金額を提示しますと、そういった内容で、精神的損害についてはかなりの部分で増額見込みとなっているものでございます。詳しくは最終的に次回開催するということになります。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。本町に該当する3つの区域、帰還困難区域の赤、居住制限区域の黄、避難指示解除準備区域の緑に対する判決があったのは、7つの判決中4つの判決だったと記憶しております。1つ目は、仙台高裁いわき、原告数が210名、2つ目は仙台高裁なりわい、原告数3,864名、3つ目は東京高裁前橋、原告数137名、4つ目は仙台高裁千葉、原告数が45名であります。この中から、判決に多少のばらつきがありますので、最高認容額と最低認容額を削除し、平均値を探りますと、仙台高裁なりわいの認容値となり、また原告数が他の裁判と比較して飛び抜けて多く、かつ区域ごとに定額設定している点を考慮すると、本町に最も身近に感じる判決であると思うのですが、町はこの7つの判決を分析、調査した結果、本町に最も当てはまるものはどの判決と考えますか、その辺聞かせてください。

○副議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） お答えいたします。

7つの裁判の中で、議員おっしゃられましたように、4つの裁判の中におきましてはこれまでの議論も含めまして、仙台高裁いわき、それから仙台高裁なりわいが2つとも似通っておりまして、またなりわい訴訟につきましては、議員おっしゃられましたように、3,800名ほどの多くの方が原告団となっております。この2つのいずれかというような形になりますので、またなおかつ今の原賠審の議論の中を見ますと、今言いましたいわきとなりわいで違った部分につきましては居住制限区域で若干数字の違いがございます。その居住制限区域と避難指示解除準備区域は同等、同じものとして考えるというのが今原賠審、原子力損害賠償紛争審査会で出されているというご意見ですので、最終的には仙台高裁いわきが最も近いものだという認識でございます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。審査会の争点である精神的な損害の捉え方を述べさせていただきます。

先ほど課長からもありましたけれども、専門委員による調査、分析についての最終報告によると、中間指針第4次追補を基に東京電力が実施した自主賠償基準の損害項目とは別に、裁判所には独自の規範があり、中間指針に拘束されておりません。特徴として、慰謝料の算出に当たって居住地ごとに次の3つの項目を別々に算定しています。先ほど説明がありました。1つ目、避難を余儀なくされた、2つ目、避難生活の継続を余儀なくされた、3つ目、ふるさとの喪失と変容と。7つの高裁全ての認容額が中間指針第4次追補を大きく超えております。この金額については、議場において金額を申し上げるのはなじみませんので控えますが、町民の方々が知れば驚くことは間違いありません。町は、この金額が大きく超過した高裁決定に対して喜びとか、そういった独自の感想がありましたら聞かせてください。

○副議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） お答えいたします。

今ほど高裁判決の3つの区分につきましては、言い方は違いますが、原賠審で受け止めているものとは共通している認識でございます。例えば避難を余儀なくされた慰謝料につきましては別建てとしての、別項目として裁判では出されましたが、原子力損害賠償紛争審査会では苛酷避難状況という形で日常生活阻害にプラスというような形にはなっていますが、同様の考え方の下、溶け込む形ですが、増額見込みと考え方が出ております。さらには、避難生活の継続による慰謝料については、日常生活阻害というような言葉に変わっておりますけれども、先ほども申し上げましたように、帰還困難区域としては10か月分が増額するというのがほぼほぼ見えてまいっております。ふるさとの喪失、変容ということは、帰還困難区域以外の地域については該当になる見込みですという話になってございます。その金額につきましても、一括賠償の半額のさらに半額というような、議論の中でも出ておりますので、ある程度の金額は見込めるものと考えてございます。総合して賠償額は増額の見込みというようなことで、町長答弁にもありましたように、非常に歓迎すべきことだということでございます。そのように、ある意味前進するというような形で受け取っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 増額は歓迎する、ありがとうございました。

それと、もう一つ意見を聞かせてもらいたいのですけれども、原告として9年もの長い間頑張って中間指針を改定し、次の第5次追補への道を、先鞭をつけてくれた方々への一言、何かありましたら聞かせていただけませんか。

○副議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） かねてより町は要望によって賠償を変えていくのだというスタンスで取り組んでまいりましたが、一方でそれとは別に訴訟をもって取り組んできた方々がいらっしゃいます。

例えばなりわい訴訟につきましては、富岡町民の方が60名ほど参加されているということをお聞きしておりまして、またそれに加わっていた方が実際にいろんな会合の中でお話ししたことも承知してございます。私も裁判の内容については詳しくはございませんが、口頭弁論で何度も積み重ねた意見を述べられて、勝ち取ってきたものと理解しております。先日、8月の末に、避難者の方が住民の声を原賠審に伝えるという場面でもなりわい訴訟の方が参加しておりまして、1時間半の中では伝え切れないものがあるというようなことで、今まで闘ってきた資料、それからDVDでの映像等を原賠審の委員の方にお渡しして、後でこれをよく見てくださいという場面にも立ち会っております。そういった思いも見てまいりましたので、非常にご苦勞されているという認識でございますし、風穴を開けていただいたという認識でございます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私もこうやって質問できる、それと淡い期待というか、ああ、追加が出るのだと、やはりこういった9年間も頑張ってくれた方々がいたからこういう胸が弾むような話ができるのだということで、私も感謝しております。

そこで、今度は町長に質問したいのですけれども、町長は本年6月の定例議会において中間指針を超える追加賠償の実施を強く求めるべきとの質問に、町単独でも求めていくと答弁されております。中間指針の見直しにより第5次追補が発表され、その内容が高裁決定より著しく低額であると認められる場合には町は何らかの行動を起こすべきと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○副議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） ありがとうございます。町単独でも要望はしていくというお答えをしております。ここは町村、双葉郡町村会も含めてみんなで要望活動しております。そして、今のお答えですが、やはり著しく違う金額とかとなるとすれば、これは町単独でも要望をしっかりと続けていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町単独で行動するということが、例えばそれは要望活動、それも行動の範囲かもしれませんが、ちなみに参考までなのですけれども、平成25年5月、浪江町が町民を代理してADRに集団申立てを行っております。そのとき、町が町民を代理することの意味として、全町民に共通する被害の実相を明らかにし、適正な損害賠償を求め、町民の生活再建を図られるようサポートすることは町として当然の役割であると述べております。本町においても、町が先頭に立ち中心的な役割を果たすことを期待しているのですが、要望活動というよりもさらに一歩進んで集団申立てとか、集団訴訟とか、決してこれは町が原告になってくださいというお話ではないです。一歩前に出て、例えば町民の皆さんに説明をしたり、弁護士を呼んで勉強会を開いたり、あとはその申立ての書

類的な難しいものをお手伝いしたり、弁護士費用を例えば町で肩代わりできるかとか、そういった問題も出てくると思うのですが、これは今月20日に予定されている第5次追補の内容を見てからの話で結構なのですが、ただ心意気、町としての考え方、これは聞かせてもらえれば。町長、もう一歩進んで中心的な役割というのは。確かに町村会とか8か町村とか、原発立地町とかいろんな枠組みはあると思うのですが、一歩出るということはやはりADRだったりと思うのですが、その辺の町長の考えをもう少し、気合を込めてお願いします。

○副議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） お答えいたします。

先ほども若干触れさせていただきましたが、これまでの経過につきましては、賠償に関しましては全町民が水平展開されるというスタンスで要望活動というようなことをしてまいりました。今回ご質問いただきましたのはそれより一歩強くというようなご質問でございましたので、取組につきましてADRというようなお話がございましたので、触れさせていただきたいと思います。

ADRにつきましては、今の原賠審、原子力損害賠償紛争審査会で論点としている項目に関してADRがどのように対応すべきかということの部分からお答えさせていただきます。先ほど苛酷避難状況というようなことでございましたが、こちらはある程度類型化された金額というような形が出る一方で、さらにそれに加えてというような場面がございましたら、ある意味さらなる個別事情となりますので、それについてはADRはふさわしいだろうと、申立てはふさわしいだろう、個別でやったほうがいだろうという認識でございます。しかし、もう一つのふるさと創出等につきましては、地域的なものというようなことでございますので、どこどこ地域に住んでいる方はある意味同様というような形で、集団のほうに向いているのではないかというようなことをADRの弁護士の方にお話を伺っているところでございます。しかしながら、これに加えて、同様であるということで議員が言われるような集団のということになりますと、浪江町が取り組んだというようなことを先ほどありましたが、浪江町が申し立てて5年後に、なかなか東京電力が和解に応じないということで、打ち切りになったということになってございます。ほかの集団申立てにつきましても打ち切りというのが数多くございます。ある程度ADRにつきましては3か月間の中で和解を出すという早期解決というのに目的が置かれておりますので、和解案が出て何年も和解に応じないというものであれば、なかなかそれは向いていないのではないかというような思いもございます。そんな中で、町としては、ある意味ADRとは何かと、こういう内容であると、ですからそこを被災の方に理解していただく場面を設けたり、現に今、毎月ADRのそういった相談会を町は開催してございます。さらには、税務課等と協議しまして、申告の会場でも行っていくようなことも考えてございます。さらには、NDFという廃炉等の関係の組織の相談会につきましても、今後、第5次追補が出ることをにらみつつ、そういった会を設けていくという考えでございますので、町民の皆様にはまずはその内容をお知らせするという場面を多くつくっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長が言っている意味はある程度理解できます。ただ、やはり一步引いているという感じがどうも抜けないものですから。決して町民を代理してくださいとか、代理して申立人になってくださいということとか、あとは訴訟原告になってくださいとか、そういったものではないです。やはり行政賠償とかだったらまた考えは別なのでしょうけれども、これは個人個人の問題だから、人によって苛酷であったか苛酷でなかったかとか、それはその濃淡が違うので、そういうことではなくて、今もやっているよということよりも、例えば住民説明会を開くとか、なりわい訴訟の弁護士を講師として迎えるとか、それで例えばその皆さんが不満、不服がある場合、こういった手のやり方があるよとか、そういったことを広く知らせる、こういう作業を積極的に関わってもらいたいというのが私の質問で、今もやっていますよというのは違うのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） ありがとうございます。いろいろとご意見いただきました内容につきましては、私先ほど回答したことにプラスして、20日の原賠審の結果もございますけれども、考え方として取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはり今まで長い間原子力発電所ということに理解を示してきた4町が一丸となることが一番効果的かなと思いますので、その辺を含めてよろしく願いします。

それでは、2番の（1）に移ります。白地地区の問題なのですが、令和3年6月定例議会において生活環境課長から、外縁除染の対象となる件数を約230件中約130件、約56%の家屋が解体を行う予定であるとの答弁がありましたが、現在の確かな数値を次の2点で教えてください。

1点目は、復興拠点外の全体では何件あるか。外縁除染の対象は何件あるか。外縁除染の対象外は何件になるか。

2点目は、富岡町全体の建物解体済み件数と解体を希望されている件数の合計は何件になるか。

この2点教えてください。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。それでは、復興再生拠点内の解体の対象件数と現在、解体の申請を受け付けている件数についてまず申し上げます。

こちら再生拠点内の件数につきましては、私どもの手ばかりですので約でございますが、拠点内につきましては1,225棟の居宅があると我々でつかんでおります。そのうち解体の申請を環境省に対して提出していただいている町民の方、12月8日の全協の資料からいきますと881件ございます。続きまして、外縁でございます。点拠点、面拠点、線拠点全ての外縁ですが、そちらにつきましては155件

が外縁の対象となる件数でございます。先ほど議員おっしゃっていましたが、令和3年度の時点で約230件というところを今ですと約240、分母を240と捉えていただければ結構かと思えます。

また、240分の155件が対象となりまして、その155件のうち既に環境省に対して解体の申請を提出されている方、91件あると報告を受けてございます。また、解除済み区域につきましては、2,879件が既に解体を完了してございます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、以前富岡町全体で解体したと、あと解体してもらえないものは別として、希望をしている全体で合計でどれくらいになるかということは、私従前で3,934件ということで報告を受けているのですけれども、その数字に間違いあるのですか。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 議員がつかんでいらっしゃる数、全協前でして、最新でいきますと3,851件。微増ではございますが、3,851件の方々が解体を済ませた、あるいは今解体の申請をして解体を待っているという状況でございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私は、申請して解体を待っているではなくて、解体してもらいたいのだけでももらえない人、この85件を入れないと、希望しているというふうに私は今質問しているのです。白地地区の85件の方も解体してもらいたいのです。そここのところを強調したかったから、分母が合わなくなってくるか、それでは。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 議員おっしゃる85件の方々が白地地区で解体、除染の対象から外れているということは確かな数字でございます。私どもで、分母が若干ずれますが、解体を希望したくても解体をできないという方は僅か2%。その方々というのは、どちらで計算しても2.2%の割合となっております。私どもとしては、これらの方々につきましては外縁の方々と同じようにいち早く除染、解体のラインに乗せるべく努力をしてまいりたいと考えてございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 政府は、たとえ長い年月をかけても将来的に帰還困難区域全てを解除すると言いつけ、令和3年8月、新たに意向確認、除染、避難指示解除のサイクルを複数回行い、2020年代にかけて帰還を希望する全ての住民の方々が帰還できるようにすると公表されました。また、他町村において条件付で除染なき解除の動きもあるようですが、町は白地地区の帰還を希望しない方々の除染、解体についてどのように考えているか、もう一度よろしく申し上げます。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいま議員からありましたとおり、国、政府の方針が示されたところ

でございます。まず改めて申し上げますが、町としては全域除染による全域解除、この方針については一つも変わりはありません。これを貫き通したいと思います。先ほど生活環境課長より、白地地区と言われている拠点区域外における外縁除染の対象外というのが85件という形が具体的に出ておりました。図面上の話で85件という形でございますが、残り僅かです。この僅かな件数をどうやって進めていくかというところがまさに国と協議、もっと悪く言うと対峙していく部分かと思っております。政府方針では、先ほど議員がおっしゃられたとおり、2020年代にかけて帰還意向のある住民が帰還できるように進めていくのだとしながらも、残された土地、家屋等の取扱いについては地元自治体との協議を重ねていく、検討を進めていくということにとどまっております。とどまることなく復興のスタートラインに持っていくというのがこれから行政が務めるべき役割だと思っておりますので、この点についてしっかり町の考え方、それから町民の皆さんの考え方を伝えながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 本年10月に行われた町、国と小良ヶ浜・深谷地区の意見交換会において、深谷行政区の方から、一時帰宅して各住宅を見て回っても、朽ちて屋根は落ち、窓ガラスも破れ、イノシシに荒らされ、草はぼうぼう、門口の長い家へは歩いて入ることはできない、一時帰宅も遠のくばかり、このような発言がありました。原発事故からもうすぐ12年になろうとしていますが、まだ時間が止まっている様子がかがいがい知ることができます。

そこで提案させていただきます。町全体から見れば、既に除染、解体された家屋とこれから解体を希望しているところを合計すると、私の計算では先ほどの外縁で対象外の85件をプラスしますので3,934件あり、外縁除染から漏れた対象外は85件で、全体の2.1%にしかすぎません。今後行われる意向調査により、パーセントがさらに小さくなることもあります。こういった理由から、先ほど課長は国との協議と言いましたけれども、その協議の中で国に特例として解体してもらうか、または町が国に代わって除染、解体すべきと思うが、それに関してどう考えますか。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。当町、除染特別地域になっておりまして、国直轄除染のみが認められておる状況でございます。仮に町が執行したとしても、そこから出る廃棄物の処分について行き先がないという状況ですので、今の段階で我々は国に対して早急な除染実施、解体実施を強く要望するしかございません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど生活環境課長から、除染というものは国直轄という話がありました。今ほど議員から提案という形でいただきました。特例として残り僅かだというものをしっかり詰めていけばいいのではないかとのご提案をいただきました。町が考える避難指示解除という部分は、国は横展開ということも考えて、大熊町や双葉町、浪江町等も見ながら進めていくというのは十分承

知であります、もう間もなく取りかかれるのだという状態にある富岡町が待っている必要はないと思っております。その点も含めて、その特例という部分についてはこれから国との話を持っていきながらどうやって進めていくかということ、前に進めていくということ的前提に話を進めさせていただきたいと思っております。検討でございますので、国がどう考えていくかという答えも引き出しながらしっかり前に進んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○副議長（堀本典明君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 町長からの最初の答弁でも、外縁除染について突破口としていきたいというところでございます。まず、外縁除染で除染をスタートさせる、そして帰還を希望する方の土地、家屋について除染をしていただくといったしますと、その後に残る除染がされない土地というところは僅かなパーセンテージになろうかと思っております。この僅かなパーセンテージの部分について、そのまま小さなところを残しておくということではなく、100%を目指すに当たって国にこのもう少しのところを何とかしてやっていただくというところをこれから頑張って対峙していきたいと思っております。具体的にどのようにというところはまだ出口が見えていないところでもありますけれども、考え方としましては余すところなく、ゴールまでもう少しなのだからもっと頑張ってくださいという姿勢で臨みたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 要望活動ではいつまでたってももちが明かない、いつまでたっても同じ答えしか返ってこない、その繰り返しになってしまうので、やはり残されたところが10%、20%あるよということであれば、それはお互いに国と町とのやり取りも厳しいものがあるのかなとは思いますが、1%、2%ですよ。これで町が分断されたり、見捨てたりという言葉が出てきてしまうのですよ、そういった中から。やはり法律で国がやるようになっている、そんなのは私も承知して質問しています。だから駄目だという答えではなくて、そこをどうするのだというのがやはりテクニックで、やる気があるかないかなのです。物事は何でもそうです。駄目な理由から始まったらゴールはないです。どうしたらできるかということから入らないとなかなか物事は突破できないです。

1つ例を取って言います。他町において警戒区域を再編成する際、帰還困難区域の占める割合が95%、ほかの居住制限、避難指示解除準備区域を合わせて5%、町と国が話し合って全区域を帰還困難区域として取り扱って、賠償も帰還困難区域並みに支払っています。ということは、やればできるのです。たった1%、2%なのです。その辺はやはり地域の分断を生まないためにもっと膝詰めで何とかしてくれということ、代行の除染も含め、特例も認めてもらう、いろんな角度で交渉してください。

次の質問に移りますけれども、生活再建支援金は実際に解体済みとならなければ申請できません。国の白地地区に対する政策では、帰還意向があれば解体する、意向がなければ解体しない、これでは

国が帰還を強要しているように受け取れます。高齢の方には、残された時間は多くありません。町は全半壊以上の被害認定があれば申請できるように国に強く求めるべきと思いますが、それは町はどのように考えますか。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。生活環境課、町といたしましても、議員おっしゃるように、残されることなく、ノーから入らずに、積極的に申請できるような制度改革、あるいは窓口での我々に寄り添った運用を強く要望する、そして一刻でも早く皆さんが受給できるように何か策はないかと探ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） まず課長、生活再建支援金について、基礎支援金、加算支援金、請求権者は誰になるか、またこの請求権の相続はあるのかなのか、その辺詳しく説明してください。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 生活再建支援金、受給する際に請求権を持っている方は、当時そのお宅でお住まいになっていた方々の代表者が請求権者となります。先ほど議員のお話の中で、高齢世帯の方、例えば高齢のご夫婦で住んでいらっしゃる方、それが両方お亡くなりになった場合にはその請求権は消失してしまいます。あくまでも当時同居されていた方のみが請求権を継承することができるということになってございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 高齢の世帯は、結局生活再建支援金を受け取れないまま亡くなってしまう可能性があるのです。その辺は強く要望しますというの分かるのだけれども、課長、もう駄目な理由から入らないでください。どうしたらうんと言わせるか、そこから入ってください。これはよろしく願います。

続いて、(2)に移ります。町は、全域除染による避難指示の解除を国に要望する一方で、復興拠点外の土地利用について将来的なビジョンとして考え方を示しております。これは先ほど町長答弁にもありましたけれども、Aエリア、企業誘致に合わせた産業団地や企業の研究拠点のオフィス立地などの活用、B、Cエリア、引き続き検討を重ねるとしております。

そこで、1つ提案させてください。小良ヶ浜・深谷地区を復興拠点として位置づけ、A、B、Cエリア全ての土地を町が買い上げ、スケールの大きな事業計画を立てるべきと思うが、町の考えを聞かせてください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご提案、真摯に受け止めたいと思います。まず、拠点として認めるという形になれば、いわゆる制度上から申し上げると夜の森の特定復興再生拠点区域並みの拠点としてやっていく、あるいは町独自の産業創生拠点区域など、仮称で申し上げましたが、そのような形で

って一気に整備すべきだという考えと受け取りました。一方で、町が買い上げてだと町単費という形になります。と申しますのも、現在、国の交付金等々については避難指示解除というものが大前提になっていて、その解除された地域、それから解除の見込みがある地域に対しての交付金充当ができるものの、解除の見込みがないというところの点については、その地域については交付金が該当できない、充当できないという制度になっております。これは既に富岡に限ったことではなく、その制度に基づいて各自治体が活用しているというのが現状でございまして、町が取得するという形になれば当然町の財源が全部持ち出しという形になりますし、そのぐらいのビッグプロジェクトになることは想定してございます。しかしながら、その解除という部分の中で、されない地域での営業をしていくということがまだ現になっていないという部分があります。今ほどの提案はしかと受け止めさせていただきますが、求めるべきはやはり解除というものが大前提になってきますので、そこについてもしっかりとやっていきたいと思っております。ご提案をしっかりと含みながら、その解除に向けてのやるべきことというもので国と対峙してまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これは先ほどの除染、解体、白地地区と重なって、やはりこれを解除、新たな復興拠点という位置づけでということで、大きく開発されようということになれば戻ってくれる可能性もあると思っております。これは他町の例なのですけれども、やはり商業地8.4ヘクタールを125億円の予算をかけ有名な建築家に依頼し、町並みを全く新しく造り変えると、そういったものが国から認可されております。今の課長の説明で、やはり住民の方が戻られることが前提でそういった予算、交付金が出るということになってくると、他町と本町が全く同じ理由かということになると難しいかなとは思いますが、ただこの富岡町も北と南がもうまるっきり景色違うのです。これをやはり均衡ある発展を促すためには、ぜひこういった大きなプロジェクトを、事業計画を立てることによって町の発展につながるのかなと思っております。

そこで、課長、今まで産業団地の用地買収とか、あとは企業誘致とかやってこられて、やはり町有地というものが大規模なほどその進出企業に対してアピールできるというか、私のところ10ヘクタール欲しいのだ、30ヘクタール欲しいのだというときに、なくて逃げてしまうようなもったいない話になった経験ありませんか。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 企業においては、その進出する大小様々ございまして、例えば平均的なことで申し上げますとやはり1ヘクタールという部分が結構多くニーズがあります。一方で、自分は怒った部分があったのですが、企業にとっては私だったら120ぐらい、100ヘクタールぐらい欲しいのだよねと簡単に言う企業もいらっしゃいますが、実際その方は来ません。当然のことながら、来てほしいという気持ちがある中でも、町としてその企業がしっかりとこの地元に根づいて、しっかりと地元の産業として成り立っていくという企業は、申し訳ないですけれども、見極めさせていただきますが、提

案がなかったかどうかということからいえば、まさにその提案はあったということでございます。その企業と本当に膝を交えてしっかりその地元愛というものを持って、そしてその自分の経営をしっかりと見ている企業だったら、まさにそれと一緒にタッグ、手を組みながら進めていきたいという考えはございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今第二次復興計画中ですけれども、その後また次があるのかどうかはまだ私には分かりませんが、残された復興期間は長くはありません。富岡町全体の避難指示解除へ、これはスピードをアップすべきです。そういった観点から、やはりスケールのでかい事業計画をぜひ立てていただいて、そういった地域間格差を解消するために全地域が発展できるようにその全域の買上げ、これを希望します。そして、このB、Cエリアはできるだけ、私の希望なのですが、やはり農業が富岡町の基幹産業なのです。工場とか何かを産業団地に進出していただいて、このB、Cエリアは特に園芸、ギガ団地だったり、大規模な野菜生産団地だったり、そういった計画のある農業法人を募集すべきだと思います。そういったことをお願いして、あと最後に一言なのですが、やはり政策で遅れて、それが原因で復興が遅れが来たと、そういったことは絶対にならないように政策はきっちり計画してください。

これもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（堀本典明君） 7番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

10時50分まで休議いたします。

休 議 （午前10時40分）

再 開 （午前10時50分）

○副議長（堀本典明君） 再開いたします。

続いて、4番、渡辺正道君の登壇を許します。

4番、渡辺正道君。

〔4番（渡辺正道君）登壇〕

○4番（渡辺正道君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1番、復興政策について。（1）、福島国際研究教育機構の立地決定の結果と福島イノベーション・コースト構想に基づく各事業の偏在化を是正するため、被災12市町村、特に双葉郡8町村の中で本町の立場をどのように認識し、今後どのような復興政策を取っていくのか考えを伺う。

（2）、駅は町の玄関、顔とも言える。そこで、富岡駅、夜ノ森駅を中心とした開発計画の現状、さらには今後の常磐富岡インターチェンジ周辺の復興策について町の考えを伺う。

2、地方創生について。（1）、移住の促進は町の重要課題と認識している。そこで、共生社会、寛

容な社会に向けた取組、ひいては交流人口、関係人口、定住人口の増加に向けた一つの取組として、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入に向けた検討をすべきと考えるが、町の考えは。

3、富岡高校について。(1)、平成29年度から休校となっている富岡高校の現状と校舎の利活用を含めた今後について町の考えを伺う。

よろしく申し上げます。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 4番、渡辺正道議員の一般質問については、3について教育長からの回答とし、1及び2については私からのお答えといたします。

1、復興政策について。(1)、福島国際研究教育機構の立地決定の結果と福島イノベーション・コースト構想に基づく各事業の偏在化を是正するため、被災12市町村、特に双葉郡8町村の中で本町の立場をどのように認識し、今後どのような復興政策を取っていくのか考えを伺うについてお答えいたします。

福島をはじめ、東北の復興を実現するための夢や希望となり、世界に冠たる創造的復興の中核拠点としての役割を担う福島国際研究教育機構の誘致に当たっては、地域の皆様の力強いご声援を受け、自信を持って誘致に名乗り出たところであり、願いがかなわなかったことに対しましては非常に残念な思いをいたしました。しかしながら、結果は結果として受け止めつつ、今後、教育機構による研究開発や人材育成などの取組に積極的に連携、協力を図るとともに、教育機構に集まる最先端の企業や研究者等を受け入れるため、さらなる環境の整備に取り組んでまいります。本町は、双葉郡の中核拠点として近隣町村と手を取り合い、発展に力を尽くしてまいりましたことから、これまで以上に地域の復興を牽引し続けていく考えに変わりはなく、広域的な観点から地域全体の復興、創生に向けて取り組んでまいります。福島国際研究教育機構につきましては、復興庁において準備室が設けられ、今後において予算や中長期目標が定められる予定であり、現時点では不透明な部分も多々ありますが、より具体的な取組内容が示された際には、町としても可能な限りに積極的に参画してまいりたいと思います。

次に、(2)、駅は町の玄関、顔とも言える。そこで、富岡駅、夜ノ森駅を中心とした開発計画の現状、さらには今後の常磐富岡インターチェンジ周辺の振興策について町の考えを伺うについてお答えいたします。富岡駅につきましては、曲田土地区画整理事業においてロータリー、公衆トイレ、植栽、案内看板など、駅前交通広場及び駐車場を一体的に整備するとともに、国道6号及び県道広野小高線からのアクセスの利便性を向上させるため、従前、町道の拡幅と延伸を併せて行っております。本年2月からは町観光協会が富岡駅前に移転し、観光案内業務や地元産野菜の販売等を実施しており、にぎわいづくりの一環として駅前町有地を活用したイベントの開催や地元野菜等を販売する軽トラ市な

ども開催しております。また、駅前商業区画貸付事業では、現在1事業者より申請があり、飲食店のオープンに向け準備中であります。夜ノ森駅につきましても、西側地区からの利便性を図るため、東西自由通路や駐車場を含む新たな西側ロータリーを整備するとともに、東側には震災以前より利用されていた旧駅舎の面影を残す待合室を一体的に整備したところであり、にぎわいづくりの一環として駅前大イチョウのライトアップなども実施しております。いずれの駅も町への玄関口として交流人口の増加や観光資源である桜を生かした観光客の誘客などに資する重要な拠点施設でありますので、今後も有効利用を促進するとともに、駅前のさらなるにぎわいを取り戻すため、商業施設の誘致や交流イベントの開催など、効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。常磐富岡インターチェンジにつきましては、東西の幹線道路となる県道小野富岡線の整備を県へ要望し、現在は高津戸工区の工事が進められており、アクセス、利便性の向上が図られるものと期待しております。今後は、インターチェンジ周辺につきましてはこの優位性を活用しつつ、地域住民の皆様のご意見も伺いながら、様々な観点から有効な施策の検討が必要であろうと考えております。

次に、2、地方創生について。(1)、移住の促進は町の重要課題と認識している。そこで、共生社会、寛容な社会に向けた取組、ひいては交流人口、関係人口、定住人口の増加に向けた一つの取組として、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入に向けた検討をすべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない国内において、自治体が独自にカップルに対して結婚に相当する、関係とする証明書を発行することにより、様々なサービスや社会的配慮が受けやすくなる制度であります。また、ファミリーシップ制度は、お子様がいる場合に併せて申請することができる、家族に相当する関係として証明するもので、制度を導入する自治体が徐々に増えております。本町でもこうした多様な生き方を認め合うことは、町民の皆様をはじめ、誰もが住みやすい町を実現するために重要と認識しております。こうした中、多様性を持って男女が共に活躍できる地域づくりの推進に向けて取り組んでいくため、富岡町男女共同参画推進条例に基づき基本計画の策定等を進めるべく、今年度から男女共同参画審議会を開催することとしており、審議会の委員の皆様には昨今の社会情勢の変化に対応する取組の中で、交流人口、関係人口、定住人口の増加に向けたパートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入についても検討をお願いしてまいります。全ての町民の皆様が互いの人権を尊重し、多様な生き方やライフスタイルを認め合うことを基本として、一人一人が幸せを実感できる富岡町を実現してまいりたいと考えております。

○副議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 3、富岡高校について。(1)、平成29年度から休校となっている富岡高校の現状と校舎の利活用を含めた今後について町の考えを伺うについてお答えいたします。

双葉地方の高等学校につきましては、双葉郡教育復興ビジョンを基に、広野町に中高一貫教育の高校部分としてふたば未来学園高等学校が平成27年に開校されましたが、富岡高等学校を含めた既存の

高等学校は平成29年4月より休校となっております。福島県教育委員会では、令和6年度から令和10年度までの県立高等学校改革後期実施計画において、休校となっている富岡高等学校を含む6校については、今後の地域の復興の進展、住民の帰還状況、小中学校の再開状況等を考慮しながら今後の在り方を検討することとしており、再開の時期などの具体的な方針は示されておりません。現在、休校となっている富岡高等学校につきましては、県教育委員会が定期的に校舎及び敷地内の状況を点検するとともに、除草作業などの維持管理を行っているものの、施設の利活用はなされておりません。町といたしましては、地元の人材育成及び双葉郡の持続的な発展と均衡ある復興を遂げるためには、休校となっている高等学校の再開は極めて重要な事項として認識しており、富岡高等学校の再開に対する支援や取組を国や県に対して今後も粘り強く要望してまいります。また、双葉地方町村会においても高等学校再開の要望を継続して行っており、町といたしましても富岡高等学校の同窓会や卒業生と元教職員などで結成された母校で校歌を歌い隊等の関係団体と連携を強化するとともに、学校再開までの間、既存施設の老朽化対策及び適正な維持管理についても福島県に要望してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 答弁ありがとうございました。

まず、大きな1番の復興政策についてですが、私個人的な考えかもしれませんが、現状、福島イノベーション・コースト構想に基づく事業の偏在化というものを町の執行部としては認識をしているのか、また副町長もおいでですし、県としては双葉地方の福島イノベーション・コースト構想に基づく各事業の偏在化というものを認識しているのでしょうか。今までの会議や協議の中で県の考えというものを、感じたままです。ですから、その辺の答弁をお願いします。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど福島イノベーション・コースト構想に関する拠点と言われている部分の偏在化ということが問われました。既に福島イノベーション・コースト構想のホームページ等を拝見させていただき、各自治体におけるどのくらいの拠点があるかということ事前に調べさせていただいたところでございます。浜通りでありますので新地町からいわき市という形でございますが、多いところ、自治体名を申し上げますと南相馬市でございます。こちらは県の合庁等々もありますので、こちらに比べていくと、学校等含めると6施設でございます。一方で、南側になってくると各町が1つずつという形になっていて、やはり合同庁舎がある、官公庁があるという部分があっちょっと多くなるのは、そちらになるのは致し方ないかなとなっておりますが、数的に言うともそういう偏在化というのは当然のことながら見受けられるなということは印象を持っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。福島イノベーション・コースト構想についてというところで、県の認識というところにつきましては、現在の私の立場でお答えするのは難しいものの、これまでの経緯等を踏まえまして私の認識するところを述べさせていただきたいと思います。

まず、福島イノベーション・コースト構想の始まった時期と申しますと、富岡町の避難指示が解除される前に始まっているというところがございます。そしてまた、私自身県に在職しておりました頃、ロボット産業の振興という仕事をしてございました。そういったところで、まず南相馬市にロボットテストフィールドが開所しましたというところで、まずそのロボット関連産業がこの相双地域、南相馬市、相馬市を中心とする周辺地域に入ってきたというところがございます。その後、この双葉郡の避難指示解除が進みまして帰還が進むという過程の中でJAEAの関連施設の立地が進みまして、この福島イノベーション・コースト構想の分野の中で主に双葉郡においては廃炉関係、廃炉産業というところが進展してきていると私は認識しているというところがございます。私自身ロボット産業に携わってきたものですから、この地域の企業がロボット関連産業に進出していくと、こういったことをできる限り支援申し上げたいと思いますが、ロボット産業でありますと非常に裾野が広いということになります。要素技術や部材についても進出していける余地があるというものでありますけれども、残念ながらこの富岡町の地元の企業でロボット関連産業に携わるという企業まだまだ多くはないというところも認識してございます。今後、福島第一原子力発電所の廃炉作業ですとか福島第二原子力発電所の廃止措置に向けまして、この地元の企業がどんどん進出できるように積極的にご支援しなければならぬと考えております。福島イノベーション・コースト構想全体というところにおきましては、まだまだその最終形というものではないと考えておりますので、今後においてこの富岡町、あと双葉郡においても福島イノベーション・コースト構想を浸透させていくということが県としての取組になってくるのではないかと感じてございます。

直接ではございませんが、私の思うところを述べさせていただきました。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。ある程度納得しました。

そこで、町長の答弁の中にもあったのですが、国際研究教育機構の誘致に残念ながら敗れたといいますが、誘致できなかった原因は実際どこにあったのか、その原因を検証することは今後の政策であるとか事業展開の中で非常に重要だと思えます。その辺は町としてはどう認識しているのかお尋ねしたいのです。個人的な意見を先に述べさせてもらえば、よく聞いたのは、先ほど答弁の中にもあったと思うのですが、歴史的な背景で双葉郡の中心は既に富岡だったと、過去のその認識によって変な過信があったのではないかとか、あとは事前の情報収集不足といいますか、そういうものが足りなかったのではないかなと、こういうことを勘案すると、先ほど7番議員の答弁の中で企画課長こういう言い方しました。協議ではなくて対峙。やはりある程度、県と協議するのもいいです。国と協議するのも

いいです。対峙。あとは、もうちょっと悪い言葉といますか、使えば企てるといいますか、やはり考えをめぐらせて、どういう環境整備をして自分たちの話を成功させるのか、そういうことが必要だと思うのです。ですから、回りくどくなりましたが、今回の誘致の敗因、原因をお聞かせください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員既にご存じのとおり、立地に向けて立候補する自治体のことを県から照会を受け、当町を含む9市町が手を挙げ、名のり上げました。その誘致できなかったということの原因、しっかり分析したのかということで、今ほどおっしゃられたとおり、過信があったのではないかと、それから情報不足があったのではないかとこの話をいただきました。結果を様々分析したところでございますが、ほぼほぼ互角だと私は今でも思っています。互角の中で何が決め手だったのだろうかということ、やはり総体的な、今ほど副町長がおっしゃられたとおり、ロボットテストフィールドなり、そちらで実証数が今600を超えていると伺っております。そういう実績があるという部分が最後の決め手だったのではないかと考えてございます。

一方で、過信があったのかどうかという話ありましたが、正直申し上げますとそれは否めないと思っておりますが、初めてその福島国際研究教育機構の話が出たのは3年前でございます。その前においても、福島イノベーション・コースト構想の分科会というものが平成30年にあって、そちらに同席した際、人材育成という部分でかなり富岡町は強調させていただきました。3年余りも私企画課長を務めさせていただいたので携わった者として言えば、過信があったものを一旦排除しながら、どうやったらこの富岡町に決定していただけるものかということ、町の視点と広域的な視点、それから住民の方々のご意見等を踏まえながら、練りに練って1つに絞り、提案したところでございます。分析は、結果は結果として受け止めながら、これからどうやっていくかということもしっかり見据えながら、今後また詰めていきたいと思っております。一応分析としてはそういう形でございましたので、答弁させていただきました。

○副議長（堀本典明君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 少し補足をさせていただければと思います。

まず、情報収集の点でございますけれども、私もロボット関係中心に福島イノベーション・コースト構想携わってまいりましたものですから、この関係の情報収集でありますとか意見交換という点においては、国、県の方々とも小まめにやらせていただいていたところでもありますけれども、結果が伴わなかったという点に対しまして非常に残念に感じているところでございます。ここで、先ほどもロボットテストフィールドとの関係性というところ申し上げましたけれども、この立地の選定に当たりましては既存の取組との関連でありますとか、あとは実証試験でのこれまでの経過でありますとか、そういったところも点数として加わっているのかなと感じているところでございます。そういったところで、今回の選定につきましては、ロボットテストフィールドのこの設置の時点からの経過もあるというこれまでの歴史を踏まえますと、ある程度やむを得ない部分もあるのかなという理解をしたとこ

ろであります。しかしながら、この立地、候補地の選定と、あとこの提案に当たりましては、富岡町といたしましてはベストを尽くして提案をさせていただいたと思っております。ですので、この土地につきましては、非常に有望な土地ということに変わりはないと確信しておりますので、そういったところを今後有効に活用していきたいと思っております。失敗を反省しというところご指摘ありましたけれども、今後そういった有利な点について外に向かって発信していくということで、今後の有効な、最適な活用に結びつけていきたいと考えてございます。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。毎度のことなのですが、私時間の割り振りがなかなか下手なものでして、時間内に全部終わるかどうか不安になってきましたので、はしょってちょっと幾つか質問させていただきます。

まず1番なのですが、これはもう要望で結構なのですが、要望もしくは答弁ができるのであればいただきたいのですが、国際研究教育機構の誘致予定地であった土地は、私の概念では今後産業団地等々に使うのかなという認識でございました。ただ、今回の、産業団地にするにしても、そこで今までのような区画を整理して誘致企業を募るのではなくて、逆に大きな、これだけの面積の土地がありますということでエントリー・アンド・オーダーメードといいますか、まず企業を取捨選択していただいて、その企業もブランド向上に資する企業の誘致に努めてほしいのです。その辺企画課長、補助金とかそういう関係を検討した上で可能ですか。それだけ教えてください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） これはハード系の話になってきて、その団地の整備という形になると、富岡産業団地もそうでございますが、セミオーダーという形になってございます。この区画で、この区割りですという話をさせていただき、企業と相談した上で、ではその4区画合わせましょうかという話になりました。今ほど議員からご質問されたのはそれとほぼ同じかなと思っております。一方でもう既に浜通り全体の工業団地なるものを先日、県の企業立地のホームページを見ると、90ヘクタールほどある中でどう動いているのだろうかという形も調べさせていただきましたが、前の安藤議員からの一般質問とも同じですが、ビッグプロジェクトになるかと思っております。しっかりとその企業の話の伺いながら詰めていくというのも一つの作戦かと思っておりますので、しっかりとその提案、要望という形ではありますが、受け止めながら進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。要望しておきます。

それでは、(2)の富岡駅、夜ノ森駅、インターの件に関してですが、これ駅とかに関していろいろ聞きたいことあったのですが、時間の都合上、インターの件にだけ関して再質問させていただきます。過日新聞に、大熊町は同町野上地区の常磐大熊インターチェンジ周辺に常磐道の休憩施設や道の

駅などの地域振興施設の整備を目指す方針を示したと報道がありました。これを見て、同様な施設を富岡インターチェンジ周辺に造ってくださいということでは決してないのです。ただ、町の玄関の顔として、その辺の認識というのが皆さんあるかどうか分からない。特に今の季節そうですが、下りてくると荒涼とした、枯れ草が生い茂って寒々しい感じが非常にするのです。少なくともあの辺はきちっと環境整備といいますか、清掃というか、除草の徹底であるとか、あと桜の植樹、あわよくばトイレの整備、ある人に言わせるとトイレを造ると何か風紀が悪くなるとかどうのこうのということも言われるのですが、少なくとも桜の植樹ぐらいはきちんと、富岡町が設けている駐車場周辺はきちっと考えていただきたいと思うのですが、その辺に関してはどうですか。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 今お話しされたのは特に駐車場という観点とお聞きしたのですが、駐車場にかかわらず周辺ということで捉えてお答えしてよろしいでしょうか。様々ご提言いただきましたので、そこに向かっていけるように様々考えを調整したいと思います。ただ、トイレにつきましても、駐車場にトイレが必要であるか否か、トイレの必要性というところについては駐車場の使い方、活用の実績、活用の状態というところをしっかりと改めて把握させていただいた上で考えをまとめたいと思います。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。検討のほど切にお願いしておきます。

続きまして、地方創生について。これはなかなか難しい問題だと思います。私も今回この件に関して一般質問を提出するに当たって非常に悩みました。しかしながら、今だからこの富岡町に必要なのではないかなということでこのような質問をさせていただきましたが、まず国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では4つの基本目標と2つの横断目標を挙げています。まず、4つの基本目標、1、「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」、2、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」、3、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、4、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」、2つの横断目標、1、「多様な人材の活躍を推進する」、2、「新しい時代の流れを力にする」、このような明文化といいますか、されています。

そこで、本町の帰町者、居住者は2,000人を超えました。そのうちの半数は新しい転入者だと聞いております。それで、全て新しい人たちが新しい考えを持っているというわけではないのですが、やはり東北独自の、この議場でこういうことを言うのもいかなものかとは思いますが、家長制度、男性一番、男が一番みたいな封建的な空気は多々あるのかなと思っています。ただ、その中で、地方であることや復興途上であることを理由にして、保守的な考えを理由にして、こういうものをきちっと検討して要綱なり条例なりを策定していくことによって初めて地方創生がなされていくのではないかなと私は考えております。その辺に関してもう一度答弁よろしく申し上げます。

○副議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員の提案、本当ありがとうございます。東北でもこの制度を導入している県もあれば、まだない自治体もあるという状況でございまして、ましてや福島県は議員言うようにゼロでございまして。我々としては、この制度も取り入れるべく、今度の男女共同参画審議会にお諮りをかけながら、来年度実施に向けて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 町長ご自身から答弁いただけると次の質問が困ってしまうのですが、隣の川内村には、ひとり親世帯移住促進奨励金というものを設けまして、平成28年から令和3年まで13世帯、31名の方が村内に移住してきております。この制度とそのパートナーシップ制度というものは同じかというところと全く違うものですが、この発想ですよ、発想。ですから、同じように、川内村にすれば2,000人ちょっとの人口の中で30人近くの方が移住されてきているわけです。だから、全て富岡町においてもその数字が当てはまるかというところではないでしょうが、やはりそういう発想ですとか絶対これからは必要になってくると思うのです。それで、この話をしたのは、かつてやはり企画課長だったと思うのですが、とにかく町に定住人口を増やすにはまず交流人口を増やす、関係人口を増やす、そして定住人口につなげると、そういうようないわゆるお話をされたと思ひます。そこで、この制度を設けることによって関係人口の増加につながる、ひいては定住人口の増加につながると、こういうある程度の一連の流れがきちっとできるのではないかなと考えております。ですから、再度、今後男女共同参画審議会でも検討するというお話でしたが、ぜひとも本当に状況、環境をよく精査して、実現に向けて検討して、意地悪なことは言いません。期限をきちっと決めて、ここまで本町としては前向きに検討して、策定しますよ、要綱をつくれますよ、そのぐらいのことをきちっとやっていただきたいなとお願ひしておきます。

あともう一つ、これも新聞報道です。12月4日に、当町を第60回ミスインターナショナル世界大会出場者14名が訪問したと。町長と県知事と皆さんが撮った写真を新聞で僕も拝読しました。ただ、その華やかなところに目が行きがちですが、一方同じ日に国際女性会議、通称WAW!という組織があるのですが、その出席者がやはり被災地を訪問したと。そのWAW!というのは、外務省のホームページから引用させてもらえば、「WAW!には、世界の様々な地域、国際機関から女性の分野で活躍するトップ・リーダーが参加し、日本及び世界における女性のエンパワーメント、女性の活躍促進のための取組について議論を行います。この会議は、日本政府の最重要課題の1つであるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを国内外で実現するための取組の一環として2014年から開催している国際会議」であります。それに寄せられた岸田総理大臣の言葉をまた引用させていただきます。「近年、国際社会では、ジェンダー平等の観点をあらゆる政策や制度に反映しようという「ジェンダー主流化」が重要視されるようになってきています。岸田政権が掲げる、「成長と分配の好循環」を基軸とした

「新しい資本主義」の中で、「ジェンダー主流化」の視点は、ここからが大切だと思うのです。「多様性が一層の「成長」を生み出し、また、その成長から得た原資を、女性を含むすべての人の権利に配慮して「分配」する好循環を生み出すことに繋がります」と、そのようなコメントが載っているわけです。先ほど世界に冠たる国際研究教育機構のお話がありましたが、今後、浜通りの原子炉の廃炉に関しては、これはまさに世界が注目している事業です。その中で、人権においてもやはり世界から注目されるような地域になると思います。その辺に関してぜひとも今後この制度、要綱に関しては前向きに、本当に検討していただきたいと思うのですが、町長、ややこしい質問ですが、その辺もう一度お願いします。

○副議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） ありがとうございます。基本的には、この審議会を開催していただきまして、来年度には、要綱になるか条例になるかはまた別としまして、制定していきたいと考えております。

それから、先ほどの国際女性会議の件ですが、これは私も廃炉資料館で皆様をお迎えして、ご挨拶をしてきたところであります。皆様方もこの富岡の地から第一原子力発電所の見学に行くということで、あそこでバスを乗り換えて見学に向かったというようなところで、時間的にはすごく短い時間でございましたが、皆様とご挨拶させていただいて、富岡の現状などを訴えてきたところであります。今後についても皆様のご協力をいただきたいという挨拶をさせていただきました。

それから、今の多様性という関連からもいきまして、我々も本当にいろいろな人たちがいると思います。いろんな多様性をやっぱり重視して、町の交流人口の増加だとか発展とかに結びつけていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。あまり言うとかどくなってしまうので、そろそろこの辺は終了して。

最後の富岡高校についてということで、先ほどこれ教育長から答弁がありました。ちなみに、あくまでも県の施設ということなのかもしれませんが、点検除草等は行っているというようなお話、答弁がございましたが、確認ですけれども、除染はきちっと終わっていますか。グラウンド、建物を含めて。その辺は答えることができますでしょうか。お願いします。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 富岡高校の除染についてご報告させていただきます。

校舎並びに体育館につきましては、除染は完了してございます。なお、東側の町道、町民の方通行されるかと思いますが、そちらも我々で歩行モニタリング等を行っております。私自身も先日通った際に線量計を持ちまして門の前、それからグラウンドの横等で測ってまいりましたが、1メートルの空間線量で約0.25 μ Sv/h程度でございました。なお、富高の正門の前には県のモニタリングポストも設置されておりまして、そちらで線量、当日は0.22 μ Sv/hでございました。ということで、実は人工

芝は未除染でございますが、人工芝以外除染は完了しております。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。人工芝以外は除染が完了しているということだったのですが、この質問を提出するに当たって私ある人に相談を受けました。ふたば未来学園のバドミントン部の練習場の体育館が手狭で、富岡高校の新体育館といいますか、新しく造ったほうの体育館とか使えるといいのだよねというようなお話を聞きました。これってすごく大切なのかなと思います。といいますのは、万が一、仮定の話ですが、県の施設とはいえ、あそこで例えばふたば未来学園のバドミントン部の生徒たちが練習をします。大きな声が体育館から響き渡る。あの地域に活気が戻ります。さらに、ある程度地域間交流というものがなされるのではないかなと思います。それとまた、新学科棟というのはかなり新しい施設で、あの辺の施設も今後、先ほども言った国際研究教育機構の関連施設、参画大学の使用施設として利用できないかとか、いろいろ考えたところであります。

それで、桜風寮、富岡町教育支援センターに関しては、これは富岡町の施設です。移住、定住に関しての、隣の上の町団地の入居率も9割と、かなり入居者数が増えているというような状況で、再利用できないかということで考えたのですが、いろいろ聞いて多岐にわたってしまったので、議長、これ一問一答からずれてしまいますが、まずお願いしたいのが新体育館の利用方法または新学科棟の利用、これはできないならできないでいいです。その辺の。それとあと、桜風寮の使用に関して答弁をいただきたいのですが。

○副議長（堀本典明君） すみません、県の施設の話になりますので、どこまでお答えいただけるのか、県の教育委員会に要望するというような、要望というか、そういったお話があったというようなお話になるのか、その辺はお答えできなければそこは結構でございますので、よろしく願いいたします。

教育長。

○教育長（岩崎秀一君） では、今の質問に対してお答えいたします。

先ほども答弁しましたがけれども、双葉郡の高校の再開については、町村教育長、双葉郡の町村会としてもあの校舎の再開をお願いしたいと県に要望してあります。ただ、要望だけではなくて、先ほど議員の話の中で、例えば富岡高校のこの場所だったらこういう使い方もできるのではないのでしょうかと、ただ学校再開をお願いしますだけではなくて、具体的にこういうこともできるのではないかと、という一歩先に進んだ要望ということではできると思いますので、それはこれからまた検討していきたいと思っております。

それから、桜風寮につきましては、私と教育委員会の考え方としましては、富岡高校の学校再開と多分絡んでくるだろうと、あそこの利活用によって桜風寮を今度どのように利活用できるかとつながってくると思いますので、その富岡高校の利活用について見えてきた段階で、では桜風寮をどう関与

させていくかということで教育委員会として今考えている段階という、ここまでしか答弁できないのですが、ご理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。無理難題といたしますか、難しい質問といたしますか、答弁できないようなことを聞いてしまって申し訳なかったのですが、その先があるのです。結局また話を戻すようですが、国際研究教育機構の浪江の立地に伴って、結果、常に僕はもうその悔しさといえますか、残念さというものを常に引きずっているのですが、富岡高校は昭和25年、浪江高校の分校として造られた高校です。それで、高校再開は別ですが、その施設等もまた、さっきの話ではないのですけれども、浪江高校を利用して、富岡高校は蚊帳の外みたいなことにならないように。教育長、折に触れて、会議に際しては、先ほども申し上げましたが、きちっと状況を情報収集して、体育館の利活用、あとは新学科棟というあの施設はかなり優秀な、一番上はゴルフの練習場とかジムとかいろいろあるみたいですが、それを再開しろという意味ではないですが、建物としての資源と捉えてやっぱり使い続ける、それで地域住民の交流の場の施設としてまた使うであるとかいろいろ考えられると思うので、その辺をぜひとも今の富岡に、今後の富岡に、先ほど言いました第三次復興計画の策定に向けて取り組むというような町長のお話もありましたが、その中でうまく組み入れて、既にもうボールをどんどん、どんどん投げていかないと、最後になって解体するような羽目になっては困るので、ぜひともその先、先を、さっきも悪い言葉だと言いましたが、企てるようないろいろな行政展開をしてほしいと思うのですが、最後に町長、何か答弁いただけますでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今の正道議員のご意見、大変ありがたく思っております。我々としても、これからもっともっとしたたかに政策を行っていかねばいけないと考えております。ましてや、悔しい思いをもう二度とたくはないと思っておりますので、そういう意味からもぜひ我々も一生懸命取り組んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。そうです。町長自らしたたかと言いましたが、まさにそうだと思います。ぜひともそのしたたかさを持って今後の富岡町復興のため、発展のためにご尽力くださいますようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 4番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

続いて、9番、渡辺三男君の登壇を許します。

9番、渡辺三男君。

〔9番（渡辺三男君）登壇〕

○9番（渡辺三男君） 私からは、大きな2つ、2問を一般質問として提出しておりますので、今から順次質問させていただきます。

1、まず福島国際研究教育機構の立地選定の経緯について。（1）、立地選定についてはどのような経緯で決まったのか伺いたい。9月議会の総括で聞かせてもらいました。最終的にいろんな点数をつけて立地が決定したという報告を聞きましたが、もう少し詳しく聞かせていただければありがたいと思います。

（2）、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の司令塔になる国際研究教育機構の立地場所が浪江町に決まったが、富岡町ではどのように関わっていくのか、町の考えをお聞かせ願いたい。

2番、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外について。（1）、国道6号以東における復興拠点内外の農地に産業団地の造成を検討していると思うが、その進捗状況について伺いたい。

（2）、小良ヶ浜・深谷地区における拠点区域外の土地利活用の具体化に向けた政府との協議状況を伺いたい。

よろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 9番、渡辺三男議員の一般質問についてお答えいたします。

1、福島国際研究教育機構の立地選定の経緯について。（1）、立地選定についてはどのような経緯で決まったのかを伺いたい及び（2）、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の司令塔になる国際研究教育機構の立地が浪江町に決まったが、富岡町ではどのように関わっていくのか、町の考えを伺いたいについては関連がありますので、一括してお答えいたします。

町は、福島国際研究教育機構の誘致に向け、世界に冠たる中核拠点施設にふさわしく、速やかな整備の実現や復興と創生を全世界にお伝えするに最も適した場所を精査し、議会はじめ、商工会等の各種団体や地域住民の皆様の熱い思いも込めて県に提案したところであります。立地選定に当たっては、県の福島イノベーション・コースト構想推進課を中心に、教育や産業などに関わる県職員が誘致に名のりを上げた9市町、15か所の候補地に関する申請書類や現地を確認するとともに、自然災害リスクや工事の円滑な実施などの施設整備の観点や、交通アクセスや研究分野における連携などの周辺環境等の観点を合計11項目について各自治体から聞き取りを行い、県庁内部で最終選定し国に推薦したと伺っており、その審査過程や結果については県ホームページで公表されております。改めて各自治体が提案した内容や審査結果等を確認したところではありますが、本町が提案した内容は交通アクセスや地理的な条件など、あらゆる面で勝るとも劣らないものと自負しており、福島イノベーション・コ

一スト構想の既存施設との距離感など、総体的な面において一步及ばなかったと受け止めております。現在、福島国際研究教育機構については、復興庁内に準備室が設けられ、予算や組織、中期目標等の検討が進められております。本町を含め、近隣自治体による連携や協力などの具体的な取組については明らかとされておりませんが、町としては機構で開発される福島浜通り生まれの新技术が全国、全世界へと広がり、世界に冠たる施設となるよう、連携が図れる分野や関わり方を模索しつつ、可能な限り協力するとともに、引き続き復興創生に向け力を尽くしてまいります。

次に、2、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外について。(1)、国道6号以东における復興拠点内外の農地に産業団地の造成を検討していると思うが、その進捗状況について伺いたいについてお答えいたします。令和3年12月に開催された議会全員協議会において、国道6号以东における土地利用方針案をご説明し、その後における町政懇談会等様々な機会を通して、地域住民の皆様をはじめとして関係者に広く周知、説明を行っております。現時点における産業団地の整備に向けた取組といたしましては、主に小良ヶ浜圃場における産業団地基本構想の作成に向けた準備を進めるとともに、交付金の活用が見込める拠点区域内の団地整備に関する国との事前相談や営農再開を希望する方々への聞き取りなどを実施しており、本事業の関連予算を来年度当初予算に計上したいと考えております。町といたしましては、持続可能な町づくりを目指す上で、雇用の場の確保や居住人口の増加、そして町財政を支える税収の確保に向けて大きな期待を寄せた事業となりますので、地権者の皆様のご意向を最大限尊重しながらしっかりと取り組んでまいります。

次に、(2)、小良ヶ浜・深谷地区における拠点区域外の土地利用の具体化に向けた政府との協議状況を伺いたいについてお答えいたします。町は、令和3年12月開催の全員協議会において、広大かつ平坦な農用地は地権者のご意見も尊重しながら、主に産業団地として活用することとし、まずは特定復興再生拠点区域において産業団地を主とした整備を図ることとし、次いで小良ヶ浜圃場や深谷圃場においても様々な活用方法を検討し、西から東側や南側に位置する拠点区域外へと取組を進めていく考えをお示しし、その後開催した町政懇談会等においても広く周知を行い、ご理解をいただいているものと考えております。現在は、来春の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域の土地利用に当たり、交付金の活用について国との協議を進めておりますが、拠点区域外については制度上交付金を充当することができないことや被曝線量の低減等を土地利用者が行うとする土地利用に向けた避難指示解除については、除染を国が責任を持って行うべきこととする町の基本的な方針と異なるため、小良ヶ浜地区、深谷地区に広がる仮置場として使用されている土地の利用については具体的な議論を進展させることができていないのが実情であります。町の避難指示解除に関する基本方針は、国が責任を持って除染を進め、放射線量の低減が図られた町内全域の避難指示解除であり、地域住民の皆様の思いと同じであると考えております。関係する地域住民の皆様のご心配事やご意見は町のみならず国にも届いており、引き続き具体の協議に着手できるよう取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（堀本典明君） 午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○副議長（堀本典明君） 再開します。

再質問に入ります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 午前中、答弁いただきました。ありがとうございます。（1）の立地選定についてどのような経緯で決まったのかということで、先ほど町長の答弁を聞きますと、11項目があって、そのうちで多分点数制で上げていったのかなと思うのですが、その項目に対してついている点数は、町としては理解はできたのかどうか。理解できない点があったら教えてください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 県においては、今回の福島国際研究教育機構の立地に当たって9市町から挙げられた部分について、いわゆる点数制という形になりますが、そういう形でなりました。11項目、ポイントが円滑な施設整備の観点、それから周辺環境等の観点ということで、大きな2項目を細分化すると11項目というわけでございます。点数というか、二重丸、それがスムーズにいくよねという形で二重丸の数を申し上げますと、富岡町が3つ、決定した浪江町は6つであります。この間で大きなポイントの違いというと、研究開発分野における連携、それから福島イノベーション・コーストの推進というこの2点が浪江町が大きく2つついているという部分があって、これがまさに先ほど答弁でもありましたが、ロボットテストフィールドだったり、水素研究のエネルギー関係の施設等々の実証実験等々が既に行われているという部分が浪江町で評価されているという部分であります。当町においては、当然CLADS等々の廃炉研究分野には進んでいるものの、そこで評価する側としてはそちらが点数がついているという部分ではあります。そのほかは全てもう同等というか、それ以上だと私は思っておりますので、その差が大きく評価に響いたのではないかと分析しておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 丸について浪江町が上回ったということで、私も浪江町、当然上回っても不思議のないような状況だったのかなと思うのです。ただ、8月15日の福島民報での、政府が浜通りに整備する福島国際研究教育機構の立地選定は浪江町が最有力候補地と報道されましたが、報道機関では早くから多分そういう情報はつかんでいたのかなと思うのです。なかなか落としどころがなく県ではその発表が遅れに遅れてきたというのが私は実情なのかなと思うのです。新産業を集積する国家プロジェクトとしてこの構想をぶち上げながら、県としては選定方法に私は間違いが生じたのかなと

思うのです。水素ステーションとかロボットテストフィールド、そういうものをこの中に入れてくるともう浪江とか南相馬とかが有力になるのは当然なのです。国家プロジェクトの中でやっている事業で、ここに持っている施設を入れてきたのでは持っていないところ負けるの当然なのです。だから、その辺は県にもきちっと物を申ししておかなくてはならないと思うのですが、決まってから言っても仕方ないのかということでは私はないと思うのです。本当に誠心誠意、全体を見渡してやってくれたのかなという疑問があるのですけれども、その辺はどうでしょう。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ご指摘があった点、まさに私もそう思っています。拠点として各自治体に整備されているのが1つなり、先ほどの答弁でも言うところと6つあるところもあり、であると数の原理ではなく、そこでどう活動されているか、テストされているかというところは皆さん頑張っている。うちも頑張っている。その中で、この今の2つの施設の点を取り上げられますと、さすがにそこがないところというのは当然あると思います。その点については、県にもやはり広域的には見ていただきたいという部分には当然ありますが、それをどう展開していくかということが次のステージだと思っております。まさに先般も、土曜日ですか、イノベーション・コースト構想のシンポジウムが学びの森で開催された。富岡町で開催されたということはありがたいと思っております中、様々な研究、実験等々にはこれで、今こうやっていますという話もありました。一丸となって皆さん、町に限らず、全体で取り組んでいかなければいけないと考えております。結果は結果として受け止めなければいけないということもありますが、その先を見据えてどう展開していくか、それが一番大事なことだと思っておりますので、議員におかれましてもご理解いただければ非常にありがたいと思っております。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 結果については十分理解はしているのです。ただ、理解していてもなかなか受け入れ難いところがありまして、その辺が一番問題なところなのかなと思うのです。といいますのは、安全な地区という言葉も出ましたが、あそこの地区、水没地区なのです。前9月議会でも言ったかもしれないです。この浪江町の洪水マップを見ますと、もうまさにほとんどが水没地区になって、深いところでは3メートルぐらい水没するのではないかという地区なのです。こういうところに国、県のプロジェクト事業、税を投入する事業というのはあんまり私は向かないのかなと。民間だったら、こういう水没地区には幾ら補助金を申請しても落ちてこないです。そういうところに県が、そこを選定してくるというのは私はおかしいのかなと感じ取っているのが実情です。そういう部分で、町だったらそういう水没地区に民間が何かやろうとしたら、そういうところに補助金申請出てきたら下ろしますか。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず手前みそでございしますが、富岡町が候補地として挙げたところ、それを全て加味して提出して、自信持って挙げたところ。一方で、今ほどありました洪水の浸水区

域になると、高さからいうと3メートルから5メートルだという話になって、今議員持っているマップにも出ているところがございますが、その点についてどうやって決めていったのかということについては、県における新生ふくしま復興推進会議の中で決定したのですが、その議事録が全て公開されております。その議事録を一つ一つ改めて、今回の分析関係も含めてみました。自然災害リスクについてどのように意見は受け止めたのかということを読み取る部分があります。洪水浸水想定区域であるが、町から盛土による減災対策工事の提案があったとなっております。こちらの減災対策をもって県はよしとしたと私どもは受け止めなければいけないかなと考えてございます。当然リスクがあるということは分かった上でこういう対策を講じていくということでございますので、それをもって県は総合的に見て決定に持っていったんだろうと町は判断しております。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まさに当然なことだと思うのです。そのまま、水没地区と分かっている低いところに物を造るといのは考えられませんので。ただ、そういう状況の中で、税の投入が金額が大きくなるわけですから、その辺も大きく加味すれば当然この地区は私は無理だったのかなと思うのです。浪江が無理だという話ではなくて、まだまだ浪江だって、もうちょっと遡って中学校あった辺からはもう水没地区ではないわけですから。だから、そういうところに場所を決定するのであれば、8か町村の中でも一番人口多い町でありますし、当然選ばれてもおかしくないところなのかなと私は思っているのですけれども、何かぱっとしない、胸の中がむかむかしている部分があるのです。そういう部分で非常に私は残念だったとは思いますが、これは結果ですからもうしようがないと。町長を筆頭にして、副町長、産業振興課長、庁舎内で全員で頑張った結果がこうなっただけで、皆さんの努力は十分に私も分かっていますので、これからのレースに参加していかに勝ち取るかだと思いますので、別な意味で今度事業計画で、ぜひその辺でよろしくお願ひしたいと思います。これで（1）に関しては終わります。

先ほど町長一括で答弁してくれましたが、次、2の富岡町ではどのように関わっていくのかということで、この福島イノベーション・コースト構想の中で、国際教育拠点の中で、この5項目にわたって県では、国でやっていくのでしょうかけれども、まずロボットフィールド、あとは農林水産業、あとエネルギー、カーボンニュートラル、放射線科学、創薬、医療、原子力災害に関するデータや知見の集積、発信ということになっていますが、もう既に1番のロボットフィールドに関してはこれ南相馬とか、そちらが主になると思います。あと、2番の農林水産業、これを除いてエネルギー、カーボンニュートラル、水素ステーションですから、これは浪江町が主になっていくのかなと。ただ、浪江町だけでやる話ではないとは思いますが、主はそうだと思うのです。次、4番の放射線科学、創薬、医療というのは、新聞で報道になりましたが、大野病院の後継施設ということで、大野病院も大熊町の前の施設を使うかということで決定しているようですので、当然これも主は大野病院になるのかなと。

あと、5番の原子力災害に関するデータや知見の集積、発信ということになれば、やっぱり東京電力が推進していくのかなと思います。そういうことであれば、農林水産業しか残らないのです、これ。農林水産業で富岡町が勝ち取るとすれば、どういった方法で勝ち取るかが一番問題なのかなと思うのです。水産業になんかなれば南相馬とか請戸とか、あとはいわきまで行きますので、当然いわきの港、小名浜とかありますよね。そうなってくると、どの分野でどうやって関わっていくかが一番難しいのかなと。富岡ではかなりマイナス面を帯びているのかなと思うのですが、そういうことを考えると、どう関わっていくのか、関わり方検討してあるのであればその辺を教えてください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに今議員おっしゃったとおり、機構がこれからやっていく取組というのは5つのテーマでございます。それを束ねていくというのがその機構の最も大事なところであります。町の関わり方ということで、今現在、模索という形が適切な表現になるかと思うのですが、実は国の準備室の中で、設立に向けて今準備が粛々と進められております。その中でまだ、イメージという形しか現在示されておられません。多分富岡町に限らず、ほかの浜通り自治体全部もどうやって関わっていこうかというところがあるかと思っております。農林水産業関係にはこれからというか、徐々にであります、当町においては営農再開等とか、また道が切り開けてきているという部分がありますので、これは当然のことながら参画していきたいと思っておりますが、機構がある場所だけで、そこで事足りるとは考えてございません。当初、有識者の勉強会の中でも出てきたのですが、研究者の方々、それから今ある施設の方々を含めると1,000人以上の方々在那里に詰めるだろうと。それから、そこで働く方々5,000人クラスいるだろうというような具体的な数値が有識者で出ておりました。今5,000人という浪江町、それから富岡町を足しても5,000にはまだいっていない部分が現状でございます。ということは、働くというのがそこだけで事足りるというわけではないので、しっかりそこに関わっていくということが1つと、研究分野を1つでも2つでも当町で展開していくような形で、これからどうやって攻めていくか、求めていくのではなくて関われますよという形でPRしていくことが大事かと思っております。国の本部においてまだ固まっている部分がない部分、立地町を含め、この浜通り全体がまだ悩んでいる部分があるのかなと思うのですが、引き続きその情報収集等々について関わっていきたいと考えてございます。

○副議長（堀本典明君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ただいまの企画課長の答弁に少し加えさせていただければと思います。

この機構の取組の5分野でございますけれども、特に原子力災害に関するデータや知見の集積、発信というところ、こちらの部分については本町も積極的に関わっていくべきなのかなと捉えております。特にこの中でなのですが、放射性物質の環境動態の解明、発信という、そういったことが挙げられておりますけれども、福島イノベーション・コースト構想につきましては、福島イノベーション・コースト構想は6分野ありまして、その中に廃炉という取組があります。この廃炉そのものについて

は国際研究教育機構の取組には含まれておらず、従来どおりJAEAですとか経済産業省が担っていくものと捉えております。そうしたことで、環境部分については国際研究教育機構ということになっていますが、その直接廃炉に関わる部分、あと廃炉に向けた研究開発、こういったところで町としても積極的に参画、協力をしてまいらなければならないと思っております。具体的には、CLADS、廃炉国際共同研究センター、JAEAの施設が富岡町に立地してございますので、こうした研究開発へのご協力、先日も学びの森におきまして研究成果の発表会がございました。また、隣町においてもモックアップセンターですとか大熊分析センターございますので、こういったところの取組が今後進んでいくものと考えております。モックアップセンターにおきましては、高専生によります廃炉創造ロボコンが開かれるなど、そうした取組も進んできておりますので、町としてもこういったところに参加、協力していく必要があると考えます。

もう一つ、議員ご指摘の農林水産業の部分でございますけれども、こちらについては町内にも未利用農地がございます。そういったところの活用を図っていくということが1つ。あともう一つ、大規模な圃場を必要とする場合があるのではないかとも思いますので、そういったところと連携方策を探っていくということをこれからしていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。課長の話で、まだ雲をつかむような話でいるのかなという感想でした。まさにそのとおりだと思うのです。ただ、今のうちによその町村から一步も二歩も前を出ておかないと、やっぱり最後になって息切れして負けてしまうという状況も生まれますので、今のうちから頑張っていたきたいと。それをするにはやっぱり情報網なのかなと思うのです。情報網を張り巡らせて、いち早くどういう情報をつかむかが一番だと思いますので、とにかく町長を筆頭にその辺の情報網は緊密に巡らせていただきたいと思います。

あと、副町長からいただきました。廃炉関係は5つに入っていないということで、当初国際廃炉センター、役場の前に、庁舎の前に一番早く農地を転用して造りました。あれが目になっていくだろうということで、多分富岡町ではあの廃炉センターを取ったと思うのです。楢葉ではモックアップセンターとか。そういう状況の中で、国が次から次へ変わっていくのです、目玉が。それで、我々が翻弄されて追っかけ切れなくしているというのが一番の原因だと思うのです。その中で、もう決まったものはしょうがないですから、やっぱりいち早く情報をつかむということで、これいつの新聞ですかね、国でもワーキンググループを設置したということで、国際教育機構に意見ということで、廃炉等支援機構理事長がワーキンググループに被災地の生の要望や情報、様々な技術分野の学術的情報が確実に入るよう支援すべきだということで国に物申しているのです。だから、本来であれば国は速やかに各市町村にそういう情報を流してこなければならぬやつ、隠して、隠して流してこないのです。そうすると、いかに情報網を張り巡らせておくかが一番のネックになるのです。そういうことで、町長を

筆頭に庁舎内の人たち大変だとは思いますが、その情報網で米粒ほどの情報でもつかんで、いち早く察知して町の行く末を決めていただかなくてはならないということだと思っております。

そういうことで、今回、1番の問題に戻ってしまいますが、浪江町がいち早く情報をつかんで、いち早くその情報を基に自分のところの誘致合戦を勝ち取ったということだと思っております。それはそれでいいですけども、まず、2番目の私の質問に対しては絶対乗り遅れないように、一步も二歩もリードするような努力していただきたいと思うのですが、その政策は今考えているかどうか教えてください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご指摘ありがとうございます。情報網をくまなく広げていくということは当然なことだと思っております。現時点で分かっていることだけ申し上げたいと思っております。

この教育機構の整備に当たってでございますが、令和5年度に基本構想を策定していって、これから整備に向けていくということがまず決まっているところ。それから、いつまでに整備をやっていくのだという、全ての施設を令和12年度までに造っていくという長いスパンでの整備計画という形を伺ってございます。そうなりますと、先ほど私も雲をつかむような話という話になっているが、まさに長いスパンでありますので、どう関わっていくというのをこれからやはり情報だと思っております。私で足りない部分は、町長をはじめ副町長等々、各課関係課長がその道でつかんでくる情報をまとめ上げて、町はここで関わるということをしっかりやっていきたいと思っております。まさに情報合戦だと思っておりますので、しっかり努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） その辺をよろしくお願ひしたいと思っております。

放射線科学、創薬、医療ということで大野病院の話も出しましたが、大野病院、大熊の元の病院ということで多分会議の中では出ているかと思うのですが、この大野病院が実際動き始める状況になったときに富岡町のふたば医療センター附属病院がどうなるか、これは私一番問題なのかなと思うのです。恐らく本来であれば県立の直轄ですので、当然大熊が動き始めれば多分廃止論が出てくるのかなと思うのです。だけれども、我々造るとき、大野病院に代わる存在と思って腹の中では思っていたので、廃止論なんては絶対出てもらっては困るのです。ただ、富岡に県立ふたば医療センター附属病院があって、また大熊にということは考えられませんので、その辺の行く末どうなるのか。県立大野病院は実際もう大熊からは多分なくならないと思っております。ただ、そこの中で今現在の敷地を使うか使わないか、それも内部では議論になっているみたいで、今の町づくりしているほうに移るような話も出ているような話なのです。そうすると、交通の便がすごく悪くなると。そういうもろもろの情報をつかんでいるのかどうか。つかんでいたら教えてください。

○副議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

双葉郡の中核の医療機関につきましては、既に大野病院の後継ということで大熊町に整備ということ、これは議員おっしゃられたとおりで進んでいると私も承知をしているところであります。一方、ふたば医療センター附属病院につきましては、これ町で用地の取得なども行って整備をしてもらったものでありまして、富岡町としてもこの医療機関なくなつては困ると思っておりますので、これについては継続するように町でも努めてまいります。一方、新しい医療機関の整備につきましては、県で今検討するための組織を立ち上げたところで、先日インターネット等を通じて地域の方から意見を収集しているという状況でございましたので、その先の情報については私ではまだ詳細について情報を持っている状況ではございません。今後、県の検討の状況などを注視しながら、いち早く情報をつかんでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今、正直なことを言ってくれているのかどうか私も本当に不思議でしょうがないのですが、それが本当の答えだとすればまず情報網は全くないということですね。富岡町にも医者の方が随分いるし、そういうところからそういう情報が全然来ないというのはもう情報網を全然めぐらせていないということですね。非常に医師会とか、そういうところから出席している人たちは心配しているのです。震災前の大野病院の場所から山に行くようなことがあれば、交通の便がかなり悪くなると。駅からバスか何か出してピストン運転して送り迎えするという方法もあるし、例えば電車に合わせて病院でバスを出すと、いろんな方法あります、足の手段というのは。ただ、駅の近くにあるかないかで大きな違いが出てくるのです。そういうことで、医師会にもよく聞いてみてください。もうそういった情報は出ていますので。そういう情報すらつかめないような状況でやっていると、どの町村にも勝てなくなってしまう。非常に今まで、解除してから町民のいろんな議論を聞きますと、医療というのは一番上に上がるのです。ふたば医療センター附属病院でもそうです。これ町で土地を取得して、当然補助金はもらっているでしょうけれども、これだけの医療センター造らせてもらって、今やってもらっていて、これが大野病院が始まったからってなくなるようなことがあったら大変なことですから、これ。そういうことは今から要望することではなくて、そういうことはもう決定事項で絶対なくしませんよという、一筆もらっておかなくてはならないのです。そのくらい頑張りたいと思うのですが、どうですか。

○副議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご指摘の情報の収集の仕方が遅いという点につきましては、真摯に反省をしたいと思います。ふたば医療センター附属病院の件につきましては、議員のお考えもとてもでございますし、町もこの施設なくなつてはいけないということにつきましては同じような考えで町長もおりますので、この点につきましては今後も県に協力して継続をしていくように働きかけをしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。ひとつよろしく申し上げます。

次に、大きな2番の帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外についてということで、(1)、国道6号線以東における復興拠点内外の農地に産業団地の造成を検討しているということで、そこで質問させていただきます。Aエリアのうちの20ヘクタールは来春解除を目指しているということで、早急にこの仕事にもかかっていくのかなと思うのです。準備は始まっていると思うのですが、先ほどの前に一般質問やった人の答弁でも聞きましたが、ただ遅いのではないかなと思うのです。といいますのは、8日の全協でもいろんな話出ましたが、環境省の除染工事がなかなか進まないということで、進まないのはしょうがないにしても、今年度は除染を完了させて、新年度は農地の復旧にかかりますという答弁ありましたよね。農地の復旧というと、畦畔から何からみんな造るといふ答えだと思うのですが、町でこれ産業団地か工業団地を目指しているのに、幾ら国費だといっても何でそういう無駄なお金かけなくてはならないのですか。町がもう少し先行して地権者説明会とか、土地の取得の打診をして皆さんが了解してくれているのであれば恐らく、除染は完璧にやってもらわなくてはならないですけども、畦畔の復旧まで私は要らないと思うのです。そういうお金あったら、今埋められる土で一層でも二層でも埋めてもらえばいいわけでしょう、環境省に。その辺が私は理解できないのです。本当にやる気あるのという思いになってしまうのです。その辺はどうしてもこれ畦畔も復旧させなくてはならないのですか。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。私ども除染の立場からお話をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こちらの今後の利用を鑑みた場合、徹底的な除染、もともと線量が帰還困難区域でもあります。夜の森地区も同等ですが、線量が高いところですので、きっちりと線量低減の作業はしていただかないといけないと、皆様共通の認識であります。ですから、まずは剥ぎ取り工を中心とした線量の低減措置を徹底的にやっていただくという姿勢でおりまして、ただここ仮置場として国、環境省が地権者の皆さんの協力をいただいて仮置場で借り上げております。仮置場の返地ということになりますと原状復旧ということになりますが、その場合、議員ご指摘のとおり、農地に戻すか、あるいは町の計画にのっとって産業団地用の土地として戻すかという二択となってまいります。我々としては、生活環境課の立場といたしましては、そちらは関与なかなかできないところではございますが、まずは線量低減をさせていただきたいと思っております。その後、町の内部でよく協議をいたしまして、手戻りのないように、こういった形で戻すのが一番いいかということで、返地の際には環境省と土地の所有者の方、さらに我々も間に入れていただきまして、有効な土地利用、そして迅速な供給ができるような戻し方について協議をさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺光男君。

○9番（渡辺三男君） 除染に関しては、線量低減、これ当たり前の話で、環境省も6号線から西側の地区と同じく低減はさせますよと言っているわけです。それは当然なことなのです。ただ、畦畔も一回むきますので、線量低減のために、それを戻さなくてはならないのということなのです。だから、それを戻さなくてはならない理由は何でかという、町の協議が前に進んでいないということだと思います。そうではないですか。誰かな。町長かな、副町長かな。

○副議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指摘ありがとうございます。前にもお話しさせていただいたかと思うのですが、今まさにこちら、町長答弁にもありましたように、来年度の当初予算で産業団地に向けた予算を計上していきたいということでございます。若干遅れておりますが、タイミング的にまずは線量低減の中で、生活環境課長からありましたとおりまずは線量低減、連続的にというところでございます。それに合わせて町、まず地権者の同意が必要になってきますので、今調整しておりますのが環境省が返地に向けた地権者との契約更新、こちらに向けてお伺いするとき、町もご理解いただけるような形で進めていきたい、そのご理解の下に環境省の引継ぎをして、なるべく国費がかからないように我々も協力していきたいと思っています。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。当初予算にかかる経費の予算を計上することは理解していますけれども、この経費のかからない部分、地権者説明会とか、そういう部分はまだまだ早くやってもよかったのかなと思うのですが、今となってはもう先が見えてきていますので、ぜひ早急に進めていただいて、無駄な事業、無駄なお金をかけないような環境省との協議してやっていただければ私もありがたいと思います。

あと一つなのですけれども、今、今期の議会に向けて俺もそっちこっち歩いていろいろ見ているのですが、6号線から東側の春解除を目指している地区、北と南は工事じゃんじゃん進んでいっているのですけれども、真ん中がぼつと抜けてしまっているのです。あの抜けている部分、工期内に終わるのですか。万が一工期内に終わらないで、来春まで残るような状況があれば、解除なんか当然私は無理だと思うのです。もう平地はむいていますから線量ないにしたって、畦畔とかそういうところは全部ありますから。だから、その辺環境省との打合せがどうなっているのか。真ん中がぼつと抜けてしまっていますので。あの辺終わらなかつたら多分解除はもう先送りにならざるを得ないのかなと思うのですが、その辺は情報としてつかんでいますか。何で真ん中が実際工事行われていないのかどうか。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問の現場ですが、環境省からはまだ我々で説明は受けてございませんが、面拠点につきましては春までには事業完了という報告は計画どおり進んでいるという話は

伺っております。ただ、万が一その場所が終わらなかったらということでございますが、我々としては春の解除を見据えて早急な線量低減措置、いわゆる剥ぎ取りだけでもしっかりとやっていただけるように強く要望してまいります。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私が今説明したような状況が現在生まれていますので、ぜひ議会全部終わったら一回現場視察してみてください。よろしくお願いします。

次、2番の（2）に入ります。小良ヶ浜・深谷地区における拠点区域外の土地利用の具体化に向けた政府との協議ということで、町長の答弁でまだその協議までは至っていないという答弁もらいました。当然困難区域で白地地区、除染するかどうかも分からないような状況下では、多分国とも全然協議はできないのかなと思います。ただ、解除地区が全てだよという前段の質問の中でもいろいろ、前に一般質問やった人の中でも答弁もらいました。特に7番議員の中でも深く入って答弁もらっていますから、私も聞いていましたのでわかりますけれども、これ非常に大きな問題で、今回の事故に関しては原子力災害ということで、世界にも例のないような大規模災害になったわけです。それで、日本でも通常の法律ではもう全然手が出せないような状況下で、特別措置法という特別な法律をつくって今いろんな工事を行ったり、除染を行ったり、あと原発の廃炉という仕事をしているわけです。だから、特別措置法、特別につくった法律ですので、その辺はプッシュ次第で私は何とかなるのかなと思うのです。7番議員が言ったように、法律、法律、法律と、法律をかさに着て、法律の中でしか動けないと言っていたら当然動けないですけれども、これだけ大規模災害だということを国では認識しているわけですから、我々からこうしてくださいと言ってもおかしくないのです。国だって首振る可能性はあるわけです。そういった中で考えていくと、この小良ヶ浜・深谷地区、いろんな問題を抱えています。解体することによって生活支援金やら、7番議員の質疑応答の中でも出ました。最終的にどうするのだということになると、全く白地地区、点の除染、線の除染、外縁除染、そういう除染で155件ですか、救われるけれども、85件は残ってしまうということですので、この85件が残る。といいますと、小良ヶ浜、深谷の中でもまた2つに割れると。富岡町のモットーとしてきたことは、できるだけ2つに割らないと。行政区を2つに割ったり、できるだけ2つに割らないような方向で進めましょうということで、最初の解除地区も、夜の森行政区というものは割りましたかも分からないですけれども、道路で分けたり、いろんな四苦八苦して町のほうでも線を引いてきたと思うのです。だけれども、ここに来て、同じ困難区域でも夜の森の復興拠点整備で、同じ困難区域でも2つに割れました。今度は残された白地地区、これも点の除染、外縁除染、線の除染でまた2つに割られるのです。こんなことは絶対あってはならないことなのです。それを解決するためにいろんな公衆の場で、小良ヶ浜、深谷の人にはうそつきなさいと、うそでもいいから帰ると言いなさいと、うそを強要されているのです。そんな恥ずかしい話ないでしょう。皆さんも何回か聞いていると思います。壇上の挨拶で。小良ヶ浜、深谷の人間にうそをつけと言っているのです。そんなばかにした話、私はないと思っているのです。

そういう状況下で、そういう2つに割れるようなことは絶対しないように強くもう要請してやっていかないと孤立してしまいます。点と線と外縁の除染が済んだら、そこは通行可能にしていくと。バリケードを取ってもらって通行可能になるということは、これはいいことです。ただ、小良ヶ浜、深谷の人にとっては何にもプラスないのです。お墓に行くくらいです、プラスは。あとは何にもないのです。うちの前に門で閉められて。そんな状況になるのです。そういうことを考えてくれたときありますか。確かに何を、どこを切り口にするかって大切です。私も外縁除染出たときに、ああ、これが切り口になってここから進めるのだと、すごく腹の中で喜びました。それが複雑に絡み合ってきて、残されるところをでは最終的にどうするのだと。いまだに答えが出てこない。非常に情けない話で、それを何とか具現化してもらわないと我々困ります、本当に。今後の方策としてどういうことを考えているか、その辺あったら教えてください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、こういう事態になって、分かれてしまうということには事実でありますので、深くおわび申し上げたいと思います。避難指示解除を目指していくというのは同じ方向であります。国も町も同じ方向であります。その中で強いプッシュだということで、会議の中ではかなり厳しい言葉を私で発言させていただきながら、かなり交渉と対峙させていただいているのが事実であります。結果的にまだつながっていかないということは非常に残念な思いであります、いかにその解除していくというものをしっかり国が認識してもらわなければいけない、それが国の責任だと思っております。そこをどうやって、切り口と今出ておりましたが、その切り口がまさに外縁除染の一つだと思っていて、そこから面的に広げようというのが当初の私たちのもくろみでもあります。ですが、その後追いという形でまたその制度が、方針がこうなりましたとかいう形になってくるのが私も、一定的には進むという初めて示されたという部分については、ああ、ありがたいというのは正直なところありますが、それが全部ではないというのががっかりな部分があります。これから土地活用の話もありますし、外縁のこともありまして、実際除染が全く手がつけられていないところはどのくらいあるだろうと面積的に申し上げますと、100ヘクタールをもう全て切っております。ということは残り僅かなのですという形を切に訴えまして、一気に他自治体と同じ時期に解除しましょうという考え方ではなく、より小さくしていかなければ先へ進まないよということはきっちりまた申し上げたいと思います。これは、町長を筆頭に当然申し上げたいと思います。全協の場等々においては国の内閣府等々が出席しておりますので、議員方からもまた切に応援していただくような形で、質疑をしていただくような形で、一緒になって避難指示解除を目指していくという姿勢を取り組んでまいりたいと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ぜひよろしくお願ひします。時間もなくなってきましたので。私考えているのは、もう大きな構想をぶち上げてほしいのです。これにも載っかっているように、除染廃棄物の仮

置場に利用されており、複合災害時はもとより、県内外の復興に大きく寄与、多くの地権者が避難指示解除の見通しすら示されていない特定復興再生拠点区域とならなかった区域、小良ヶ浜、深谷の皆様、このため優良農地とはいえ、震災及び原発事故以前のように農地の保安全管理や営農の再開が非常に困難と。これすばらしい文言を企画課長に書いてもらっていますので、非常にありがたい話なのです。ただ、これが絵に描いた餅にならないようにぜひ頑張ってくださいということで、Aエリアに関してはもう産業団地ということで、町でも認識して、我々も認識して、地区住民も認識していますから。ただ、Bエリア、Cエリアに関しては雲をつかむような話だと。もう産業団地を造って、例えばBエリアは太陽光でもやって、Cエリアは農業とかハウスも造ってそういう分野に当てはめて、太陽光の電気は全てその農業ハウスで使う、消費する、産業団地で消費すると。消費するような条件であれば、太陽光もまだまだ私はいけるのかなと思うのです。もう自家消費しないと太陽光10円も切っていますから、ほとんど無理だと思うのです。そういうことから考えると、そういう大きな構想を町主体でもう最初にぶち上げて、富岡町はこうするのだから早く補助をつけてくれ、早く開けてくれと、開けなければそういう補助がつかないのだったら、事業計画ができないのであれば、早く除染して開けてもらおうと。だから、計画を先にぶち上げてください。ぶち上げないと国の思うがままになってしまいますので。今まで全て国の思うがまま動いてきているわけですから。最後の100町歩足らずやって、できないことは私はないと思いますので、ぜひそういうことをぶち上げて国に強く物を申してもらいたいと。それできないのだったら白地地区はみんな、7番議員と同じく、もう買い上げてください。買い上げれば何の問題もないのですから。ただ、先祖伝来から住んでいる土地、なかなか買い上げるといっても売る人には抵抗があると思いますので、やはり町と議会が一つになっていち早く除染してもらうことが大事だと思います。そういうことから考えると、まず構想もきちっとぶち上げて国にも物を言わないと国は動きませんので、ぜひそのような形態でやっていただければありがたいと思います。町長、どうですか。

○副議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今議員おっしゃるとおりであると思います。いろいろ制約等はあるかと思いますが、我々もいろいろその辺を研究しながら、どういったものが本当にいいのか、今議員から提案あったように太陽光も含めて、そういったことも含めて、あと7番議員からもあったようにギガ園芸団地だとか、そういった方法も考えられるのではないかと。これはいろいろ検討を重ねて、その利活用については、土地の利用については今後また検討して行って、議員おっしゃるようにそういった大きな使い方ができるように検討していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 時間になりましたが、非常に難しい問題だと思いますが、ぜひ町執行部、また我々議員も一つになって、成し遂げられないことはないと思いますので、ぜひよろしく願いします。

これで9番、渡辺三男の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○副議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

午後2時まで休議いたします。

休 議 （午後 1時50分）

再 開 （午後 1時57分）

○副議長（堀本典明君） 再開します。

続いて、2番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2番、佐藤教宏君。

〔2番（佐藤教宏君）登壇〕

○2番（佐藤教宏君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、令和3年度決算から見る町の財政状況についてでございます。（1）、令和3年度決算から町の財政状況を分析した結果を伺いたいと思います。

（2）、町の財務諸表を確認すると、総資産のうち事業用及びインフラに係る有形固定資産の割合が約6割を占めています。今後も新しい公共施設等の建設や老朽化に伴う改修等もしなければならぬと思いますが、経常収支比率が90%を超える危険水域の中、建設費や改修費及び維持管理にかかる費用を抑えるための方策はあるか伺いたいと思います。

大きい2番、特定復興再生拠点区域外の除染及び固定資産の管理についてでございます。（1）、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた除染は、町民に帰還意向確認をした上で除染範囲を決め除染を開始するとのことですが、町は全域除染を求めている中で、帰還意向を示した住民の宅地とその付近だけを除染して帰還させようとしている国に対してどのような対応をしているのか伺いたいと思います。

（2）、2020年代に区域外の小良ヶ浜・深谷地区の避難指示解除を目指しておりますが、それまで所有する土地や建物の固定資産を活用及び運用することができず、そればかりか、国は自由に立ち入ることもできず、活用することも運用もできない土地の草刈りや建物の維持管理などの資産管理を所有者に強いることは不条理であると考えことから、解除を待たず、国による土地建物の買上げ及び借り上げ等を検討させるべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上、大きく2点、答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 2番、佐藤教宏議員の一般質問にお答えいたします。

1、令和3年度決算から見る町の財政状況について。(1)、令和3年度決算から町の財政状況を分析した結果を伺いたいについてお答えいたします。本町の財政規模は、令和3年度決算においても震災原発事故以前の約3倍となっておりますが、国、県の交付金や補助金を生かし、補助金を効果的に活用し、新たな起債を行わないことなど、将来に大きな財政負担を強いるような財政運営を行わずに済んでおります。経常収支比率は90.7%と、前年度より8.8ポイントの大幅改善となっておりますが、この数値につきましては新型コロナウイルス感染症に係る負担分として普通交付税が追加交付され、経常一般財源が増となったことによるものであり、本町の財政は依然として硬直化していると言わざるを得ない状態にあります。しかしながら、公債費は継続して減少しており、また財政調整基金や町政振興基金も震災前の積立額以上を確保する状況にありますことから、国、県の交付金や補助金などの効果的な活用と各種基金の規律ある活用などを行うことにより、当面は必要な事務事業を無理なく執行していくことが可能な状態にあると本町の財政状況を捉えるところであります。

次に、(2)、町の財務諸表を確認すると、総資産のうち事業用及びインフラに係る有形固定資産の割合が約6割を占めている。今後も新しい公共施設等の建設や老朽化に伴う改修等もしなければならぬと思うが、経常収支比率が90%を超える危険水域の中、建設費や改修費及び維持管理にかかる費用を抑えるための方策はあるのかについてお答えいたします。経常的に支出される経費に対して経常的に得られる収入をどの程度充てられているかを表す経常収支比率が令和3年度決算から90.7%となっており、本町の財政は硬直化していると言わざるを得ない状態であり、また社会情勢や住民登録の動向などから、経常収入に大きな割合を占める税金については、今後において大きな落ち込みの可能性があると警戒して、より一層慎重な財政運営をしまいらなければならないと認識するところであります。このことを踏まえれば、財政調整基金など各種基金の計画的かつ効果的な活用を行いながら、歳入に見合った歳出となるよう事務のスリム化や効率化、選択と集中を基本とするメリ張りのある予算配分を行うなどの取組を続けてまいらなければならないものと考えており、新たな建設事業のより慎重な検討や各種施設の改修、更新時期の平準化とさらなる維持運営費の低減に努めつつ、復興、創生のための一層の取組と財政の健全性確保のための取組を確かな規律を持ってバランスよく進めることが必要と考えております。

次に、2、特定復興再生拠点区域外の除染及び固定資産の管理について。(1)、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた除染は、町民に帰還意向確認をした上で除染範囲を決めて除染を開始することのだが、町は全域除染を求めている中で帰還意向を示した住民の宅地付近だけを除染して帰還させようとしている国に対してどのような対応をしているのかについてお答えいたします。町の避難指示解除に関する方針は全域除染による避難指示解除であり、これまでも、これからもぶれることなく取り組む所存であります。その上で、令和3年夏に示された特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除に関する考え方については、地域住民の皆様の帰還意向を前提とするものの、除染や解体作業に着手できることから、早期の全域再生に向けた段階的な取組と受け止めており

ます。一方で、政府は将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し復興、再生に責任を持って取り組むとの決意に揺らぎはないとしながらも、残された土地、家屋等の扱いについては地元自治体と協議を重ねつつ検討を進めるとしてありますが、地域住民の皆様からは町と同様に地域全体の放射線量の低減が帰還、居住の大前提であることを町政懇談会を通して国に直接要望されております。町といたしましては、残された土地、家屋等の扱い、方針を早急に示すように要望し、全域除染による全域の避難指示解除の早期実現に向けて取り組んでまいります。

次に、(2)、2020年代に区域外の避難指示解除を目指しているが、それまで所有する土地や建物等の固定資産を活用、運用することができない。そればかりか、国は自由に立ち入ることもできず、活用することも運用することもできない土地の草刈りや建物の維持などの資産管理を所有者に強いることは不条理であると考えることから、解除を待たず、国による土地、建物の買上げ及び借り上げ等検討させるべきと考えるがについてお答えいたします。国による土地や建物の買上げ及び借り上げ等については、さきに開催された町政懇談会において地域住民の皆様から国に切実な思いを直接届けたことは承知しており、これまでの避難生活のご苦勞や今後における財産管理に苦慮されていることに同じ被災者として十分に理解しております。しかしながら、国を含む行政機関にとっては、使用目的を明らかにできない用地取得は納税者のご理解をいただくことは困難であることから、極めて難しい課題と捉えております。町といたしましては、財産管理への側面支援や防犯、防火パトロールを継続するとともに、新たな産業団地への企業誘致や農業法人の誘致を念頭に、地域住民の皆様が土地や建物等を有効に利活用できる避難指示の早期解除を目指してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。町長、答弁ありがとうございます。早速ですが、大きな1番、町の財政状況について再質問させていただきます。

町長の答弁からもありましたが、昨年度とそれほど大きく変わっていないのかなというところで、(1)の町の財政状況を分析した結果、今後の財政運営にどのように反映していくかについてでございますが、昨年も財政状況の分析結果を伺わせていただきました。今回も令和3年度決算よりどのように分析されたのかを伺わせていただきましたが、昨年度は公債費の減少と財政調整基金等の基金が震災以前以上の金額を確保でき、国や県の補助金、交付金等を効果的に活用し、規律ある基金の活用によって当面の間は必要な事務事業は執行できるということでした。しかしながら、一方でやはり経常収支比率が高いことによる財政の硬直化に加えて、人口減少や原油価格の高騰、新型コロナウイルス感染症に端を発する経済活動の大きな変化から今後の町の歳入の見通しを確実性を持って見込む、そういったことができないことに加えて、町有施設の維持管理や運営費の増大も想定されることから、財調などの基金を効果的に活用しながら、歳入に見合った歳出になるように事務のスリム化や効率化

など、めり張りのある予算配分を行うなど取組を続けていくと、昨年も答弁いただきました。やはり令和3年度決算につきましても分析は大きく変わっていないなというところでございました。町長がおっしゃっていた予算自体のスリム化はなかなか、復興事業も関わりますので、大きく下げるとは難しいところだとは思いますが、財政調整基金を取り崩すことなく今回、昨年度は事務事業が進められたことは予算管理がしっかりできていることなのかなと思っているところです。しかしながら、町の財政状況、こちら改善しているとまでは言えないと思っております。引き続き、町政に関わる全ての方が町の財政状況を認識し、将来の富岡町を見据えた上で事業計画や予算要求をすることが必要であると考え、今回も質問をさせていただきました。

理由の一つといたしまして、自治体の財政上の能力を示します財政力指数、こちらですが、少しずつ下がってきているところです。令和2年度は0.84、令和3年度は0.79でした。1を超えると財源に余裕があるとされておりますが、徐々に指数が低くなっている。ということは、富岡町の財政力が弱くなっているということです。人口増加に向けて様々な事業を展開していかなければならない中で、心もとない結果ではないかなと懸念しているところです。9月の定例会で代表監査委員からもありましたが、財政力指数の算出根拠になっております基準財政需要額が毎年増加している傾向にありますが、基準財政収入額については減少傾向にあります。支出は増えるけれども、収入は減っていくであろうと算出されたものです。このことについて、どうしてこのような結果が出てしまったのか、分析結果をお聞かせください。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 令和3年度決算から算出された財政力指数が前年度比0.05ポイント減の0.79となった理由は、ご指摘のとおり、財政力指数算出の基礎となる基準財政収入額が減少したということによるものでございます。基準財政収入額につきましては、標準的な税収の一定割合により算定されるものでありますことから、国勢調査に基づく人口数値が大きなファクターとなっております。令和2年度の国勢調査による特例人口が、前回国勢調査による特例人口から約1,500人減少したことが基準財政収入額の減少につながっていると分析をしているところでございます。なお、基準財政需要額は自治体個々の財政支出の実態を捨象して、自治体の自然的、地理的、社会的条件に対応する合理的かつ妥当な水準における財政需要として、各行政項目の単位費用にその量を乗じて算定されるものであります。これにつきましてはご指摘のとおり増加傾向にあります。基準財政需要額が増えて基準財政収入額が減少傾向にあるということ踏まえれば、十分なる警戒感を持って慎重な財政運営に努めなければならないと捉えているところでございます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。財政力指数につきましては、あくまでも一つの指標にすぎませんし、富岡町は福島県内においても上位に入る財政力指数の高さです。少し減少したぐら

いで悲観するものではございませんが、人口減少による町民税の減少であったり、実際に廃炉が進むことで数億円規模で固定資産税も減少してしまうこと、そういったことが見込まれます。これからは自主財源と呼ばれる町税や使用料など確保しなければならないことを念頭に置きながら事業計画や予算措置、そういったものを行わなければならないと町でも認識されていると思いますが、実際それに向けてどのように行動されているのかお教えてください。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 自主財源をしっかりと確保していく、これは大事なことでございます。このためには、自主財源の大きな割合を占める税収入を適切かつ的確に確保していくということに尽きるかと思っております。このためには、雇用、医療、福祉、それから教育、安全、交流といったキーワードで基本的な行政項目を充実させていくということが税を負担いただく方々を維持、確保していくという観点から大事なこと、これは欠かせないことと考えております。また、財政調整基金や町政振興基金などの規律ある、そして計画的な活用も自主財源の確保の観点からは大切なことと考えているところでございます。

なお、世代間をまたいで使用、活用される公共施設の整備、更新に要する費用につきましては、後年度の世代にも費用負担をいただくことと事業経費の一部を起債により確保するという考えも必要になってくると思っております。現時点におきましては震災前の起債残高を可能な限り縮小して、身軽な状態でこの先を迎えようという考え方から起債をしないという方針にはしておりますけれども、この先においては様々な起債を活用していくということも一つ必要なことと捉えているところでございます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり税収の確保、雇用であったり医療であったり、教育であったり、そういった魅力のある町づくりをしていかなければ税収の確保というのはすごく難しいのかなと思っております。起債の必要性についても、一般企業では借金をして投資をする、そしてリターンを多く得るという形もありますので、全て起債が悪いということでもありませんし、しっかりと後世にも重要な施設であったりそういったものを残して行って、さらにはその後世の方たちにも負担をしていただく、そういった必要性があるかと思えます。財政調整基金とか町政振興基金のような自由度の高いそういった基金につきましては、一回で使い切るということではなくて、そういった起債も含めてできるだけ広く、長く使えるように調整をしていただきたいと思いますと思っております。税収などの収入なければ予算措置できず、今までできていたサービスの提供もできなくなりますので、そうなれば住みにくい、魅力のない富岡町になってしまいます。住民の皆様は離れていってしまいますので、将来を見据えた財政運営をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、(2)、町の総資産のうち事業用及びインフラに係る有形固定資産の割合が約6割を占

めているところですが、経常収支比率が90%を超える危険水域の中、建設費や維持管理にかかる費用などを抑えるための方策があるかについて伺いました。資産が多いことはいいことだと思います。有形固定資産は、多ければ多いほど所有しているだけでも管理するための費用がかかってしまいます。これらの維持管理費は経常経費になりますので、経常収支比率を高くする原因の一つであります。今後、人口増加に向けて新たに公共施設等を設置することも想定されますし、さらなる経常経費が発生することが見込まれることから、少しでも経常経費を抑え、財政負担を少なくするために今保有している資産をしっかりと生かすことを考えていかなければ持続可能な財政運営ができないと、そう考えております。そういった中で、どのように今ある資産を活用していくのか、そういったことを今回伺わせていただきました。これからの時代は、富岡町だけではなく、どこの自治体も様々な社会情勢の変化で財源の確保が難しくなっていることから、公共施設等の設計、建設や維持管理、施設運営を一手に民間事業者担っていただき、民間の資金や創意工夫を活用し、行政と民間が連携して実施することで財政資金の効率的な使用や行政の効率化などを図るPFIという手法、こちら内閣府や国交省で進めているところですが、ご存じでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブにつきましては、国や地方公共団体が自ら資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟なサービス提供の一方法と認識しておりまして、公共施設の建設、維持、運営を民間の資金や経営能力及び技術能力を活用して国や地方公共団体の行うよりも効率的かつ有効的な公共サービス提供につなげるという手法であると認識しております。公共事業のコスト削減や、より質の高いサービスの提供を目指すためというものとも認識しているところでございます。加えて、PFI手法にはBOT、BOO、RO方式など、様々な方式があるとも認識をしているところでございます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 富岡町としてPFIご存じということで、PFIを推し進めるために職員が研修などそういったものに参加して知見を深めている、そういったことってございますでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） ふくしま自治研修センターなどの総合研修の中で、研修項目の一つとして研修されているというところは承知するところでございますが、これを深めていくという研修、様々ないろんな団体から案内はあるものの、このPFIについて深めて研修していくというところについてはまだまだ取組が浅いといったところになります。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ぜひ職員の知見を深めていただき、様々な手法を駆

使して施設整備などをしていただければと思っております。例えば富岡町でPFIの可能性のある事業といえば、夜の森地区に人を呼び込むための施設を検討する際に可能性を探れるのではないかなと思っております。リフレ富岡の検討にはDBOと、そういった手法、PFIに似た手法で検討されていますが、PFIとの違いは民間の資金を使わずに行政のお金で建物を建ててしまう、そういったところがございます。そうしますと、金融機関からお金を調達する必要ございませんので、第三者的な機関の監視機能、こちらが働くことなく民間事業者に言われるがままに行政は立派過ぎる建物、そういったものを建ててしまう可能性が大きくなるのではないかなと。そして、経営し切れずに負の遺産となってしまうなんて、そういう可能性もございますので、このPFIであれば設計、建設、運営まで一手に引き受けなければならぬ民間事業者は金融機関から融資をしてもらう必要が出てきますので、設計段階から金融機関の監視を受けます。しっかりと現実的な資金計画や設計などをしなければなりません。建物ができれば、基本的には行政が買い取るまたは分割で支払っていく、そういった形になりますが、無理のない、身の丈に合った建物になっていると思います。さらに、計画に基づき民間事業者は施設を管理するための利益も得なければなりませんので、創意工夫を凝らして事業展開される可能性が高くなります。うまくいかなかった事例ももちろんございますので、しっかりと精査しないとイケませんが、財源に限られる今、PFIの可能性としては今後取り入れていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） PFIにつきましては、手法を活用した様々な具体例が集積されておりまして、その中で様々な課題も指摘されているところがございます。管理者や住民の方々に維持管理に関する負担など、将来的な課題が十分に共有されていないといった課題や、管理者が公共施設の資産を保有しないことの意義というところの課題が共有されないとか、それから公共サービスの官民の役割分担やPFIの有効性、必要性が十分に共有されていないなんていう様な課題は提起されているといったところでありまして、加えてPFI事業に参加しようとする事業者の方々からは事業評価の在り方だったり、それからファイナンスの多様性を求めている、PFIにおける入札制度の在り方といったところを、そういう多様な在り方を要望されているといった、これも一つ課題だと捉えております。このような様々な課題はあるものの、公共事業のコスト縮減と、それから質の高いサービスを提供するということを目指すためのPFIでございますので、積極的に活用していくといったところは有効的に、効果的に考えていかなければならないとは思っております。ということでございますので、引き続き活用のための研究を継続して、町と事業者がウィン・ウィンの関係にあるためにはどうしたらいいのかということも一つ見極めつつ、PFI手法を活用する事業などをはじめ、その効果や有用性といったところを検討、継続してまいりたいとは考えるところでございます。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。ただいまのP F Iについてご提案をいただきました。P F Iの手法につきましては、一緒に事業を行っていく民間事業者の方にとっても利益が生まれるものというところが大きな前提になってこようかと思えます。このため、全国の事例を見ますと、都市部がこのP F Iの手法を取り入れるケースは多いのではないかと思っております。これを考えますと、使える土地が限られた都市部においてこの土地を有効活用していく、あとはビジネスにつなげていくためにということで官と民が協働で事業を行っていくということかと思っております。こうしたバランスを取っていくということが非常に必要になるかと思えますが、交流施設という点、例えば今後整備を行う場合にこういった事例についても手法を検討する必要があるかと思えますけれども、なかなか短期的な視点での収支という点、これについては少し考えていかなければならない、ビジネス的に成り立つかどうかということも非常に重要な視点でありますけれども、公共施設として必要かどうかという、こういったバランスを取りながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 副町長、ありがとうございます。やはり自治体と一般事業者がウィン・ウィンになることが一番だと思っております。そういうものでなければ、無理強いてP F Iを進めていくということはなかなかできないかと思えます。P F Iを進めるに当たっても、本当にP F Iが必要なのかというのは調査しなければならないと。なかなか手のかかることだというのは承知しております。ただ、その中でもしっかりと様々な手法を研究、検査していただいて、少しでも財政運用が継続的にできるような、そういったもので施設運営とかそういったものをしていただきたいなと思っております。

同じような課題はたくさんあるかと思うのですが、もう一つ提案させていただきたいのは、夜の森公園、つつみ公園などこれから整備されていきますが、都市公園についても人を呼び込める可能性を持った町の大事な財産だと思っております。魅力ある都市公園に整備していただきたいと思っておりますが、そこでまたP F Iと同じような手法なのですけれども、都市公園法改正により新しく設けられた、今度はパークP F Iというもの、そういった手法で町の都市公園整備を検討していただきたいというものです。こちらも課題は多いかと思えます。これも民間事業者が公園内にカフェやレストラン、温浴施設などを建設して、その利益などで都市公園を管理するというもので、福島県内では須賀川市の翠ヶ丘公園と郡山市の開成山公園がこのパークP F Iで整備が進められていっております。ちなみに、パークP F Iについてはご存じでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） パークP F Iにつきましては、議員おっしゃったように、平成29年の都市公園法の改正によって飲食店、それから売店などの公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、それから当該施設から生じる利益を活用して園の親子広場など、公園施設の整備や改修な

どを一体的に行うものを公募により選定する公募設置管理者制度と認識をしているところでございまして、法改正の後に活用ガイドラインというのが国交省都市局から出ていたとは認識しております。しかしながら、申し訳ございません、勉強不足で、この詳細につきましてはなかなか詳しくお話しするという段階には至っておりません。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） パークPFIについては、PFIとはまた違って、少しですが、面倒くさくないというか、そういった制度だと思っております。様々課題はあるかと思いますが、富岡町の状況におきまして、PFIとかパークPFIを取り入れることで少しでも予算の削減や魅力ある施設の運営、そういったものを期待されます。しかしながら、先ほど総務課長おっしゃいましたが、そもそも民間事業者が利益を上げることが困難ですので、手を挙げてくれるのか、そういった民間事業者がいるのか、そういった大きな問題もございまして。しかしながら、金融機関であります福島県の大手地方銀行や日本銀行でもPFIを進めておりまして、研修会やワークショップなどを開催しておりますので、最初から諦めるのではなくて、内閣府や国交省、金融機関と相談していただき、今の富岡町に合ったPFI、パークPFIであったり、そういったものを活用するにはどうすればいいのか、そういったものも含めて、そういったものを相談して可能性を探っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） パークPFIをはじめPFIにつきましては、公共事業のコスト削減と質の高い公共サービスを提供するという目的、それを指すものでありますので、繰り返しになりますけれども、引き続き活用のための研究を継続しまして、町と事業者が、先ほども申し上げましたが、ウィン・ウィンの関係をどうやって確保するのだということが課題だと思っております。そのところを見極めつつ、手法の活用事業などをはじめとして、その有効性、有用性をしっかりと継続して検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。改めまして、PFIだけではありませんが、様々な手法を研究することで、それらを駆使しながら公共施設の建設などに当たっていただき、持続可能な財政運営や魅力ある町づくりをしていただきたいと思いますと思っております。必要だからと全て行政が施設を建設していったらあっという間に財源がなくなってしまうので、時間はかかりますが、民間企業が富岡町に拠点を置きたくなるような、そういった制度設計も踏まえてさらなる検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、大きな2番、特定復興再生拠点区域外の除染及び固定資産の管理について再質問させ

ていただきます。(1)の特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた除染について伺いました。私も富岡、いわき、郡山で行われました小良ヶ浜・深谷地区の意見交換会に参加してきましたが、共通している意見の一つといたしまして、帰還の意思がある方からは、隣の家などが帰還の意思を示さなければ隣の家が除染されない状況でも私は住まなければいけないのかというものです。しかしながら、国は帰還の意向確認を住民に取った上で、帰還意向のある方を優先に生活圏を含め除染を進めていきたいと一点張りです。町が全面除染を求めているにもかかわらず、帰還を望む町民の方に安心、安全を確保しないまま帰還させるのは町としても不本意だと思います。小良ヶ浜・深谷地区の意見交換会のときに住民意向調査のアンケートの案も資料としてありましたので、見させていただきました。帰還意向についての質問の選択肢には、帰還意向がある、帰還意向がない、そしてもう一つ、検討中の3つの選択肢がありました。検討中を選択した方の宅地は除染するのか、私で内閣府に質問させていただいたところ、検討中の方のところは除染範囲には入れませんと、そういった回答が来ましたので、そのような住民意向調査、そういったアンケートが発送されてしまっただけでは解除が何年後になるかわからない中で、大半の方は検討中と出してしまうのではないかと思います、いかがでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 初めに、議員におかれましては意見交換会、3会場にわたってご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、その検討中という項目に対してのご質問もいただいて本当にありがとうございます。

まず、会場の中で多く出たのが、除染をもって、それで環境を整えて、それから帰還するかどうか皆さん考えてもらえませんかというのが筋だという話が出されました。私もそのように思っています。その中で、国ではやはり物理的に行っていくにはかなり時間を要するので、早く帰還を求める方々の声をかなえたいという形で今回こういう形で持ってきたという、それもある意味理解できないわけでもないなと思っております。そんな中で、早期にふるさとに戻って生活するという方々の安全、安心という部分をいかに確保するかという形になれば、検討中という答えで本当に悩む方はいらっしゃるのでは、そこをどうするかだと思っております。既に令和4年度における住民意向調査においても、町全体においていまだに検討中だと、判断つかないという方々が12%ほどいらっしゃるということは、今すぐ決めることはなかなかできないというのが実情だと思っております。その上で申し上げれば、その検討中という部分の方々の声をどうやって除染に導いていくかという点でございますが、改めてその夏の政府方針をもう一回読ませていただきますと、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全、安心に万全を期すため、国は除染の手法、範囲について十分に地元自治体と協議しながら検討するとしています。今ある制度を生かしていくということであれば、この十分にというところがすごくウエートになってくるかと思っております。外縁除染、今回方針というのは、まさにその避難指示解除に向けた突破口であると捉えておりますので、その政府方針、今それが最善策だと考えているのであれば、この十分にという点で町はしっかりと交渉してまいりたいと

思います。範囲を狭めるということは一切せずにどうやって広げていくかというのがこれからの町の務めだと考えております。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり検討中、帰還することを考えている方というのは多くいらっしゃるかと思います。基本的にはやはり全て除染した後に帰還させるというのが本来の筋ではないのかなと思っているところですが、しかしながら早く帰還したいという方のお気持ちも考えなければならないということで十分理解はしているところなのですけれども、今回のアンケートのその選択肢の中で、意見交換会に来られた方は、内閣府の真意としては毎日住まなくても、宅地の管理をしに来るだけでも、一時帰宅するだけでも帰還するにつけていただきたいというようなお話がありました。先ほど9番議員からもありましたけれども、うそをつかせるということではなく、帰還する中にも様々大きな意味を持っているということ、そういったものが皆さんに伝われば帰還するということに丸がつくのだと思うのですけれども、あのアンケートにはそれを読み取れる説明も何もなかった、そういうところもありましたので、意見交換会に来られた方につきましてはそういった内閣府の真意分かったかと思うのですが、参加することができなかった町民、そのことを分からずに検討中としてしまいまして、除染範囲、非常に狭い範囲になってしまわないか懸念しているところがございます。今年中に住民意向調査のアンケート、内閣府から発送されると聞いています。内容を変えるのは難しいと思いますので、検討中や帰還意向なしと提出してしまった町民の対応を今後どのように考えているのか教えていただきたいと思います。このアンケートは、先ほどからもありましたが、小良ヶ浜・深谷地区で外縁除染の対象外になっているところが85件ということで、もしかすればアンケートによってはこの85件の皆さんが全て除染、解体の対象になり得る、そういった重いアンケートだと思っておりますので、そのところ検討中や帰還意向なし、そういったふうに出してしまった町民の対応をどのように考えているのかお教えてください。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今回、第2回目でございますが、富岡、いわき、郡山で開催させていただきました。今回の意向調査は繰り返しやっていきますということでもあります。まずそれがあります。その意見交換会の中でも丁寧に説明させていただきました。議員からも今おっしゃられたとおり、その帰還するというのに大きな意味合い含まれているということは会場にいらしゃった方は十分に、十分ではないかもしれませんが、理解していただけている部分であります。問題は、その避難先が遠方であった、また諸事情の都合によって参加ができなかったという方はその紙一枚で理解できるかという、そういうところがネックだと思っております。町としては、今回、年内にでもこの意向調査というのを実施させていただきたいと思います。その意向調査が届いた段階で、恐らくではありますが、気になる方は問合せが多々あるかと思っております。そこでもう一度丁寧に説明させていただく。また、そ

の気持ちというのは日々変化しますので、そこで新たに協議の場を設けながら地域の皆さんにお話をしたい。帰還すると決めたという、その統計的な話になってくると、上位では知っている方がいるとか、地域で困難だったという情報があるということが非常に大きなウエートになっております。当然個人の考え方によって私の情報は出さないでほしいという方もいらっしゃるかもしれませんが、それは地域に落としていくべきだと私どもも思っておりますので、こういう広がりをもってこれからまた再生に向かっていくよというのはきちんと説明しながら、その参加できなくて意図がよく分からなかった方々に対しても丁寧に説明を繰り返し行っていきたいと考えてございます。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 何回もアンケートがされるということで、次回のアンケートには真意であるとかそういったものを、一時帰宅だけでも、ちょっと管理しに行くだけでも帰還に丸をつけてもいいですよというような説明文がちょっとでも入れればまた違ってくるのかなと思いますので、その辺もぜひ国と協議していただいて、いいアンケートにしていいただければと思います。次の話にも関わってきますが、検討中とか帰還意向がないという方も最終的には土地や建物の財産、今後運用することになりますので、除染なしでは活用することができません。せめて解除までに全ての宅地が除染されるよう尽力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、(2)の特定復興再生拠点区域外の避難指示を待たずに国による土地、建物の買上げや借り上げ等を検討させるべきと質問させていただきました。さすがに理由のない土地の買上げ、借り上げ、そういったものは難しいと思っております。しかしながら、原発事故により避難を強いられて、さらに自由に立ち入ることもできず、今後、何年後に避難指示解除になるか分からない状況にさらされている中で、そういった自分で財産は責任を持って管理してくださいと、そういったものは小良ヶ浜や深谷地区の町民から理解が得られるものではないと思っております。小良ヶ浜・深谷地区の意見交換会でも、先日実施された町政懇談会でも、除染後の宅地の除草をしてほしいという意見や、管理することが難しいので買い取ってほしい、そういったような切実な意見が出ておりました。県外に避難している方もいます。なかなか体を動かすことができない方もいます。除草は東京電力の除草ボランティアにしていますが、対応し切れていない状況だと思っております。国や町は特定の住宅だけ除草をすることはできませんので、申し訳ありませんが、東京電力には除草ボランティアだけではなく、地域の除草ができる業者と除草業務の単価契約でも結んでいただいて、年1回でも帰還できない住民の宅地の除草をしていただければ、様々な理由で管理ができず放置せざるを得ない住民の方や既に町内に住んでいる方々もそういった環境がよくなれば安心、安全に生活することができるのではないかと思います。東京電力にお願いすることなどできないでしょうか。

あとそれから、高齢の方の中にはいつ帰れるか分からないような土地なんかは早く買い取ってほしい、やはりそういう方いらっしゃると思います。国は国民の財産を守らなければなりません、守れている状況にありません。国は責任を持って買取りや買上げを希望される町民の対応をしなければな

らないと思いますので、しっかりと国に対し働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 生活環境課からは、除草の件についてお話しさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、やはり国、町が個人の財産に入っていくというのはなかなか難しい問題ではございます。我々といたしましても、東京電力にお願いするということではできずでございますので、現在もやっておりますが、その範囲、対象、そういったことを少し広げていただくとか、そういったことは申入れをしていきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○副議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 大変申し訳ありません。財産管理にすぐご苦勞をされていて、今ほど議員から提案あったことはこれからまた十分に検討していかなければいけない部分かと思っております。これが小良ヶ浜地区、それから深谷地区に限ることなく、既に解除された地域においてもやはり同様の声はいただいております。議員も承知の上での今のご発言ということで大変苦しいところだと思っておりますし、私も同じ被災者、一町民として冷酷になるような答弁をしなければいけない部分は非常に大変つらいところでございますが、一番は納税者の理解が得られればというところが大きなポイントだと思っております。先ほど前の3人の議員の方々からもあったとおり、その購入という部分に当たっての税金の使途の話であります。やはり得られればということは目的というものをきちり出していくと、示した上で理解を求めて動いていくというのが一番だと思っております。やっぱり言葉には表、裏がありますが、その裏という部分もしっかり詰めながらやっていくことが一番大事だと思っております。この話というのは直接会場にいらっしゃった方から国の担当者には伝わっているということは、国はこれをどう受け止めているかというところは非常に大事なことだと思いますので、町としての受け止め方、それから国としての受け止め方というのは確認していきたいと思っておりますが、有効に活用できるという視点で町はこれからもまた検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 国がしっかりと、税金をかけるわけですから、目的を持って借上げだったり買上げだったり実行できるように町からも一押ししていただいて、実現に向けて一步でも近づくように、町民の方が納得するような対応ができるようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に、改めまして、昨年も申し上げましたが、富岡町の財政状況につきましては、私も含めて町政運営に関わる全ての人に常に意識していただくためにも、決算の分析がされたであろうこの時期には同じような一般質問をさせていただきたいと思っております。財源がなくなれば今までのサービスは受けられなくなりますし、施設も管理できなくなります。いつまでも国の復興予算が措置されると

は思いませんので、一步一步着実に新しい富岡町をつくっていただくことを願っております。それから、特定復興再生拠点区域外につきましても、小良ヶ浜や深谷地区の方々は富岡であればどこに住んでもいいと、そういったわけではないのです。長年住んできた自宅や地域に住みたいのです。そのことを念頭に置いていただき、拠点区域外の避難指示解除までの数年間、国と対峙していただきますことを最後お願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（堀本典明君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○散会の宣告

○副議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日15日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時50分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

副 議 長 堀 本 典 明

議 員 高 野 匠 美

議 員 遠 藤 一 善

第 8 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年第8回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和4年12月15日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第66号 専決処分の報告及びその承認について

議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について

議案第68号 工事請負契約の変更について

議案第69号 工事請負契約の変更について

議案第70号 不動産の処分について

議案第71号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第72号 令和4年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

議案第73号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第74号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第75号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第76号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、議会運営委員会報告

2、総務文教常任委員会報告

3、産業厚生常任委員会報告

4、議会運営委員会報告

5、議会広報特別委員会報告

6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第66号 専決処分の報告及びその承認について

議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例について

- 議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 6 9 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 7 0 号 不動産の処分について
- 議案第 7 1 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 7 2 号 令和 4 年度富岡町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 7 3 号 令和 4 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 4 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 7 5 号 令和 4 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 7 6 号 令和 4 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

追加日程第 1 議案の一括上程

- 議案第 7 7 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 8 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 0 号 令和 4 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 8 1 号 令和 4 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 2 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 8 3 号 令和 4 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 4 号 令和 4 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 5 号 令和 4 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

追加日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 7 7 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 8 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 0 号 令和 4 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 8 1 号 令和 4 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 2 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 8 3 号 令和 4 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 4 号 令和 4 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 5 号 令和 4 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 委員会報告

- 1、議会運営委員会報告
 - 2、総務文教常任委員会報告
 - 3、産業厚生常任委員会報告
 - 4、議会運営委員会報告
 - 5、議会広報特別委員会報告
 - 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告
-

○出席議員（10名）

1番 堀本典明君	2番 佐藤教宏君
3番 佐藤啓憲君	4番 渡辺正道君
5番 高野匠美君	6番 遠藤一善君
7番 安藤正純君	8番 宇佐神幸一君
9番 渡辺三男君	10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君	
副町長	高野剛君	
副町長	竹原信也君	
教育長	岩崎秀一君	
会計管理者	植杉昭弘君	
参事兼 総務課長	林紀夫君	
企画課長	原田徳仁君	
税務課長	斉藤一宏君	
住民課長	猪狩力君	
福祉課長	飯塚裕之君	
健康づくり課長	遠藤博生君	
生活環境課長	杉本良君	
産業振興課長	坂本隆広君	
都市整備課長	志賀智秀君	
教育総務課長	猪狩直恵君	

生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	黒澤真也君
いわき支所長	安倍敬子君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	大森研一君
都市整備課 課長補佐 兼係長	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参議事 兼事務局 局長	小林元一
議兼 会務係 主任 局長	杉本亜季
議 会務係 局 査	黒木裕希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤 正純 君

8番 宇佐神 幸一 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第66号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） おはようございます。議案第66号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明申し上げます。

ご報告申し上げ、その承認を求めます今回の専決処分事項は、本年9月の政府物価・賃金・生活総合対策本部会議において、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を現金給付することと決定されましたことから、さきに事業費を予算補正しておりました住民税非課税世帯原油・物価高騰等対策助成事業に合わせて対応することと、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました令和4年度富岡町一般会計補正予算（第4号）

でございます。

まずは歳入の予算補正の内容を申し上げます。令和4年度富岡町一般会計補正予算（第4号）予算書1ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金1億1,327万6,000円の増額は、生活支援臨時特別事業補助金並びに同事務補助金の収入を見込むことによるものでございます。

おめくりいただき、2ページを御覧ください。歳出における予算補正の内容を申し上げます。第3款民生費、第1項社会福祉費1億1,327万6,000円の増額は、家計急変世帯を含む給付対象世帯を2,000世帯と見込み、給付金給付事業費を1億円、給付金給付事務費を1,327万6,000円としたことによるものでございます。

これらにより、歳入歳出それぞれ1億1,327万6,000円の増額補正をし、歳入歳出の合計をそれぞれ150億1,184万2,000円としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方、ご承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。6ページをお開きいただきたいと思います。6ページ、7ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、次に歳出の部に入ります。8ページ、9ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行60歳の定年年齢を65歳までに段階的に引き上げるなどの定年延長を令和5年4月1日から行うため、一括整備条例方式による新規条例の制定により、関連する条例の改廃を行うものでございます。

なお、改廃を行う条例は、富岡町職員の定年に関する条例、富岡町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、職員の給与に関する条例、職員の育児休業に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、富岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の降給に関する条例、富岡町職員定数条例、職員の再任に関する条例の9条例でございます。

議案第67号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。まず、別紙資料1ページから8ページで条例第1条で規定する富岡町職員の定年等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。第1条は地方公務員法の引用条文であり、第3条は定年年齢を60歳から65歳とするものでございます。

別紙資料1ページ下段から3ページ上段までの第4条は、特別な事由がある場合には第2条の規定にかかわらず定年退職日において従事する職務に引き続き勤務させることができるとする、定年による退職の特例を規定するものでございます。

別紙資料3ページ中ほどから6ページの各条文は管理監督職勤務の上限年齢や特例任用について、別紙資料6ページ下段から7ページの各条文は定年前再任用短時間勤務制に関して、それぞれ新たに規定するものでございます。

また、別紙資料7ページ下段以降の附則へ段階的に定年を延長する経過措置規定と、職員が60歳に達する日に属する年度の前年度に職員への情報提供と勤務の意思確認を行う規定をそれぞれ加えております。

次に、条例第2条で規定する富岡町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてご

説明をいたします。別紙資料9ページを御覧ください。60歳を超える職員の給料が7割水準となることから、懲戒処分により減給があった場合の効果に関する第3条の規定を改めるものでございます。

次に、条例第3条で規定する職員の給与に関する条例の一部改正について、別紙資料10ページから18ページでご説明をいたします。第2条は改正地方公務員法の引用条文であり、別紙資料10ページ下段以降の各条項につきましては、現行の再任用制度の廃止に伴う定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法や通勤手当をはじめとする各種手当に関する規定をそれぞれ改めるものでございます。

なお、別紙資料16ページ以降の附則において、特定日における給料月額を特定日前に受けていた給料の7割水準とするための計算方法などを定年年齢の引上げに伴う給与の特例として加えており、また現行の再任用制度の廃止に伴い、別紙資料18ページのように給料表を改めるものでございます。

次に、条例第4条で規定する職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。別紙資料19ページから20ページを御覧ください。お示しいたします各条の改正により、特例任用等について異動期間が延長となっている管理監督職にある者を育児休業をすることができない職員、また育児短時間勤務をすることができない職員に新たに加え、定年前再任用短時間勤務職員は部分休業ができないものとするものでございます。

次に、別紙資料21ページから23ページをご確認ください。条例第5条で規定する職員の勤務時間、休暇に関する条例と、条例第6条で規定する富岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、現行再任用制度の廃止に伴い、改正地方公務員法の引用条文と字句をそれぞれ改めるものでございます。

次に、別紙資料24ページから25ページをご確認ください。条例第7条で規定する職員の降給に関する条例について、役職定年による降任に伴い、給料も降給とする規定などを加えるものでございます。

次に、別紙資料26ページを御覧ください。条例第8条で規定する富岡町職員定数条例の改正は、現行の職員定数179を199に改めるものです。

大変恐縮でございますが、条例本文にお目をお戻しいただき、第9条をご確認ください。職員の再任用に関する条例を廃止する規定でございます。

なお、以降の附則は定年延長に係る改正附則でありまして、第1条では施行日を新地方公務員法の施行期日と同日である令和5年4月1日とし、定年退職を迎える職員への情報提供と意思確認につきましては、第11条で公布の日からとしております。

附則第2条では改正前の定年条例で勤務延長となっている職員に係る経過措置を、第3条から第6条では現行の再任用制度の廃止に伴う暫定再任用職員の任用方法等の経過措置を、第7条から第9条では新地方公務員法の施行期日前に採用された60歳に達していない再任用職員が新たに昇任することができない規定をそれぞれ定めております。

附則第10条及び第11条では、現段階に延長する定年年齢を超えて定年前再任用短時間勤務職員とし

て採用することができないなどの経過措置を、第12条では定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員に係る給与の経過措置を、附則第13条では暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） おはようございます。それでは、議案第68号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

今回提出いたしました本工事請負契約は、本年7月4日、第6回臨時会で議案第47号として工事契約の同意をいただき進めておりました富岡町複合商業施設屋根改修工事に係る変更契約であり、変更内容としましては契約金額の増額であります。

別紙資料1ページ、議案第68号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る第1回工事請負変更契約書の写しです。本変更契約書条項第2条において、工事請負代金1,010万6,800円を増額するものであります。

続きまして、資料3ページ、議案第68号別紙資料2を御覧ください。まず、資料左側上段に主な工事の変更内容を①から④として記載をしております。資料内の図面と併せてご確認をお願いいたしま

す。1つ目として、平面図緑色の着色部の西面屋根につきましては、当初水圧洗浄のみでの完了とする予定でありましたが、洗浄作業において一部塗装の剥がれが見られたため、今後の維持管理を考慮し、剥がれた箇所のみだけでなく、屋根全体の塗装工を追加するものであります。

2つ目としまして、ただいまご説明しました緑着色部の間にあります赤着色の三角の部分につきましても、当初高圧洗浄のみの施工としておりましたが、図面中青着色の大屋根同様の施工とし、ケレンの上、防食樹脂塗装を追加するものであります。

3つ目としまして、工事のために足場を設置し調査をしたところ、壁面クラックの追加補修箇所が確認されたため、弾性ウレタン塗装数量を増とし、追加施工するものであります。

最後、4つ目ではありますが、4つ目としまして資料右下、④柱型、豎樋改修という写真がございます。柱内部に屋根からの雨水を流す豎樋が通っております。基礎部分からの水のしたたりが見られたため、外壁を撤去したところ豎樋部の破損が確認されたことから、ほかの豎樋箇所も点検し、同一の破損状況があったため、追加改修をするものであります。資料右側中段に工事概要と変更数量等を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後とも定期的に打合せを実施し、安全第一に工事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第69号 工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

今回提出しました本工事請負契約は、本年7月4日、第6回臨時会で議案第48号として工事契約の同意をいただき進めておりました赤木地区基盤整備工事に係る変更契約であり、変更内容といたしましては契約金額の減額であります。

資料5ページ、議案第69号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る第1回工事請負変更契約書の写しであります。本変更契約書条項第2条で工事請負代金601万1,500円を減額するものであります。

資料7ページ、議案第69号別紙資料2を御覧ください。資料右側、赤線囲みの部分に主な変更内容を記載しております。1つ目としまして、暗渠排水の施工箇所につきましては、当初平面図水色の線で囲んだ6枚の圃場を予定していましたが、赤いバツがついた2枚の圃場については来年度の作付を行わないこととなったため、田面が落ち着いた次年度以降の補完工事として他の圃場とともに施工するものであります。

次に、購入土につきましては、当初除礫を行い、不足した分を購入土で施工する設計でしたが、除礫の数量が減少の見込みであり、赤囲みの図のとおり、畦畔の土を田面に入れることで購入土が不要となったものであります。資料上部左側に工事概要として工事の数量を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後も定期的に打合せを実施し、安全第一に工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 不動産の処分についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第70号 不動産の処分についての内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、富岡漁港並びに毛萱、仏山地区海岸背後地のおおむね200メートルの範囲において福島県が行う防災林整備事業に伴い、事業用地として必要とされた町有地を売払い処分するものであり、富岡町公有財産審議会の審議を経た答申をもって大字仏浜字釜田並びに大字毛萱字浜畑及び前川原地区の19筆、8,660.07平方メートルの土地を2,371万1,476円で福島県相双農林事務所長を契約の相手方として売り払うこと土地売買契約が調ったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるべく議案を提出したものでございます。

なお、議案第70号別紙で売払い処分いたします土地の明細をお示しし、また別紙資料1並びに別紙資料2で土地売買契約書の写し並びに売払い処分する土地の位置をお示ししておりますので、ご確認をくださいますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 不動産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） おはようございます。初めに、本定例会に提出いたしました議案及び資料に一部誤りがありましたことを深くおわび申し上げますとともに、別紙資料の差し替えについて訂正内容を説明させていただきます。

訂正箇所は、別紙資料右側下部に凡例として記載している表のナンバーの右側の項目名がそれぞれ路線名となっておりましたが、路線番号の誤りであり、1、認定する路線の表中、ナンバー②、夜ノ森駅北歩道線の路線番号が3317となっておりましたが、3318の誤りであり、資料右側、町道認定路線図（夜ノ森駅周辺）中、②のオレンジ着色部分の右側、縦書きの路線番号が3317となっております、3318の誤りです。大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように、提出前の確認を十分に行ってまいります。

それでは、議案第71号 町道路線の認定、変更及び廃止についてご説明いたします。今回の町道認定、変更及び廃止について、富岡駅周辺においては福島県による県道広野小高線及び県道富岡停車場線の道路改良工事に伴い旧道の引受けが必要となることから提案するものであり、夜ノ森駅周辺においては今年度の歩道の整備に伴い認定するものでございます。

別添議案第71号別紙資料を御覧ください。別紙資料におきまして、認定する2路線、変更する3路線、廃止する1路線について路線番号、路線名、起点、終点をそれぞれ記載しており、認定する路線はオレンジ着色、変更する路線は青着色から赤着色へ変更し、廃止する路線は緑着色で示しております。また、新たな県道の区域をピンク着色の破線で表示しております。

まず、認定する路線は、図面左側の下部分にオレンジ着色で表示しております①の国道6号から県道広野小高線の旧道として移管される路線部と、新たな県道広野小高線とを結ぶ路線部を含む路線番号1004号、原下浜畑線と図面右側に表示しております夜ノ森駅北側の②で、今まで通行禁止としていたところでございますが、今年度の歩道整備に伴い認定する路線番号3318号、夜ノ森駅北歩道線でございます。

変更する路線は、北区域を青着色し、新区域を赤着色で表示しております。図面左側の上部分の③において、終点部の一部が県道富岡停車場線の区域となるため、路線番号1015号、曲田都市計画街路1号線の終点を北側に変更し、図面左側中ほど、JR東側の④においては、終点側において県道広野小高線の旧道として移管される区域を含めるため、路線番号3010号、仏浜毛萱線の終点を南側に延長、変更するものでございます。栄町地区からJR踏切へ向かう⑤においては、県道富岡停車場線の旧道として移管される路線部を含む路線番号3247号、曲田区画街路5号線の路線名を栄町釜田線とし、起点を変更するものでございます。

廃止する路線⑥は、新たな県道富岡停車場線の区域に含まれることとなった路線番号3243号、曲田都市計画街路2号線でございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） では、10時まで休議いたします。

休 議 （午前 9時45分）

再 開 （午前 9時57分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第72号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開などを踏まえ整理、調整したものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,324万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億9,859万4,000円としたものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税の減額は、第1項町民税において1,257万5,000円の減、第2項固定資産税において福島復興再生特別措置法による課税の特例措置の対象となる事業者の固定資産税の免

除が決定されたことなどにより2億5,189万7,000円の減、第3項軽自動車税において24万7,000円の増により2億6,422万5,000円の減額となったものでございます。

第13款使用料及び手数料9万6,000円の増額は、第1項使用料において3万3,000円の増、第2項手数料において6万3,000円の増によるものでございます。

第14款国庫支出金の減額は、第1項国庫負担金において新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金が増となるなどして1,075万4,000円の増、第2項国庫補助金において地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金等が増額となる一方で、福島再生加速化交付金や公立諸学校建物其他災害復旧費補助金が申請額の確定や小中学校三春校解体工事費の確定で減となるなどして1億858万3,000円の減、第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金や福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金が申請額の確定などによる1,962万円の減により1億1,744万9,000円の減額となったものでございます。

第15款県支出金の減額は、第1項県負担金において保険基盤安定負担金や福島県災害弔慰金等負担金などが減となるなどして2,322万9,000円の減、第2項県補助金において出産・子育て応援事業費補助金や定住促進住宅取得補助などが増となる一方で、営農再開支援事業補助金や避難地域復興拠点推進交付金などが減となるなどして4,968万円の減、第3項県委託金において福島県議会議員補欠選挙委託金や参議院議員通常選挙委託金が減となるなどして1,635万3,000円の減により8,926万2,000円の減額となったものでございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入461万4,000円の増額は、再エネ施設出資配当金によるものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金4,675万5,000円の減額は、事業の完了による整理や事業計画の見直しなどにより電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金繰入金や福島再生加速化交付金基金繰入金などの減によるものでございます。

第20款諸収入、第4項雑入26万7,000円の減額は、事業再開支援事業補助金や定住化促進助成金の返還が生じて増となる一方で、電源地域振興・みらいを創る市町村支援事業助成金などが減となったことによるものでございます。

これらにより、歳入において5億1,324万8,000円の減額補正とするものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。4ページ、5ページを御覧ください。第2款総務費の減額は、第1項総務管理費において令和3年度事業の実績に基づく国庫支出金の精算による国庫支出金等の返還金が生じたことによる増の一方で、財政調整基金積立金や福島再生加速化交付金基金積立金などの減により2億6,637万2,000円の減、第2項徴税費において150万9,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において110万9,000円の増、第4項選挙費において参議院議員通常選挙費や福島県議会議員補欠選挙費の実績による整理により1,952万7,000円の減、第5項統計調査費において5万4,000円の減により2億8,635万3,000円の減額となったものでございます。

第3款民生費の減額は、第1項社会福祉費において地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費が増となる一方で、国民健康保険事業特別会計繰出金や新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みた敬老会の中止などによる敬老会事業費の減などにより1,381万1,000円の減、第2項児童福祉費において94万5,000円の増、第3項災害救助費において268万8,000円の減により1,555万4,000円の減額となったものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費1,405万2,000円の増額は、除染対策事業費などが減となる一方で、新型インフルエンザ等感染症対策事業費や母子保健事業費が増となったことによるものでございます。

第6款農林水産業費の減額は、第1項農業費において事業の進捗に伴う事業費の整理、調整により農業農村振興施設管理事業費、営農再開支援事業費や被災地域農業復興総合支援事業費などの減により9,320万1,000円の減、第2項林業費において5万7,000円の減、第3項水産業費において24万円の減により9,349万8,000円の減額となったものでございます。

第7款商工費、第1項商工費244万8,000円の増額は、観光振興事業費が減となる一方で、桜まつり事業費や桜保全事業費が増となったことによるものでございます。

第8款土木費の減額は、第1項土木管理費において6万1,000円の減、第2項道路橋梁費において道路維持管理事業費の減により2,130万円の減、第3項河川費において河川整備事業費の減により2,900万円の減、第4項都市計画費において公共下水道事業特別会計繰出金の増により1,802万4,000円の増、第5項住宅費において新田団地機能回復工事費の整理、精査による5,000万円の減により8,233万7,000円の減額となったものでございます。

第9款消防費、第1項消防費154万6,000円の減額は、事業の進捗に伴う事業費の整理、調整により消防施設維持補修費や防災行政無線経費などが減となったことによるものでございます。

第10款教育費の減額は、第1項教育総務費において教育委員会事務局諸経費や施設管理費などが減となり2,777万円の減、第2項小学校費において30万9,000円の減、第3項中学校費において17万1,000円の増、第4項幼稚園費において160万4,000円の減、第5項社会教育費においてアーカイブミュージアム事業費や放課後児童クラブ費などの減により576万7,000円の減、第6項保健体育費において総合体育館の休館に伴い指定管理委託料を減としたことなどによる1,075万6,000円の減により4,603万5,000円の減額となったものでございます。

第11款災害復旧費の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費において事業費の整理による544万5,000円の減、第2項公共土木施設災害復旧費において102万円の増としたことにより442万5,000円の減額となったものです。

これらにより、歳出において5億1,324万8,000円の減額補正となったものでございます。

次に、第2表、継続費補正について説明を申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、被災地域農業復興総合支援事業、野菜集出荷施設整備事

業に係る継続費でございますけれども、年割額総額22億1,650万円を22億3,190万円といたしまして、令和4年度の年割額を11億770万円、令和5年度の年割額を11億2,420万円と変更するものでございます。

次に、第3表、繰越明許費補正についてご説明をいたします。8ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業2億1,000万円について繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第4表、債務負担行為費補正について説明をいたします。9ページから11ページを御覧ください。庁舎施設管理、富岡町役場の庁舎機械警備委託料でございますけれども、これらについて期間を令和5年度、限度額を190万円として債務負担行為の設定を行うことをはじめ、第4表にお示しいたします42事業について債務負担行為の設定をするものでございます。

以上が令和4年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。ご審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。16ページをお開きいただきたいと思えます。16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。細かい質問になってしまうのですが、33ページの庁舎施設管理費の光熱費について500万円なのですけれども、これについて教えてください。お願いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

光熱水費でございますが、ここについては電気料金の上改定というところに伴う対応でございます。庁舎に限らず、各施設において電気料金が上改定されているということを踏まえまして、実績に基づき、それから改定の内容を踏まえて各施設で電気料金については増額補正としておりますので、ご理解をいただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ご答弁ありがとうございます。エネルギー事情の関係で電気料金の高騰ということもあるのでしょうかけれども、今総務課長から各施設においてということで答弁あったのですが、見させていただいて、学校、あと学びの森であるとか、あとは商業施設等も含めまして全体でいくと1,700万円ぐらい増になっているということを確認させていただいたのですけれども、その中で今期、冬季、夏季も含めて節電対策、そういった部分お聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 今ほどご指摘ございましたように、電気料金の値上げ改定分に対応するというので、光熱水費全体で2,500万円ほど今期の補正予算で増額をしております。これに対する対応といたしましては、電気料金の改定、高騰の従前よりになります。新電力への切替え、活用だったり、当然東北電力からの契約を保っているところもありますが、可能な限り新電力へ切り替えて低減を図っている。それから、電力需給の逼迫というところが夏、それから今期の冬についても言われておりますので、庁舎内の節電ということで、不要な箇所についてはその都度電気を消す、トイレについても使用が終わったら出るときに消すというような対応をしておりますし、当然従前から冷暖房については設定温度をしっかりと守っているところ、加えて各事務に使うパソコン等々の端末については長期間使用しない、席を離れる場合については待機の状態にしておくというような細々とした指示をしております。これは、各所において同じような指示をしているといったところになります。学校においても、同じように教育委員会を通じてその対応を求めているといったところになります。これ以上のことについてはなかなか難しいところもありますが、節電という意識をしっかりと持っていただいて様々な施設を使っていただくというところは継続して求めていきたいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。工夫して節電していただいているということで、あと空調も照明もそうなのですけれども、町民の方々のサービス低下にならない程度にしっかり管理していただいて、ほかの課長方もいらっしゃいますので、自分の担当する設備、施設のところをしっかりとチェックしていただけてもらうようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 51ページの農業振興費のところの営農再開支援のところの補助金なのですが、もう使う見込みがないので減額ということなのだと思うのですが、今年度どのぐらいの人数の支援対象があつて、どういう見込みがないという判断で下げるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 営農再開支援事業につきましては、一番大きな減額要因としまして

は、現在、特認事業として、まだ作付が行われていない農地について除草作業などを実施しております。そちらについて反当たり3万5,000円というような補助金が出ますが、当初見込みにつきましては250ヘクタールということで予算を計上しておりました。こちらについて理由としましては、作付がされていない農地について新たな担い手がつきますと翌年まで3万5,000円の補助が受けられるということもありまして、計上しておりました。こちらで約4,000万円ほど減額になっておりまして、あとは増額の要因としましては、今後、特定復興再生拠点区域の営農再開が見込まれておりますので、そちらの例えば畦畔の修復であったり、田んぼの代かき、あとは土作りといったメニューがあるのですが、そういうところの部分につきましては増額をしまして、総額としてこちらの金額が減額ということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 冬になるし、ある程度のところで終わっているし、使う使わないはある程度決まっているのだと思うのですけれども、目標を立ててやっていくわけですが、やはり農地も歩いているとぽつんと、きれいになっている中に、草が生えたままになっているようなところ、今のいろんな事情とか条件の中でそういうのが起きているのだと思うのですけれども、震災前もそういう状況はところどころはあったわけですが、やはり種が飛んでいたりとかいろんなことも含めてその辺も、そのものにしか使えないのだとは思っているのですけれども、そういうところの人を見つけて積極的に何かしらやっていくということをしていって、面としてやっていかないと非常に大変なのかなと思うのですけれども、その辺に関しては、そういう人に対してはどういう対策を取っているのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。現在、町内においては基本的には復興組合で除草作業等は行っていただいておりますが、一部所有者においては復興組合にも貸出しをしないということで、個人で管理される方なのですが、なかなか管理をしないで、今議員がおっしゃったような状態になっている農地もございます。現在、農業委員会でも問題視をしておりますので、そういう農地につきましてはパトロールを行いながら、周辺で営農が始まってそこだけが草だらけになっているような状態の場合については、農業委員会の会長命として適正な管理をしてくださいということで今後文書を出していこうということで話をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。桜まつり事業の650万円について、これは来年度に向けた整備ということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 桜まつりの650万円につきましては、こちらは昨年度かなり駐車場が不足してご迷惑をおかけしたということもありまして、本年度は民有地も含め多くの駐車場を整備したいといったところの予算であったり、あとは来年度桜通りについても改めてライトアップを実施したいということで、そのような経費を含めてこちらを増額補正させていただいております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） あらかじめ所管と所管でないところにまたがってしまうというか、両方に該当するものですから、それをお断りしながら質問させていただきます。

全国において、特別老人ホームとか認定こども園等で職員による暴行、虐待が行われ、経営者が隠蔽体質のように見受けられます。当町においてはどのような対策を取っているかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 誰ですか、答弁。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまの件でございますが、まずは施設の性質から安全に運営を行うというようなところで、安全運営委員のようなものが存在しております。そういった方々と情報交換といたしますか、話をするような場面を持って、これまでそういったことはないというような報告も受けているところでございます。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 認定こども園におきましては、子供たちに対していじめ防止の活動ができるような授業を子供たちに対して毎月行っております。それは、先生とともに一緒に受講しているものでございます。それに伴いまして、先生たちは自ら子供たちに示す態度を植え付けることを目的にした事業でありますので、このような今全国で起きて問題視されていることに関しましては、当こども園に関しましては起きていないということで認識しておりました。

○議長（高橋 実君） 教育長、補足説明あれば。

教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 認定こども園についてお話をいたします。

私、教育委員会としましては、定期的に認定こども園に行って子供の様子、それから職員の指導の様子、そして園長、副園長との面談ということを繰り返しております。今回この事案を受けまして、すぐにこども園に行きまして園長、副園長と話をし、職員に話をしたのは、今こういう状況でこども園等が非常に世間から厳しい目で見られていると、ですのでともかく、不祥事はあってならないのですけれども、決して萎縮することなく、今までどおり子供たちと一緒に楽しい園活動を行ってくださいと、すぐに先生方に励ましてくださいということを私ども教育委員会からこども園には話をしてあります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町内における介護施設とかこども園でそういうことがあったかという質問ではなくて、どういう対策を取っていますかという質問ですから、その辺は誤解しないでほしいのですけれども。やはり町当局でそれを知ったときにはもう既に遅いよと。というのはどういうことかということ、やっぱり暴行、虐待となれば刑事事件なのです。刑法犯なのです。だから、町当局が対応できるような問題ではなくて警察問題になってしまうので、だからできるだけ隠蔽に対してどう対応、対処するか、これは常々考えてもらわないと。やはり一番効果的なのは、今ほど教育長がおっしゃったように、保護者の方との対話。子供に何か変化ありませんかとか、あと例えば特別養護の施設なんかでもやはり家族の方との意見交換、こういったもので客観的に物事を見れるような状態。やはり職員の方から聞くのもいいのですけれども、外部の方からも聞くのも少し有効なのかなと、その辺を今後対策に入れてほしいなと思ひまして質問させていただきました。答弁要りませんから、それをお願いします。

○議長（高橋 実君） 高野副町長、何かあれば。

高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。先日、静岡県の子ども園で事象が発生しました直後の庁議におきまして、非常にこの問題、この事象については他山の石としてこれは気をつけなければならぬということを庁議で情報共有をしたところであります。他山の石と申しますのは、こういった非常に悪い中身が発生した場合、これについては隠蔽という世間の見られ方をするというのが一番よくない。これについては、発生した場合においてはその後の行動が最も大事であるということ、一般論でありますけれども、こうしたことの基本的な考え方としてはすぐにこれは明らかにして、その対応を速やかにすべきであるということを意識合わせをしたというところでございます。個別の施設におきましても同じような心構えを持って対応していただきたいと改めて周知を行いたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかに総括でありますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。1点ほど聞きます。

この前の町政懇談会にも数点出しましたが、省エネの関係、簡単に言うと今富岡町については町民の方たちが落ち葉を燃やしたり、いろんな面で省エネに絡む行動をしておるのですが、ただ各住民、また町民がその認識度が違うと思うのですが、その点に対してもう一度徹底して町民に指導していただけますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 先日、町政懇談会におきましても、枯れ草等の焼却ということで町民の方からご質問ございました。私ども生活環境課といたしましては、庭の手入れで出る草むしりをした草とか、それから落ち葉を集めて庭先で燃やしていただくということは否定するものではございませんで、一応火事と間違わないようにということで消防署と我々役場に一報入れていただきたいというご報告をさせていただいたところでございます。ただ、その際に、ご自身で伐採された木の幹、そういったところまで庭先で燃やせるかということに関しましては、私の見解ではその際は枝葉ということで捉えてお答えさせていただいたところでございます。確かに幹になりますと大きなものでございます。それを庭先で燃やすということは我々としても認められないものでありますので、そちらについてはご相談いただいた際に丁寧にご説明して対応させていただきたいと思っております。また、今後そういった相談があれば我々も伺う、あるいは内容をきちんと精査して対応させていただきたいと思っております。

なお、町民の方にもご相談あれば、折を見てご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今の説明の中で気になったのですけれども、思い出していただくと、夜ノ森駅のツツジをなぜ伐採しなければいけなかったのかということに振り返れば、今食品に関してはきちっと見える化という形で検査場でベクレルを出したり、いろんなことをしています。それと同じように、やはり役場で、今のような形である程度燃やしてもいいですよということであれば、こういうものを燃やしたらどうなるのか、放射性物質が圧縮されて木とか枝に入っていれば、ベクレルが高くなるというのはもう明らかなことなので、そういうこともちゃんと見える化しておいて、こういうものは絶対駄目ですよということをきちっとしておかないと、何でもかんでもそういう燃やすことになるとそれによってせっかく止まっている放射性物質がまた灰になって出てきてしまうということが起きてくるので、その辺の対策もきちっとしたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ありがとうございます。私どもも杉やナラといったものであれば循環があまりないということで、一度落ちてしまえば枝葉に残ることはそうそうないという話をJAEAの研究論文等から紹介させていただいているところでございますが、なお今議員からもご指摘あり

ましたように、我々としても詳しく調べて、その可能性が少しでもあれば焼却をお控え願いたいというようなお話をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） きちっと取ってきて、燃やして灰になって、灰のベクレルを測ってというよな、そういう見える化ということに関してはやっていく方向ということはあるですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ありがとうございます。私どもも関係各課と協力して、できるだけ見える化を図っていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） あわせて、環境省とか広域圏と、もちろん横断的な課で兼務する部分があれば、その中で間違いないように。

ほかにありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。今の議論聞いていて、例えば線量が高いようなものがあって燃やせないとした場合、ごみ袋に入れて出すというのはお金もかかってしまうので、そういったところを環境省なのか、広域圏なのか、収集いただいて処分していただく必要があると思うのですけれども、そういったところの打合せもしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 私どもといたしましても、町民の方からそういったご相談があれば我々まで、まず受けまして、国と協議の上、適切な処理をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。というか、そういう可能性があるかどうかということもやっぱり協議しながら、そこでそういったものをこの辺は燃やしてはいけないのですよというような、国とかそういったところと話し合っていていただいて、そういったところを気をつけて注意を促しながら、その収集や処分についてもきちっと詰めておかないと、相談来てからでは遅いかなと思うのですけれども、その辺り早急にというか、燃やしていいという話であれば確認していただいたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご指摘ありがとうございます。そういった町民の方々の心配事、即時対応できるように早速調査、取りかかっていると思えます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 所管も入りますので、政策的にと思って捉えていただければありがたいです。

あと、今の関連なのですけれども、何か議論のやり取りが見えないのです。解除区域であれば当然落ち葉は燃やしていいということだと思えます。解除区域は線量が低いから燃やしていいという、

線量関係なく燃やしていいということなのだけれども、6番さんが言ったように、燃やせばセシウムが凝縮するということです、当然上がりますよね。上がるのは当然なのです。だから、燃やしていいか悪いか、二択なのです。あと方法はないのです。と私は思います。だから、セシウムを心配するのであれば燃さないでくださいという指導をすべきだと私は思います。それが私は一番だと思えます。

あと、困難区域に関しては当然、多分燃やしている人はいないと思うけれども、準備宿泊で来て庭先掃き集めて燃やす可能性はあります。ただ、困難区域に関しては環境省が全部引き取るわけですから、その辺をきちっと説明すべきだと思います。

あと、道路なのですが、舘山荘、特老から行く蛇谷須に抜けていく道路、多分地元の区長からも要望を出されていると思うのですが、早く通してくださいということで、あそこは堤の堤体が落ちてしまって、多分道路としての機能を果たしていないのだと思うのです。多分災害査定も受けているのかなと思うのですが、直して通すようにするのかしないのか。道路としての機能は前からあったわけですから、いち早く直して通すのが順序だと思うのです。今あんまり人住んでいないからいいやということではなくて、町道になっていますので、だからその辺を早く、通してやるのだったら通してやる方向で進めないと地域の人には困ると思います。その辺の政策的な考え方。もう廃止するのなら、廃止して止めればいいのだし。多分止めることはできないと思うのです。その辺きちっと答弁してください。

あと、今拠点整備やっている場所、特に6号線から西側、夜の森の住まいが集中している近辺、夜の森全般的にU字溝とかためますとか、暗渠とか、かなり線量がよどんでいる部分があるかと思うのです。U字溝まで全部掃除しろとは言いませんが、ためますとか暗渠は全部吸い取りで、環境省にお願いして除染対策すべきだと私は思うのです。かなりよどんでいると思いますので。線量調査して、数字はあんまり高くありませんよという答弁常に出てくるのだけれども、高くないよというのは震災前の数字と比べてほしいのです。環境省はフォローアップで下げていくと言っているのですから、震災前の数字と比べて高いか低いかで物を言ってもらわないと、0.23 μ Sv/hとかそういうのは震災後につくった数字ですので、その辺をやっていただけるかどうか。

あとはアーカイブ・ミュージアム、私この間の四、五日前の新聞で初めて見つけたのですが、アーカイブ・ミュージアムの西側に植栽整備ということで、多分9月の補正予算か何かで上がっているのだと思うのだけれども、今入札やったようですから、どんな木を何のために植えるのか私は不思議でしょうがないのですが。あそこに関しては、清水地区の陣屋を移築するのだから展示するということで政策的に調査を入れて、すばらしい建物だと、築年数も分かって、価値はかなり高いという報告書上がっているのです。それで、これはどうしても富岡町で残すべきだということで、ゼネコンにお願いして手ばらしでばらししてもらったと、経緯がありますよね。かなり金かかっているのですよ、あれ。恐らく400万円、500万円かかっていると思います。そこまでやってもらって、その後でやっぱり展示

はしないよと、復旧もしないよと。金をさんざんかけていて、町では200万円ちょっとくらいかもしれないです、調査費。だけれども、ゼネコンとか環境省の協力の下でそこまでやってもらって、政策中断してやめている。多分予算の問題だと思います。そういうことあった経緯の中で、今度は植栽が1,464万2,100円ですか、これで植栽工事を行うということで、どういった植栽するか不思議なのですが、多分実のなる木って、ドングリなったりまったりするような木を植えるのかなと思うのです。多分そういうものだったら学びの森の後ろに幾らでもあるわけですから、何でこういうものを植えなくてはならないのですかと。わざわざあと手入れにお金かかるようなものを何で植えなくてはならないのですかということなのです。

その3点、ひとつよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） まず1問目、生活環境課。2問目、館山前川原線は都市整備課、産業振興課で。あと、3番目は生涯学習課か。順次答弁してください。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 焼却について、早急に我々も確認をいたしまして、町民の皆様には周知させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番目、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 館山のため池の堤体部分の道路ということで、現在通行止めになっておりまして、周辺住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。これまでも町政懇談会等でもあそこの通行できるようにということでご意見いただいておりますので、現在、庁内で通行できるような形で復旧してはいくということで調整をしておりますので、ご理解をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） ただいま産業振興課長から答弁ありましたが、協力し合ってやっていきたいと思っております。入り口部分につきましては、現在、拡幅する計画で用地交渉を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） とみおかアーカイブ・ミュージアムの西側植栽整備工事の件でございますが、高木から低木まで様々な種類の植栽をしていきたいと考えております。最近アーカイブ・ミュージアムでは、学校等の教育旅行等で体験学習等やっております。そちらにそのできた植栽から出た実とか、あるいは景色を見ていただいたりというようなこともありますので、来ていただいた方に楽しんでいただく、あるいはお子さんたちにいろいろ勉強していただくというようなことで今回こういった形で整備させていただきますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長、ドングリという言葉も出ているのだから、どういう木を植え

るのかまで言って。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 高い木につきましては、ヤマボウシ、ナツツバキ、栗、コナラ、ミズナラ、クルミ、あとクスノキとか梅とか、そういったものを植えてまいります。低木につきましては、リュウキュウツツジとかヒラドツツジ等を植えていきたいと思っております。そのほかにサザンカ等も植えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まず第1点目、燃やしていいか悪いかということ町民に周知するということなのですが、燃やしていいと周知するのか、悪いと周知するのか。その辺と、あと堤の堤体に関しては、区長からも出ているし、いろんな部分で出ているということで、早急に解決していただければ、廃止してあそこを通さないということは多分無理だと思いますので、ぜひ早急にやっていただければありがたいと思っております。

あと、アーカイブ・ミュージアム、今言ったことは理解はできます。ただ、アーカイブ・ミュージアム一つで考えれば、丸裸ですから、理解はできるのです。あんな立派な学びの森あって、後ろに山も控えて、いろいろ手入れはしましたので、今言ったようなものは十分そこで補えると思うのです。それをわざわざアーカイブ・ミュージアムの西側にちっちゃな森林、山を造って、後で維持管理費の金かかるようなものは私は必要ないのではないかと。そんな予算あったら何で最初に陣屋の移築とか、陣屋の展示とか、調査してこれだけのものができて、これきちっと見ているのですか。これだけゼネコンがきちっと手ばらしして、取っておいてあるものが何でこれ捨てられるのですか。こういうものを復元したらずばらしいものになるでしょう、富岡町の歴史を語るのですから。何で古いものは捨てて新しいものばかり造ろうとするのですか。その辺が私理解できないのです。だから、きちっと政策的に考えてやってきたことを没にして新たなものを造っていく、それはそれで理解はできないわけではないのですが、だったら富岡町の歴史をきちっと残したほうがいいでしょう。紙ベースになっては多分中に展示してあって残っているかもしれないです。だけれども、紙ベースと現物では全然違いますからね。そう思いませんか。

○議長（高橋 実君） 1番、2番は竹原副町長、3番、高野副町長、答弁をお願いします。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。まず、1点目の堆積物というか、落ち葉等の焼却でございますが、ただいま議員がおっしゃられたように、あと町政懇談会でもそんなご質問が出ました中で、まだ整理ができていないのが実態でございます。解除になったところ、おっしゃるように安全だから解除になっているわけですから、落ちた葉っぱについても基本的には燃やしても安全だというのは普通考えるところでございます。ただ、町民から町政懇談会でそのような質問があった

ということは、やはり迷っているのだらうと思います。ですから、まずは燃やすのには揚煙届という届出も必要ですし、そういう問合せがあったところについては個別に対応させていただきたいと思っております。まずは線量調査し、燃やしても大丈夫なのか、全体的な区域の話になってきますので、最終的な、生活環境課長からもありましたように、周知しますというその周知の仕方、どちらにするかについては環境省と調整しながら、安全なのか駄目なのか、そこをはっきりしてから周知を決定していきたいと思っております。

2点目の館山前川原線ですかね、こちらについては大変要望も出ております。基本的に富岡から大熊に抜ける大変便利な道路でございます。こちらにつきましては今止まっておりますが、こつこつ解決に向けて進めていきたいと思っております。こちら復旧の形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） アーカイブ・ミュージアムの周りの植栽についてということでございます。私確認しておりますのは、この植栽につきましては体験活動で様々利用できるもののほか、あと景観についても配慮したもの、富岡らしい自然景観について形づくりと聞いてございます。例えばツツジですとか、そういった花木についても植栽をするというところでありまして、森というよりはどちらかという庭園ですとか、その外構ですとか、私のイメージとしては会津にあります御薬園のような、あのような皆さんに富岡の自然環境を含めて御覧いただくという、そういった構想と認識をしております。学びの森の森というところ、こちらのご指摘いただいたところでありまして、こちらは少し山が深いといいますが、なかなか利用という点では少しハードルが高いのかなと受け止めておりまして、小さな子供も含めて体験活動が容易にできるというところで、アーカイブの周辺についても併せて構想を練ってきたというところと認識しております。

また、陣屋の移築という点でありますけれども、非常に貴重な文化財ということで伺っておりますけれども、様々事情を勘案して断念をしたと伺っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 町長、この3番の建築物の話、着任する前だから分からないだろうけど、ただ町長の口から過去の状況を確認した状態での話だけして。

町長。

○町長（山本育男君） その陣屋の話につきましては、私正直なところよく分からないというのが状態であります。その件につきましては、過去どういう経緯があってどうなったのかよく調査をして、今後どう持っていくかもう一度考えてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。竹原副町長の答弁は理解しました。あと1点抜けてしまったのですが、今復興拠点整備やっている中のためますとか暗渠とか、それはもう何でかんでや

ってもらようように環境省に強く要請してください。そのときに、線量はあんまり高くないよということではなくて、震災前の線量と比べて高いか低いかで、もうとにかく下げてもらわなくてはしょうがないですから、ぜひその点もよろしくお願いします。

あと、今のアーカイブ・ミュージアム、確かに副町長の答弁も、皆さんの答弁理解できるのです。あれ一つ単独で考えれば。単独で考えれば理解できるのだけれども、そんなにそんなに税収上がらない中そこまでやらなくてはならないのかと。そこまでやるのだったら、こんなすばらしい陣屋、報告書もすばらしく上がってきています。ゼネコンがきちっとこれほど立派にばらして、いつでも組めるような状態にしてくれているのです。それを投げて、では森づくりですかという話になるのです。確かにちっちゃな子供、学びの森の後ろに連れていけば危ないかもしれない。だから、ちっちゃな子供って何歳を言っているか私分らないですが、小学生くらいになればあのくらいのところに行ったら何ら私は問題ないと思います。そういうことを考えたら、やっぱり予算を縮減していく中でそういうことをきちっと考えなくてはならないと思うのです。幾ら金かかってもやらなくてはならないもの、これは我慢できるかというものあると思うのです。今回の補正予算だって、すばらしく減額補正になっています。それは、庁舎内で皆さんが努力しているからこれだけの減額補正になっているのだと思うのです。だから、やればまだまだ私はできるのかなと思うのですが。すばらしくやってもらっていることは認めますよ。だけれども、こういう次から次に金かかるものを造っていったのでは、後々問題になって、最終的には切っ飛ばすというような話になりかねないでしょう。そんなに広い場所でもないもの。その辺考えているのですか。

○議長（高橋 実君） まず、水路、ためますのやつ、生活環境課長。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。環境省と協議の際にしっかりと伝えてまいります。

○議長（高橋 実君） 答弁できる。会議録に残るのだからね。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 議員おっしゃられた内容ですけれども、体験学習等でアーカイブ・ミュージアムに来ていただいてというところで、学びの森にもそういった樹木もありますが、限られた時間の中でいろいろ来ていただいてという形で、体験学習をしていくのに近いほうがよろしいかというところもあります。あと、なぜ今回建物の建築と一緒にやらなかったかといいますと、こちら財源の部分で予算を分けることによって、新年度で対応することによってそちらの財源が使えるということになりますので、そういった形で外構と植栽の整備工事という形で今回やらせていただいた経緯があります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。この植栽の整備につきましてですけれども、これ

まで内部で検討をしてきたところですが、できるだけランニングコストがかからないような植栽を検討し、あと植栽も含めて設備的なところにつきましてもできるだけ後年度の負担がかからないようにということ、あとイニシャルコストについてもできるだけ下げということを念頭に検討を進めてきたという経緯がございます。なかなか、今砂利敷きとなっておりますので、こうした経過も含めまして、当初の構想段階からこの周りも含めて整備するという検討を進めてまいりましたものから、華美なものでは決してございませんということでご理解をいただければと思います。

○議長（高橋 実君） 植栽の技術的なやつはどこで見てやるのだ。生涯学習課で見れないでしょう。都市整備課または産業振興課で声かかっているの。かかっていない。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 3回のルールを破って、すみません。分かりました。ただ、1点、生涯学習課長の答弁で、建物本体のときにやると補助金が出ないから2つに分けたという答弁ありましたよね。それだけ計画性を持っていたのであれば、造成するときに良質土をちゃんとそこに入れて、もう木を植えるだけになっているのではありませんか。計画的にやっているというのであれば、そうならないければおかしいですからね。なっているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 造成工事、あれは何課でやったのだ。産業振興課。都市整備課。都市整備課長は分からないものな。課長補佐は分かる。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時01分）

再 開 （午前11時02分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休 議 (午前11時03分)

再 開 (午前11時13分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

次に、議案第73号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(遠藤博生君) それでは、議案第73号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税の課税実績や国、県支出金の交付見込み、繰入金等の額確定などによりまして、歳入歳出それぞれ1,562万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を25億5,173万1,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。91ページを御覧ください。第1款国民健康保険税及び第2款使用料及び手数料につきましては、課税及び収入の実績によりまして、第1款第1項国民健康保険税を247万3,000円減額するとともに、第2款第1項手数料を3,000円増額するものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金6万8,000円の増額は、東日本大震災特定健診国庫補助金の交付額決定によるものでございます。

第4款県支出金、第1項県補助金72万円の増額は、普通交付税におきまして出産育児一時金及び葬祭費の支出見込額の増によるものでございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金1,446万8,000円の減額は、繰入金の額確定によりまして、出産育児一時金繰入金及び未就学児均等保険料繰入金におきまして合わせて158万2,000円を増額する一方、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金などにおきまして合わせて1,605万円を減額することによるものでございます。

第8款諸収入52万1,000円の増額は、第1項延滞金加算金及び過料におきまして、延滞金の収入実績によりまして3万3,000円を、第3項雑入におきまして第三者行為による求償及び資格喪失後受診に係る返還金として48万8,000円をそれぞれ増額するものであり、歳入合計1,562万9,000円の減額補正となるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。92ページを御覧ください。第1款総務費14万4,000円

の増額は、第1項総務管理費におきましてシステム改修に係る国保連合会負担金16万5,000円を増額する一方、第2項徴収費におきまして賦課徴収事務諸経費の不用額2万1,000円を減額するものでございます。

第2款保険給付費156万円の増額は、支出の見込みにより、第4項出産育児諸費におきまして126万円、第5項葬祭諸費におきまして30万円をそれぞれ増額するものでございます。

第3款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は、予算の増減はなく、国、県支出金の財源更正によるものでございます。第4項国民健康保険事業納付金3,851万4,000円の減額は、納付金額の確定により、第1項医療給付分におきまして2,862万1,000円を、第2項後期高齢者支援金等分におきまして989万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第7款第1項予備費におきまして、会計内調整のため2,118万1,000円を増額し、歳出合計1,562万9,000円を減額補正とするものであり、補正後の歳入歳出の総額を25億5,173万1,000円とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。96ページから105ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第74号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗に伴い各事業の精査を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,677万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億705万7,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。109ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、受益者負担金賦課額に合わせて79万5,000円を減額、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は災害復旧事業費の交付額に合わせて4,400万円を減額するものです。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算調整により1,802万4,000円を増額するもので、歳入総額としては2,677万1,000円の減額補正となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。110ページを御覧ください。第1款事業費、第1項下水道事業費2,677万1,000円の減額は、請け差などにより処理場維持工事費300万円の減、処理場維持管理委託料41万7,000円の減となる一方で、電気料金値上げによる下水処理場の光熱水費500万円の増、物価上昇による原材料費150万円の増、医薬材料費50万円の増及び使用料徴収件数増によるその他委託料25万円の増により、公共下水道維持管理費は382万9,000円の増額となりましたが、公共下水道災害復旧事業費においては事業費精査により災害復旧工事費2,500万円の減及び補償、補填及び賠償金560万円の減により、歳出総額では2,677万1,000円の減額補正となったものです。

次に、111ページを御覧ください。第2表、債務負担行為は、令和5年度の当初から公共下水道処理場の維持管理業務を委託するため、期間、令和5年度、限度額、500万円として債務負担行為を設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。116ページから121ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第75号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗に伴い各事業の精査を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,047万2,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。125ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は、受益者負担金賦課額に合わせて4,000円を減額、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、小良ヶ浜処理区災害復旧事業費の今年度分の国庫補助金の交付内示額の確定により、100万6,000円を減額するものです。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算の調整により189万8,000円を増額するもので、歳入総額としては88万8,000円を増額補正となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。126ページを御覧ください。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費88万8,000円を増額は、集落排水維持管理費において事業費確定による管渠維持管理委託料200万円の減、処理場維持工事費120万円の減、処理場維持管理委託料31万2,000円の減となる一方で、電気料値上げによる下水処理場の光熱水費240万円の増、災害復旧事業費において上手岡処理区の災害復旧事業に伴う管渠工事補償費200万円の増により、歳出総額としては88万8,000円を増額補正となったものです。

次に、127ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正は、集落排水災害復旧事業において年

度内に支出を終わらない見込みがあることから、翌年度に繰り越して予算を執行するため、6,100万円を限度額として繰越明許費を設定するものです。

次に、128ページを御覧ください。第3表、債務負担行為は、令和5年度の当初から農業集落排水処理場の維持管理業務を委託するため、期間、令和5年度、限度額、250万円として債務負担行為を設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。132ページから137ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第76号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、主に令和4年度の年間の事業量を精査したことで国庫支出金などが増額したため、

歳入歳出予算の総額にそれぞれ932万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億2,484万5,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。141ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料では、令和3年度介護保険料未納者の滞納繰越分として10万3,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金において、福祉用具の申請減などにより介護給付費負担金で4万8,000円を減額、第2項国庫補助金において、地域支援事業交付金で1万9,000円を減額する一方、災害臨時特例補助金で992万7,000円を増額し、合わせて986万円を増額するものです。

第4款支払基金交付金も同様に、第1項支払基金交付金において、福祉用具申請減などにより介護給付費負担金で6万5,000円を減額するものです。

第5款県支出金も同様で、第1項県負担金において、福祉用具申請減などにより介護給付費交付金を3万円減額、第2項県補助金において地域支援事業交付金で1万円を減額し、合わせて4万円を減額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金も、介護給付費や地域支援事業費の減などにより一般会計繰入金で53万6,000円を減額するものです。

以上のことから、歳入において補正総額を932万2,000円増額し、歳入予算総額を17億2,484万5,000円とするものです。

続きまして、歳出について説明いたします。142ページを御覧ください。第1款総務費の48万2,000円の減額は、第1項総務管理費において会計年度任用職員の費用弁償を1万2,000円、第3項運営協議会費において地域包括支援センター協議会委員の費用弁償及び旅費を1万3,000円それぞれ増額する一方、第4項介護認定審査会費において医師意見書手数料を50万7,000円減額し、合わせて48万2,000円を減額するものです。

第2款保険給付費の27万3,000円の減額は、第1項介護サービス等諸費において、福祉用具の申請減により23万7,000円を減額、第2項介護予防サービス等諸費で同じく福祉用具の申請減により3万6,000円を減額し、合わせて27万3,000円を減額するものです。

第3款地域支援事業費の5万9,000円の減額は、第2項包括的支援事業費において、おむつ代助成金及び印刷費で26万2,000円を増額する一方、感染症拡大の影響による各種研修会の中止などで謝礼、旅費等を32万1,000円減額し、合わせて5万9,000円を減額するものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として913万6,000円を増額するものです。

第6款予備費、第1項予備費においては、当初予算計上分を執行したため、今後の不測の事態に備え100万円を増額するものです。

以上のことから、歳出において補正総額を932万2,000円増額し、歳出予算総額を17億2,484万5,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。146ページをお開きいただきたいと思ひます。146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 150、151ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 156、157ページ。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議をいたします。

休 議 （午前11時41分）

再 開 （午後 零時54分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

○議長（高橋 実君） 次に、町長より緊急を要する事件として、議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外8件の関連議案が追加提出されました。この件につきましては、12月14日に議会運営委員会を開会していただき、同議案を含め関連議案を日程に追加し、議題とすることに決したとの答申を受けております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長（高橋 実君） ここで追加議案の提案理由を町長より求めます。
町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします案件は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告を踏まえた条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件、条例の一部改正に基づく一般会計及び特別会計補正予算案件6件の計9件でございます。

本案件に関しましては、国の改正給与法案の可決成立を待って対応するよう総務省から通知があり、去る11月18日の改正給与法案の可決成立を待って関係議案及び補正予算の作成を行ったことから、追加で議案を提出するものであります。

詳細については、議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○日程の追加

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

本議案を含め、ほか8件の関連議案を日程に追加し、追加日程第1として日程を変更し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外8件の関連議案についてを追加日程第1として日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 零時57分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、追加日程第1、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明

○議長（高橋 実君） 次に、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 提案理由を申し上げます。

議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第6号）から議案第85号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告に鑑み、町議会議員、町長等の特別職の期末手当並びに職員の給与及び期末、勤勉手当等の引上げを行うため、条例の一部を改正するとともに、給与等の引上げにより必要となる費用を補正予算として計上するものであります。

内容の詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年の福島県人事委員会勧告において、公務と民間の特別給の支給状況に較差が生じているとの勧告内容を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

議案第77号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。改正本文中第1条では、条例第5条第2項において規定する期末手当の支給割合を6月期分の期末手当が既に支給済みであることから、12月期分の期末手当支給割合を100分の150から100分の155とするものでございます。

おめくりいただき、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。改正本文中第2条では、令和5年度において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等とするために、条例第5条第2項に規定するその割合をそれぞれ100分の152.5とするものでございます。

なお、附則において、本条例は公布の日から施行するものとし、改正本文中第2条は令和5年4月1日から施行することとしております。また、本年中に先に支給されました期末手当につきましては改正条例の内払いとするとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年の福島県人事委員会勧告において、公務と民間の特別給の支給状況に較差が生じているとの勧告内容を踏まえ行おうとする職員の期末手当支給割合の改正を鑑み、町長等の特別職の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

議案第78号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。改正本文中第1条では、条例第3条第2項において規定する期末手当の支給割合を6月期分の期末手当が既に支給済みであることから、12月期分の期末手当支給割合を100分の150から100分の155とするものでございます。

おめくりいただき、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。改正本文中第2条では、令和5年度以降において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等とするために、条例第3条第2項に規定するその割合をそれぞれ100分の152.5とするものでございます。

なお、附則において、本条例は公布の日から施行するものとし、改正本文中第2条は令和5年4月1日から施行することとしております。また、本年中に先に支給された期末手当につきましては改正後の条例の内払いとすることとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、表の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年10月5日の福島県人事委員会勧告を受け、公務と民間の給与等の支給状況や支給割合の均衡を図るため、給料月額及び通勤手当、また期末、勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第79号別紙資料、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。改正本文中第1条では、条例第21条第2項並びに第3項において規定する期末手当について、本年6月分の期末手当が既に支給済みであることから、本年12月に再任用職員以外の職員に支給する期末手当支給割合を現行の100分の118.5から100分の123.5に、本年12月に再任用職員に支給する期末手当の割合を現行の100分の66から100分の69にそれぞれ引き上げる改定を行うものでございます。

また、条例第22条第2項において規定する勤勉手当につきましても、本年6月分の期末手当が既に支給済みであることから、本年12月に再任用職員以外の職員に支給する期末、勤勉手当割合を現行の100分の95から100分の100に引き上げる改定を行うものでございます。

加えて、別紙資料2ページから9ページ、別表第1、行政職給料表のとおり、民間給与との較差0.21%を是正するために若年層に重点を置いた給与月額の引上げを行うものでございます。

別紙資料10ページ以降の新旧対照表（第2条関係）をご確認ください。改正本文中第2条では、令和5年度以降の期末、勤勉手当の支給割合の改正及び通勤手当の上限額の改正を行うものでございまして、条例第12条第2項第2号中の自家用車の使用により通勤する職員の手当支給限度額を支給単位期間につき6万4,000円から6万7,900円に引上げ改正するものでございます。また、条例第21条第2項各号列記以外の改正について、期末手当の支給月数を6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等にするため、再任用職員以外の職員に支給する期末手当支給割合を100分の121に、同条第3項に規定する再任用職員に支給する期末手当の割合を同様に100分の67.5に改正し、条例第22条第2項第1号につきましても、勤勉手当支給割合を期末手当と同様に6月期分、12月期分の勤勉手当の支給割合を均等とするため、100分の97.5に改めるものでございます。

なお、附則第1条第1項において、本条例は公布の日から施行するものとし、改正本文中第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものとしており、第2項においては改正本文中の給料月額、期末、勤勉手当の支給月数の適用を令和4年4月1日としております。

また、附則第2条においては、本年中に先に支給した給料及び期末、勤勉手当については改正条例の内払いとするとしており、附則第3条はこの条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとする

委任規定としております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと申し訳ありませんが、二、三分休議します。

休 議 （午後 1時25分）

再 開 （午後 1時26分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第80号から議案第85号までの審議に入りますが、皆様にお諮りいたします。議案第80号から議案第85号までの議案については関連がありますので、朗読及び内容の説明については一括で行い、質疑、討論、採決については議案ごとにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第80号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第6号）から議案第85号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての朗読を総務課長補佐より求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第80号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の内容をご説明申し上げます。

なお、令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、議案第81号から85号として議案を提出しております。これらにつきましては、本件と同様の予算補正理由でありますので、本件と併せてご説明させていただきますことをご了解ください。

まずは議案第80号について説明申し上げます。予算書1ページの令和4年度富岡町一般会計補正予算（第6号）を御覧ください。今回の予算補正は、福島県人事委員会勧告を受け行う議会議員の議員報酬、期末手当及び費用に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例並びに職員の給与に関する条例の改正により、それぞれ対応すべき給与費等の補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ694万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億554万3,000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出予算補正を御覧ください。初めに、歳入について申し上げます。第18款繰入金、第2項基金繰入金694万9,000円を増額は、歳入歳出予算の調整により、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。4ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費28万5,000円を増額は、議会議員期末手当や事務局職員給与費を補正することによるものでございます。

第2総務費135万4,000円を増額は、特別職期末手当や職員給与費、また会計年度任用職員給与費などを補正することによるものであり、第1項総務管理費において49万円の増、第2項徴税费において45万6,000円の増、第3項戸籍住民基本台帳費において36万3,000円の増、第5項統計調査費において4万5,000円の増となっております。

第3款民生費145万円の増額も職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正するものであり、第1項社会福祉費において116万6,000円の増、第3項災害救助費において28万4,000円の増となっております。

以下、いずれの予算区分におきましても職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正するものでございますので、款項の区分、それから補正額を読み上げることにより説明とさせていただきます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費105万2,000円を増額、第6款農林水産業費、第1項農業費63万4,000円を増額、第7款商工費、第1項商工費19万5,000円を増額、第8款土木費、第4項都市計画費11万5,000円を増額、第10款教育費170万7,000円を増額、内訳は第1項教育総務費において80万5,000円を増額、第4項幼稚園費において49万3,000円を増額、第5項社会教育費において40万9,000円を増額でございます。第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費15万7,000円を増額。

これらによりまして、歳入歳出とも694万9,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ145億554万3,000円とするものでございます。

次に、議案第81号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。予算書27ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ21万

円を増額し、歳入歳出の合計をそれぞれ25億5,194万1,000円とするものでございます。

予算書29ページ、30ページを御覧ください。歳入補正におきましては、第6款繰入金、第1項他会計繰入金21万円を増額し、歳出補正においては第1款総務費、第1項総務管理費21万円を増額するものでございます。

次に、議案第82号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。予算書43ページを御覧ください。今回の予算補正におきましては、歳入歳出それぞれ8万5,000円を増額し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ6億714万2,000円とするものでございまして、45ページ、46ページを御覧いただき、歳入補正におきましては第4款繰入金、第1項繰入金8万5,000円を増額し、歳出補正におきましては第1款事業費、第1項下水道事業費8万5,000円を増額するものでございます。

次に、議案第83号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。予算書59ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ3万円を増額し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ880万4,000円とするものでございます。

予算書をおめくりいただきまして、61ページ、62ページを御覧ください。歳入補正におきましては、第1款繰入金、第1項繰入金3万円を増額し、歳出補正においては第1款事業費、第1項事業費3万円を増額するものでございます。

次に、議案第84号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。予算書75ページを御覧ください。今回の予算補正におきましては、歳入歳出それぞれ51万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の合計をそれぞれ17億2,536万3,000円とするものでございます。

予算書をおめくりいただきまして、77ページ、78ページを御覧ください。歳入補正におきましては、第7款繰入金、第1項他会計繰入金51万8,000円を増額し、歳出補正におきましては第1款総務費、第1項総務管理費51万8,000円を増額するものでございます。

次に、議案第85号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。予算書91ページを御覧ください。今回の予算補正におきましては、歳入歳出それぞれ5万9,000円を増額し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ939万2,000円とするものでございます。

予算書93ページ、94ページを御覧ください。歳入補正におきましては、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金5万9,000円を増額し、歳出補正においては第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス事業費5万9,000円を増額するものでございます。

議案第80号から議案第85号の説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

初めに、議案第80号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行い

たいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページをお開きいただきたいと思います。8、9ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 10、11ページ。歳出に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。34ページから41ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。50ページから57ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。66ページから73ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。82ページから90ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。98ページから103ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

ます。

2時5分まで休議いたします。

休 議 (午後 1時52分)

再 開 (午後 2時02分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

○委員会報告

○議長（高橋 実君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、12月14日に開催していただきました議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第37号、令和4年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。(1) 12月定例会の追加議案について、(2) その他、一般質問の提出期限及び各常任委員会の日程等について。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和4年12月14日午後2時55分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員、なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。(1) 12月定例会の追加議案について総務課長より説明を受け、本定例会最終日に追加議案として上程することに決し、議長に答申した。(2) その他、一般質問提出期限及び各常任委員会の日程等について議会事務局長から説明を受けた。

以上です。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔総務文教常任委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（遠藤一善君） 報告第38号、令和4年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様。総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月15日午後1時53分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第39号、令和4年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月15日午後1時53分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第40号、令和4年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、12月15日午後1時54分より富岡町第1委員会室において委員会を開催した結果について次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関連例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第41号、令和4年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月15日午後1時56分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第42号、令和4年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月15日午後1時59分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

これをもって令和4年第8回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時17分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一